

褒美として御刀下し給ふ。(備前國家守作代金三十枚)初めに言せしにも違はず、京中の人氣かへつて御威光を感戴し、御材木もあまして、御手當とはなりにける。(柴翁自傳)

禁裏より
定信褒賞

尙ほ定信にも禁裏よりは、眞太刀守永作三十六歌仙、仙洞御所よりも眞太刀備前國左近將監貞次作朗詠集手鑑、女院御所(桃園天皇女御、明和八年皇太后と稱す)より九十賀記冊子、白羽二重五疋を賜はつた。

定信祝宴

定信は將軍が親寫して、彼に與へたる御製の詩を表装し、造營に關係したる諸僚を會して、質素なる祝宴を催はした。而して彼は柴栗山に嘯して、其の宸翰御製詩記を撰せしめた。

柴栗山御
製詩記

既に邦彦(栗山)を召して謂て曰く、鎌倉室町の隆なる、攘夷、尊王、其の人無きに非ず。而して未だ嘗て天章の幕府に至る有る者を聞かざるは何ぞや。…邦彦進んで曰く、古より君臣歎密にして間無き者は、獨り和のみ。…伏して惟るに神祖恭順の誠、奉循百年にして、殿下(將軍家齊)に至り、更に加

公武協和の
風氣

亦關東の
威光加は

ふるあり。茲に古を稽へ營繕し、大に聖天子降禮の意に合ふ。褒暎之餘、油然煥然發して天章と爲り、以て幕府に昭回す。…若夫れ鎌倉室町二氏、假ひ其の以てする有るに非るも、自ら私を營む。是を以て其の世を爲むる、王臣(公)名器を挾んで以て自ら大なりとし、幕僚(武)富強を恃んで以て命を方ふ。上下相ひ軋る、動もすれば違言有り。此の如く栗山は、徳川幕府を以て、鎌倉、室町に比し、其の皇室尊崇の結果、公武協和の徳を頌した。此れは栗山其人が、單に勤王心の醇厚であつた計りでなく、如何に時代の風氣が、漸次此に趨いたかを知り得可きであらう。然も定信が宮關を新たにしたる結果、關東の御威光が加つたとの特筆は、事實其通りであり。又た彼が此の事實を顯揚したとは、慶元以來の苟簡なる制を一變して、宮關を比較的偉麗に復古せしめたる事の、申譯けであらう。固より幕府側では、餘りに朝廷を大切に爲し過ぐるとの、意見を懐く者もあつたに相違あるまいからして。

第六章 松平定信の異學禁制

【三七】 松平定信と思想問題

在職期間

異學の禁

德川氏と文學

松平定信の在職は、天明七年六月より、寛政五年七月迄、足掛け七年、滿六年強である。然も此間に於て、彼の施設は、實に著明なるものであつた。彼は當山の急である、幕府財政の窮乏を救ふ可く、大節約を實行した。當時の流弊の尤も大なる賄賂を禁絶した。旗本の潰蕩氣分を一振した。文武を奨勵した。斯る中に於ても、彼の施設の一大特色と云ふ可きは、異學の禁であつた。今更此れに就て、少しく語らねばならぬ。

德川氏は家康が、林道春を擢用して、文事上の顧問となした以來、林家は其子春齋、其孫鳳岡、三代相接して學政を掌つた。而して林家が道春以來、朱子學である如く、官學も亦た朱子學を以て宗とした。而して將軍中の好學者五代

六代八代の文學

聖教要録の事

の綱吉の如き、自から周易や、四書の講筵を開らき、其の講義を、近臣及び大名、沙門、其他の者共にも聽かせたが、彼は唯だ學問道樂者にして、云はゞ能樂も、儒學も、彼に取りては、閑事業の一であつた。然も彼は唯だ様に仍りて林家の學風を、其儘受け納めたに過ぎなかつた。

六代家宣は、新井白石を寵用し、白石は林鳳岡と相容れなかつた爲め、林家は影を駈めてゐたが、然も白石も木下順庵の門下にして、其の學統は朱子學を離れなかつた。八代吉宗に至りて、白石は斥けられ—或は白石自らも隱退—林鳳岡は、再び擡首した。然も吉宗の學は、經世實用であつて、一方には白石同門の醇儒宇鳩巢を用ひ、他方には朱子學反對の首魁、物徂徠をも用ひた。徂徠學派は、實に吉宗時代に於て、最も繁昌した。

山鹿素行が、聖教要録を絶板せしめられたる理由は、幕府文教の支配者たる林家の故障よりも、寧ろ保科正之等にあり。而して正之の背後には、山崎闇齋があつたことは、既記の通りだ。(思想篇 四一)

朱子學の範疇に入る者

素行以外、朱子學の範疇に入らざる者としては、王陽明を主とする中江藤樹あり。又た其の門人の一王朱何れも擇取する一熊澤了介あり。やがて京都には伊藤仁齋、同東涯出で、江戸には物徂徠出で。而して同じく朱子學でも、山崎闇齋の急派あり、木下順庵の穩派あり。何れも林家の朱子學とは、其趣を異にするものがあつた。

異説汎濫の形勢

林家も三代の鳳岡—信篤—以後は、振はなかつた。而して堀川學(伊藤仁齋、同東涯、徂徠學、山崎學以外に、所謂折衷學派なども出で來り、世間一般學問の普及、進歩と共に、異説汎濫の形勢を馴致した。即ち近世的言葉を以てすれば、思想混亂の情態を來たした。

田沼時代の學問

朱子學の要領としては、忠孝の道を、躬行實踐するを以て、第一義とした。然も當時の學問は、所謂田沼時代の、社會的潰蕩氣分に捲き込まれ、否な寧ろ其の氣分を鼓吹し、學問は人心を整理にし、社會を緊肅せしむる所以でなくして、寧ろ學問の爲めに、人心を安誕ならしめ、社會を放恣ならしむる傾向を生じた。

吉宗定信の相違點

別言すれば、當代の學者は、治化を輔くる役目を抛つて、却て治化を賊する者となつた如く、見受けられた。吉宗も幕府初政に復古を企てた。定信も同様だ。されど吉宗は異學を兼用した、學問上には何等の制限をも加へなかつた。加之ならず、蘭書を読むの道さへも開いた。然も定信は、朱子學を眞甲に翳して、異學を禁じた。されば此の祖父と孫とは、此の一事に於て、頗る相反するものがある。

亦時代に應ずる爲

されど之を以て、定信の襟度は、吉宗に及ばずとするは、恐らくは太早計であらう。定信をして吉宗の時代にあらしめば、或は吉宗の如く行ふたであらう。而して吉宗をして、定信の時にあらしめば、是亦た或は定信の如く行ふたも、未だ知る可からずだ。定信は必ずしも、狹量の政治家ではなかつた。然も彼は田沼の混濁時代の後を承けた。此の混濁時代を、根本的に革正するには、思想問題から著手す可きは、寧ろ當然と云はねばならぬ。否な思想問題に著眼したるは、寧ろ彼の一大見識と云ふも過當ではあるまい。

【三八】異學禁制の發端

學問整理
亦た當然

田沼時代は、生活上から云へば放縱、潰蕩の時代であり、思想上から云へば、解放、自由の時代であつた。而して生活から思想に影響した乎、思想から生活に影響した乎、或は兩者交互に影響した乎。そは何れにしても、兩者の間に緊密の干係ある可きは、見易き道理だ。されば社會生活の上に、儉約緊肅の一

定信專決
にあらず

大鐵槌を加へたる松平定信が、その原因、若しくは其の結果、若しくは原因たり、結果たり、結果たり、原因たる、學問上の整理に著手したのは、強ち不思議の事ではあるまい。然も定信は決して獨斷專決で、之を行つたのではなかつた。又た必ずしも定信の創意でもなかつた。彼は寧ろ或る部分の意見を代表して、其の實行の役目を勤めたに過ぎなかつた。

就職直に
文武獎勵

定信は執政の當初より、主として文武を獎勵した。而して殊に師範流儀の吟味をなして、其の由る所を明らかにした。彼は天明七年七月二十一日、(記憶せよ、彼が老中首座に任ぜられたのは、同年六月十九日)『學文、文武藝共、其師之名前並流儀之名、且其者の年齢共、書出候様可被致事』と達した。而して同年九月十五日には、
一 享保年中、諸人爲ニ學問一於ニ聖堂、日々講釋之儀、林大學頭ニ被仰付候。以來今以打續、日々朝五半時(午前九時)より九時(正午)過迄之内、講釋有之候。問、右聽聞志有之輩は、貴賤に不限、聖堂罷越承候様可被致候。

儒學講釋
立合

と令し。更らに同月本多越中守忠籌(定信の親友にして、若年寄に任ぜられたる)宅に於て、定信及び阿部伊勢守正倫、大目付、目付立合の上、儒學講釋を試みたが、之に應じたる者十四人あつた。

一 此度別本其外下々輕者共迄、文武之儀心懸候様被思召候。御上にも(將軍)文道廢れ候儀、甚歎かは敷被思召候間、其方共致ニ出精ニ聖堂御再建出來次第、右之場所へ罷出可申候。尤今日其方共學力致ニ吟味候

柴野彦助
召出

上は、以來相勵可致三講窮一候。と、其の者共に申聞けた。

栗山の學

岡田寒泉

栗山同志
の學者

然も學政一新の端緒は、天明八年戊申正月十六日に、柴野彦助を召出された事である。彦助は即ち栗山先生だ。彦助は讃岐高松の産にて、年少にして江戸の林家に學び、學成りて阿波の蜂須賀侯に仕へ、四百石を食んだ。然も京都に住して、西依成齋、赤松滄洲、皆川淇園等と相交つたり。栗山は程朱の學を奉じたが、山崎派程の疑り固まりでもなく、經學のみならず、史學にも、及び詩文にも、又た本朝の典故にも通じてゐた。彼は當代に於ける一個の大家であつた。而して其の幕府に召出された時は、既に五十三歳であつた。斯くて寛政元年九月十日には、岡田清助又た召出されて、聖堂附儒者となつた。彼は寒泉と號した。彼は寧ろ一個の醇儒であつた。

廣島藩學
教授局規
條

本藩(廣島藩)學館の學、程朱之學を爲す。去歲乙巳(天明五年)抄冬、有司命を傳へ益す之を遵奉し、異學を雜へ用ふるを得ず。知らず學者、乃ち一に統一するを以て、固と爲し、異學を雜へ用ふるを以て、博と爲す。是れ陋儒の見、出政の道に達せざる者のみ。夫れ學統一する所無くんば、即ち風勸養勵の勞ありと雖も、徒らに學者をして賢々せしむ。東奔西走、安んぞ其の能く材を達し、徳を成すの効を見るを得ん耶。故に學は一に統一して、異學を雜へ用ひず。而して後人各其歸を得る、是れ徳意の注ぐ所也。孰か感戴せざらん乎。志を合せ力を戮せ、以て徳意を宣布す。文學の任也。蓋子弟習慣性を成す、管に一家の禍福に係らず、乃ち理教の醇疵之に従ふ。授書講學の徴、當さに其の初を謹む可き也。

地方既
行に
統制

此は天明六年丙午正月に、彼が藩學の教授局規條として特記したる一節だ。天明六年は、未だ定信が出仕せざる時節だ。未だ田沼の威權赫灼たる時節だ。然も地方には、既に此の如き意見を實行するものがあつた。乃ち定信の異學禁

制の如きも、頼春水が、廣島一藩に行はしめたる所を、幕府に行うたる迄の事に過ぎなかつた。

【三九】 正學派の意見

西山拙齋

異學禁制は、民間の學者中にも、其の主張者があつたとは、前掲頼春水(參照二八)の廣島藩學に關する規條を見ても、自から想像せらるゝ、惟ふに柴栗山の如きも、幕府に召し出さるゝ以前よりして、或は此の意見を把持したものであつたかも知れぬ。然も主として栗山を懲慙し、刺戟し、此事を行はしむるに至らしめたのは、西山拙齋であらう。

初め邦彦(栗山)檄を奉じて、此に來るや、白川源公(定信)方さに國に當る。賢才を寤寐する猶ほ饑渴のごとし。邦彦爲めに一時の善徳を歴舉し、首めに

拙齋の主

栗山推挽者

翁(拙齋)に及ぶ。公欣然として意之に向ふ。即ち將さに入りて言ひ、命を發せんとす。邦彦因て其の高風清節、干すに塵務を以てし難き者を陳ると再三。公亦た之れが爲めに願慮し、其高を敗らんことを恐れて止む。

とは、栗山が記する所。而して、

然も忠孝信義の事に遇へば、賞激感嘆、言涕と俱に下る。一たび敗俗非聖の言を聞けば、輒ち感憤食を忘れ、辯駁餘力を遺さず。其の邦彦に勸めて學禁を立て、赤松鴻と與に學術を辯じ、……是れ其の最も衛聖闢異の功、世道人心に補ひある者。

と云ふに至りて、茲に明かに異學禁制の大英斷は、此の備中鴨方の處士、西山拙齋が外に之を主張し、柴栗山が内に之を成し、而して松平定信の力もて、之を實行したることを知ることが出来る。

抑も栗山が幕府に召出されたる手引は、誰であつた乎。栗山の親友には、一橋家一即ち將軍家齊の生家一の儒員久保伸通があつた。而して彼と栗山とは、極め

て親交があつた。

邦彦之れと與に同郷たり。而して又た官學に朝夕事を共にする十餘年、後官跡時に隔たると雖も、未だ嘗て十日に書無くんばあらず。是を以て凡そ仲通を知る者、吾に如くは莫し。

栗山交遊者

と。されど彼は栗山の幕府出仕の前に逝いた。固より直接に彼の推舉には與らなかつたであらう。栗山は又た田安家の儒者黒澤雉岡、及び大塚孝綽とも親交があつた。今ま黒澤雉岡の墓誌銘を見るに、

其の最も親しむ所の者は、故田安府大番帥大冢子裕、故一橋府侍讀久保仲通及び幕府奉朝請儒員柴彦輔三子と爲す也。

春水定信に關す

とあれば、栗山と彼等との間の交遊情態は、以て想見するに足る。而して頼春水の如きも、亦た栗山の親友にして、而して黒澤によりて定信にも謁してゐる。安藝の國の儒官頼彌太郎（春水）白河侯に召されて、此時も右仲（黒澤雉岡）同道にて謁見し、後々學問の御咄有て、近侍の人、土瓶三つと茶碗三つを持って、

右仲、彌太郎、侯の前へ一つづ、出し置ければ。扱茶をまいられよ、鹿木の菓子とて、盆に鹿品の菓子を積み出だされ、是を茶菓に參られよ、我もととつて喰せ給ふ。中々貴人の交りとは、露計りもあらずと。彌太郎物語りぬと

春水定信と學を論ず

なり。（天明大政錄）
又た天明四年甲辰六月附にて、春水が定信の白河に還るを送るの序がある。其の中の一節に曰く、

惟完（春水）曩きに延招を蒙り、坐を賜うて學を論じ、且つ君の吾學を教く尙び、異學の原委を、辯晰するを聞くを獲たり。惟完竊に謂らく、今ま時望の君に屬する、以て有る也と。

春水正學統一説

而して春水は又た學統論を作りて、其の藝藩學校に於ける、正學統一の釋明をなしてゐる。

或は曰く、聖學の大なるや之を一學に局して、其外に出づる能はざらしむ、國學果して此の如くならん哉。之を武事に比す、弓馬劍槍各其家有り、並

び行はれて相害せざる也と。

彼は之に答へて曰く、

武者固より數家、其の旅を整へ、師を行るに及んでや、之が將帥と爲るは一人のみ。則ち鼓す可くして鼓し、金す可くして金す、唯だ其の進退する所。苟も數將帥あらば、我鼓し彼は金す可く、彼金し我鼓す可し。金鼓所を失ひ、彼我相乖く、豈に能く其師を成さん乎。學數家あり、數家並び行ふ、吾未だ其の可なるを知らざる也と。

而して更らに一步を進め、

學一にして統なき、百弊隨て作る。曾て學無き儒無きの國、自から制度畫一相繼ぐの勝れりと爲すに如かざる也。學んで統無きは學ばざるに如かず。而して更らに一步を進み、

統の在る所、昭として白日の如し。君相之を奉じて、其の化源を端め、學士之を稟けて其の德意を宣ぶ。政術上に一ならば、風俗豈に下に二三ならんや。

學統無く
百弊作
る

山陽の學
統論跋

如何にも正學統一の意見を、詳審曲盡してゐる。春水の子山陽は、之に跋して曰く、

先君子學統論、天明年間に作る。其の禍を釋くの時(廣島淺野家に出仕)藩學始めて建つ。建白す、學は當さに程朱に一なるべしと。議者其の偏私を疑ふ、故に作る。蓋し士大夫の學、野人に異り、政治風俗焉れに繋がる。是れ所謂知者と與に言ふ可く、俗人の爲めに道ひ難き者也。

尾藤二洲
の統一説

而して春水の親友にして、其の義兄弟たる尾藤二洲の如き、亦た蚤とに此の意見を持してゐた。彼が『正學指掌』の一書は、正しく之を叙述したものである。賴春水が此書に序したるは、天明五年乙巳五月なれば、固よりそれ以前の著に相違ない。當時二洲は大阪に隠れ、『市井に卜居し、澹泊自から守り』てゐつゝ、尙ほ此書を著はし、

近世世間に種々の異學出來り、少年を誤ること多くして、正路の榛蕪、風俗の害となる。誠に心ある者の憂ふべきことなり。

異學禁制の氣運

と痛嘆してゐる。
以上看來れば、異學禁制の氣運は、既に學界の或る方面に、勃興してゐたことが判知る。

【三〇】 異學禁制の發令

禁制本文

寛政二年五月二十四日、愈よ異學禁制の令は發布せられた。

松平 越中守 殿御渡

林 大學 頭 へ

朱學之儀は、慶長以來、御代々御信用之御事に而、已に其方家代々右學風維持之事被仰付置候儀に候得ば、無ニ油斷正學相勵、門人共取立可申答に候。然る處近頃世上新規之説をなし、異學流行、風俗を破候類有之、全く正學

衰微之故に候哉、甚不ニ相濟一事に而候。其方門人共之内にも、右體學術純正ならざるも、折節は有之様にも相聞、如何に候。此度聖堂御取締嚴重に被仰付、柴野彦助、岡田清助も、右御用被仰付候事に候得ば、能々此旨申談じ、急度門人共異學相禁之。猶又不限ニ自門、他門に申合、正學講究いたし、人才取立候様、相心掛可申候事。

寛政二庚戌年五月廿四日

而して同時に、柴野彦助(栗山)岡田清助(寒泉)にも、

右之通、林 大學 頭 へ相達候間、得ニ其意可被談候。

とある。而して林 大學 頭 (信敬)も亦た、上記の命令を奉じて、左の示諭を發した。

林大學頭 示諭

示諭

御當家開國之初、朱學御取立被成、續而聖堂御建立有之候儀、全く風俗正敷相成、人才致ニ成就候様にとの御算意に有之候。然る處、近來種々

之新規之學流起行、我等門人にも、右體之學致候者有之候様に相聞、此度蒙ニ御察度一候段、於ニ我等も忍入失ニ面目一候仕合に候。此後は門下一統正學致、正精人柄相慎候様、急度相心得可申儀と存候。修行方之儀、追々可ニ申聞一候。

林氏の禁制反對

物議騰然

併し斯る示諭を發したる林大學頭彼自身さへも、異學禁制には寧ろ反對であつた。彼は寛政四年九月に至りて、上書して之を論じたが、省せられなかつた。宋學の本家本元たる林大學頭さへも、斯の如き次第であれば、世間の物議騒然であつたのも、決して不思議はない。當時伊東藍田、市川鶴鳴、冢田大峰、古屋昔陽、戸崎淡園、豊島豊洲、何れも宋儒の説を信せずして、各々其の所見を主張してゐた。就中、山本北山、龜田鵬齋、及び前記の冢田大峰、豊島豊洲、市川鶴鳴は、當時五鬼と稱せられて、異學の魁と目せられた。而して栗山が京都に於ける交遊の一人、赤松滄洲の如きも、書を栗山に寄せて、幕府の學は、此の如く一方に偏す可きものでないことを論じた。(參照三五)然も栗山は之に

禁制の影響多大

答へなかつた。固より此の法令にて、天下の學風を直ちに一變することは、容易の業ではなかつた。然も其の社會に與へたる刺戟は、頗る多大であつた。

寛政庚戌(二年)夏、官林祭酒に命ずるの書あり。朱學を稱して正學と爲し、他學を謂つて異學と爲す。此時に於て乎、天下の學者、其の宋學を非とする者、瞿然色を變じ、俄かに四書、小學、近思錄を誦する者、以て其の學風を更むるの徒、亦た多く有り。嗚呼此輩の學に於けるや、元來其の志を立つる其れ何如ぞや。予爲めに深く之を羞づ。

地方亦た統一

とは、冢田大峰が、其著隨意錄に掲げたる一項だ。而して此の影響は、決して江戸のみに限らず、地方にも及んだものらしくある。世上に儒業を以、門人を教る者、其の内には、全く程朱之學を奉じ候にて、も無之、學術不正者も有之哉に候。生徒の面々、是等之門え立寄、稽古有之義、甚以不可然候。別而幼少之人々、學校會讀書下讀等有之、學校へ

異學者へ
立寄禁止

出候ては、各其口授を以、相互に論じ合候様之族にて、助教等より是非の判断いたし候ても、先入爲主候て、聞受之體、甚薄く相見へ申候。ケ様に有之候ては、御教導之筋相立不申而已ならず、徒に高慢不遜之風義相募り、追々讀書之功によりて、却而萬事之害に相成候事、其例不尠候。所謂賊ニ夫人之子と申すものに御座候。依而指留可申候。此れは加賀藩の學政を掌る者の意見書にして、之に對して、異學を唱候者へ立寄義は禁じ可申、微して他儒(藩學以外の)へ參候は、無用仕候義は、不可然奉存候。との張紙を、附したる者もあつた。要するに異學禁制の風は、日本全國に吹き渡つたことは勿論だ。

天下滔々朱に向ふ

寛政庚戌夏、有官命ニ林祭酒ニ之書ヲ稱ニ朱學ニ爲正學ニ謂ニ他學ニ爲異學ニ於此時一乎、天下學者、其非ニ

宋學ニ者、巽然變レ色、俄誦ニ四書、小學、近思錄ニ者、以更ニ其學風ニ之徒、亦多有焉。嗚呼此輩之於學也、元來其立レ志其何如哉。予爲深産レ之。(隨意錄)

【三】 柴 栗 山 (一)

學政一新
實行者

當代學問
界の中心
人物

學政一新の鼓吹者は、西山拙齋であつたにせよ、其の實行者としては、柴栗山を挙げねばならぬ。拙齋は栗山によりて行ひ、栗山は定信によりて行ふ。然も拙齋も、定信も、栗山微りせば、或は各其の目的を果たすこと難かつたであらう。何れにしても、栗山に就て、今少しく語る必要がある。栗山は、天明から寛政にかけての、少くとも學問界の中心人物の一人であつた。天下の學問は、皆な彼に集まるとは云はぬ。されど彼は其の有力なる、或る部分の中樞を占めてゐた。而して彼が有力であつたのは、學者としてよりも、寧

栗山と他
學者との
比較

る人物としてあつた。
 彼は伊藤仁齋程の獨創的意見の持主でもなく、又た徂徠程の博識雄文でもなく、
 さりとて山崎闇齋程の、一派の開山たる資格もなく、又た新井白石程の典故に
 通じ、國史に明らかに、且つ實務に適する者でもなかつた。されど彼は學問、
 文章、人物、才能、自から儕輩の首領たる可き資格を具へてゐた。世寛政三博
 士を稱し、當初に栗山、寒泉（岡田）、二洲（尾藤）、後には栗山、二洲、精里（古賀）
 を稱す。されど栗山微りせば、寛政の學政一新は、恐らくは較著、痛快なる能
 はなかつたであらう。
 栗山は讃岐に生れ、後藤芝山に學び、更らに林家の門に入り、江戸昌平學に
 學び、其の學問の筋は、當初より宋學であつたが、然も彼は決して偏固の宋學
 者ではなかつた。彼の門戸は比較的に廣かつた。彼は一方には、宋學の醇粹なる
 西山拙齋などと親交があつたが、他方には皆川淇園、赤松滄洲などとも徵逐し
 た。彼は決して頭巾の道學先生でもなく、又た詞章記誦の活ける書物箱でもな

栗山の學

栗山の志

かつた。彼の志は、當初から經世にあつた。
 先君（栗山）少年、養貞府君（栗山弟）に書を與へて曰く、阿兄庸才、上は親に奉
 ずる能はず、下は弟を庇ふ能はず、視顔音だならず。然も功を天下に建つ
 るの志は、寤寐忘れずと。蓋し意は經世に在りし也。故に其の學を爲す、
 國學を治め、三禮を治む、皆な平生意嚮のある所。嘗て言ふ、初め馬氏の通
 考を購うて而して之を讀む、終て而して復た始む、遂ひに三遍に至ると。幕
 に升るの後、事に臨み策を献ず、皆な平生精神の注ぐ所、其の忠憤慷慨至
 誠に發して然る也。
 是れは彼の姪にして、養嗣子たる柴碧海の記する所。如何にも其の立志の凡な
 らざるを見る可しだ。されば彼が晩年、幕府に進仕したるも、固より彼に取り
 ては、其の素志を遂げたるものと云はねばならぬ。
 彼が天明八年戊申正月、東海道を下つて江戸に赴くの際、天龍川を渡るの絶
 句に曰く。

栗山の意

鳳曆天明第八年○維正月吉涉龍川○東風挾雨川雲黑○知是天龍飛上天

書されど著

と、亦た以て彼が意氣の昂揚を想ふ可しだ。

彼は學者としても、自ら一家を爲すに足るものがあつた。然も彼には、何等の著書は無かつた。但だ彼は幕府に出仕の後、十七史を、邦文にて譯し、國鑑と名けたが、漢武記に至り、未だ稿を脱せずして逝いた。

余嘗て其の著書を問ふ。曰く、一片紙無し。蓋し書を著すは、人を益するを謂ふ也。僕が如き迂腐の儒、不急の著を爲る、人或は之を闕す、是れ人の心を損する也。故に僕が書を著さざるは、乃ち人を益する所以のみ。之を著書ありと謂ふも亦た可なり。

負栗山の抱

是れ栗山の親友頼春水の記する所、如何にも栗山の言分が面白い。

欲下書ニ舊草一問諸君上舊草風吹飛作雲。君去試看清洛上。風花雲月是吾文。

傾蘇東坡に

此れが彼の抱負である。彼は尋章摘句に、其の精力を全注するを、屑としなかつた。然も彼は當時に於ける稀有の作家であつた。彼は専ら力を韓蘇に得、其の造詣する所、淺くなかつた。而して彼は程朱の學を奉じつゝも、亦た東坡に傾倒した。

先君平生東坡を喜ぶ。言ふ、黃州儂耳困厄極る。而して未だ嘗て一毫も愁怨不平の色あらず。胸中何等の洒脱ぞ。近思錄の書、固より四子(周茂叔、二程、張橫渠)精義の在る所、然も學者須らく坡公の襟懷ありて、方さに始めて讀み得るべし。しからずんば則ち、管々擾々、齷齪胸中、如何ぞ此の精微の義理を受け得んやと。是れ常に門人子弟に教ふるの語也。是れ又た柴碧海の記する所、亦た以て彼が固陋の宋頭巾でなきを見る可きであらう。

【三三】柴栗山(二)

栗山の人

栗山に取る可きは、其の學術、文藝よりも、其の人格であつた。彼は自から山の大將たる資格を具へてゐた。此れは彼が衆を容れ、才を愛する雅量と、其の多量なる人間味とが、然らしめたものであらう。彼の友人の子である頼山陽は、彼の産れたる讃岐の五剣山を望んで、斯く詠じた。

南望讚岐州。遙指五劍山。峭立衆嶺端。正襟遙拜之。非山思其一人。柴公彼父執。實產出其間。應運振頽俗。天意秀氣攢。吾少瞻其貌。有似此屏顔。雖非甚魁梧。自拔群賢班。談論挺鋒鏑。文辭癩不寒。

栗山富嶽の詩

と、如何にも其通りである。而して栗山自ら富嶽を詠ずるの作に曰く、誰將東海。水。濯出玉芙蓉。蟠地三州盡。挿天八葉重。雲霞蒸大麓。日月避中峰。獨立原無競。自爲衆嶽宗。

栗山時代の精神を解す

中井竹山の超群

と。而して最後の二句、「獨立原無競。自爲衆嶽宗」は、富嶽を詠じて、併せて自ら詠ずるものと云ふも、不可あるまい。栗山に取る可きは、時代の精神を能く諒解したることだ。此の一點に於ては、彼は當時の學者の誰よりも、能く徹底してゐた。是れ彼が中年を、京都に送りたるが爲めとも見る可きであらう。されど京阪の儒者、何んぞ彼のみに限らむや。例せば中井竹山の如きは、學博氣豪、實に關西に雄視した。肥後の叢孤山の詩に曰く、大阪城中客若雲。竹山夫子最超群。欲知夫子超群處。滿腹經綸滿腹文。

栗山の大家名分

此れは適評である。然も竹山の皇室に就て論じたる點は、即位の大典を古に復すると、至尊の春秋の行幸を、希望したる迄に止つてゐる。所謂勤王心の發露、皇室尊崇の精神の鼓吹なるものを見ない。されど栗山に至りては、幕府に召出され、幕府の殊遇を被りつゝ、あつたに拘らず、能く大義名分を心得てゐる。

た。彼が神武陵の詩を、自ら書したるものを見るに曰く、

神武陵

遺陵纒問路人一求。半死孤松半畝丘。不有

聖神開

帝統一誰教日印庶脱夷流一既王像設專ニ金閣一藤相墳瑩層ニ玉樓一

百代本枝麗不億。誰能此處一回頭。

寛政八年二月

陪臣無位 柴邦彦 謹書

栗山は正名の中堅

試に此の書法を吟味せよ。彼は實に皇室と幕府とを、全く差別してゐる。(一本、半畝丘を數畝丘に作り、誰能此處を幾人來レ此に作る。)當時正名の點に於て、最も注意したる者、彼の友人の中、處士西山拙齋あり、彼の同僚尾藤二洲あり。而して彼は實に其の中堅であつた。

障子(聖賢障子)京に進む。張設の際差失有らんことを慮り、住吉廣行(障子の

柴野栗山自筆神武陵詩 (東京大槻文彦氏所藏)

神武陵

遺陵纒問路人求半死孤松半畝丘不有

聖神開

帝統誰教品庶脱夷流既王像設專金閣藤相墳

瑩層玉樓 百代本枝麗不億誰能此處一回頭

四頭

寛政八年二月

柴野無位 柴邦彦 謹書

神武陵の七律の出づる處

畫家)旨を奉じて京に入る。先君(栗山)亦た同じく入りて其事を視る。既にして事畢る。旨を奉じて南北兩京を採訪す。神宇佛寺藏する所の古書畫器物、搜索粗ぼ盡く。先君(栗山)古を好む、天性に出づ。從行平安藤子冬(貞幹)阿波森川叔茂、(浪華帖の作家)二子亦た好古の宿學と稱せらる。摸搨の妙、賞鑑の精、一代比無し。故に急遽の際、此事を了る。然として餘樂有り。

〔柴碧海撰、家世紀聞〕

惟ふに神武陵の七律は、此際に出で來つたもの。而して此は寛政四年十月、彼が幕府の祐筆屋代太郎弘賢を具して、幕命を奉じ、畿甸巡遊の時であつた。今ま屋代弘賢の日記を案ずるに、

十一月二十五日(寛政四年)空晴る。多武峰に行かんと、卯の刻(午前六時頃)ばかりに立ちて行く。……此のあたり右に畝傍山、向ひに香具山、左に耳無山見ゆ。畝傍山、里人は持明寺山と云ふ。こなたの畑の中に塚あり、松一本たてり。かけまくもかしこき神武天皇の陵となん。心の中にふし拜みつゝ行く。

栗山對外思想

栗山の本領

とある。此の文は期せずして、栗山七律の註脚となる趣きがある。何れにしても栗山の特色は、時代の精神を、能く呼吸し、且つ鼓吹したことに存する。第二は、對外思想の發揮である。彼は日本人として、海外の警報に目を醒したる第一人でなかつたにせよ、其中の重なる一人であつた。彼が當時の奇士平山行藏などと、交らんとしたのも、邦家一旦の緩急を慮つた爲めであらう。

一日戯れに客に語りて謂く、我をして志を得せしめば、清國は取る可き也。閩國皆な讀書の人、而して胡虜に北面す、豈に其の本志ならんや。余海に航し、以て諸の聖賢賢哲の裔に諭す、孰れか力を戮せざる者有らむ。率て以て腥膻を驅る、枯を振ひ朽を拉く如き耳、豈に大に快ならずや。二洲(尾藤)龍渚(倉成)旁より言て曰く、先生少しく安せよ、乃ち郷隣に被髮纓冠する無らん乎。一座哄然たり。(師友志)

是れ栗山の友人頼春水の記する所、一場の戯謔と雖も、栗山の思想の趨く所を見る可し。即ち彼は尊王攘夷の急先鋒と云ふ能はざるも、亦た其の運動を、無意識的に、暗示したる一人と云ふ可きであらう。

【三三】 栗山と竹山

栗山は公武合體論

栗山偏狹ならず

栗山は、當時の勤王家高山仲繩(彦九郎正之)とも能く相知つた。然も彼は、仲繩一流の勤王家ではなかつた。彼は恐らくは公武合體論者であつた。此の點に於ては、彼は大阪の中井竹山と、大體に於て、其の意見を同くした。但だ竹山は寧ろ幕府を重しとし、栗山は比較的に朝廷を重しとしたる迄であつた。彼には夢にだも倒幕などの思想は無かつたであらう。併し日本は萬世一系の皇室によりて、統治せらるゝ一事は、彼が夢にだも遺るゝ能はざる所であつた。栗山は決して偏狹なる黨人ではなかつた。彼は決して凝り固まつた朱子學者ではなかつた。其の平生東坡に私淑したるを見ても、彼の道學先生一流の徒でな

かつたことは分明だ。而して其の交遊中の、水戸の立原翠軒、京都の皆川淇園の如き、又た赤穂の赤松滄洲の如きも、何れも當時の所謂朱子學者ではなかつた。

京に在りては、唯だ皆川淇園先生最も舊、先生學術詭異、操行不檢、然も先君（栗山）其の故たるを失はず。

とは、柴碧海の記する所。此を見ても、栗山の襟懷如何を、想ひ見る可きであらう。

朝鮮の聘禮、議を昌平學に下だす、先生（栗山）一事を執りて鬪言す。林祭酒曰く、此議關する所、小に非ず、先生且らく聲を低くせよと。先生曰く、奚んぞ妨げむ、我聲大なりと雖も、朝鮮に聞ゆるに至らざる也と。衆皆な大いに笑ふ。（「春水遺稿」）

と。是れ彼の友人頼春水の記する所、如何にも栗山其人を想ひ見るに足るものがある。

竹山黨

若し偏黨の見到泥む者を擧げん乎、栗山よりも寧ろ竹山であらう。彼は一方に於ては、論語非徴を作りて、大いに徂徠を排斥した。

吁嗟徂徠物氏、學術の病は、其症自ら大にし、名を好むに在り。其因、仁齋伊藤氏を壓倒せんと欲するに在り。而して其禍、程朱諸公の往聖を繼ぎ、來學を開くの功を廢絶し、政事を害し、風俗を敗り、天下青衿の士をして、深く妖妄邪誕の癩を結ば傳るに至りて而して後已む。哀しむ可き也る哉。

而して其の朱子學を尊崇する山崎派に對してさへも、公家に上書して、斯く云うてゐる。

竹山の山崎派排斥

往歲竹内何某、關白の御咎を受けたるも、其人さして不正の人物とも聞え申さず候へ共、彼學術の流弊にて、靖獻遺言を主張し、臂を擡げて横議する様になりゆき、目前の大害を引出し候。總じて學者一分上の大害となり候は、荻生（徂徠）にしくはなく候へ共、縉紳尊貴の御身に限りては、山崎の害はるかに甚しく候故、遮て申上置候。後々未々まで、是を學校の大禁と遊

竹山白石
に釋然た
らず

ばされ度候し

竹山は又た白石にも、釋然たらなかつた。

白石先生なるもの復世に出て、天子の四足御門を建て、名實ともに變亂せば、天に兩日出て、大に天下を駭すべし。……其邪説も暫らく端を啓きたる迄にて、程なく舊に復し、今日に於ては、都て恭順の御徳盛んにまして、麗しき御事也。

而して竹山は又た曰く、

白石衰龍
の御衣申下
の事

白石が衰龍の衣を、關東へ申下したる事、何書にも出ず。但し鼎鑑耳あり、必しも書見を論せず。正徳上京の事、「折たく柴の記」にも、何たる使命と云ふ事分明ならず、何分秘せられたる事と見ゆ。然らば是窃に衰龍の衣申下さん爲に相違あるまじ。……當時白石の使命、主たる公用何たるを人知るものなく、遂に隔たりし、白石衰龍の事を鳩巢、觀瀾の二人へ密々知らせたり。僕（竹山）の先人登菴は江都に遊び、鳩巢の厚接を受け、觀瀾と隔なく、

竹山の名
分論

常々物語られ候事、僕は先人より承たまはれり。……觀瀾は白石の推薦により召出されし恩もあれど、殊の外白石の僭越を憤り且歎き、白石は猶いかなる事をか仕出して、其連累にもなるべきやと、日夜安き心もなかりしと被申候由。……僕の弟履軒も、京なる縉紳に聞きけるは、當時申下しの廷議區々にして、大にむづかしかりけるも、勢迫る所ありて、衰龍の御衣を窃に取出したりと云ふ。

此れは果して事實であつた乎、否乎、今茲に判断し難きも、兎に角竹山は白石にも不満であつた。而して彼の逸史は、専ら徳川幕府創業者の徳を頌するが爲めに、著はされたるが如きも、然も彼は亦た彼相應に名分論をも考へてゐた。濫井太室が國史を著し、將軍の爲めに本紀を立て、天子を指して西都の主と稱するや、竹山は之を難じて曰く。

世俗に處最貞と云ふ事あり、太室兄も免れず。昔者徂徠は云ふに足らず、鳩巢の文字も、江戸最貞に出で、王室を目の上の瘤とするなり。山崎家の神道

竹山の人

を難ゆるは、京最肩にて、武家を尾大の勢とする也。
と。如何にも彼一人中庸を得たるが如き申分である。

竹山魁梧、奇偉、經を治むる精密、詩文雄渾雅健、世の推す所と爲る。……竹山時に膽張り、氣傲るの態有るも、而も好人爲るを害せず。……竹山人の爲に事を謀る周備、又た事に幹たるの才あり。履軒持論奇僻、皆な人と與に乖く。自ら幽人を號す。兄弟皆な山斗の望有り、但だ其學、程朱を信ずる純ならずるを恨と爲す。

是れ竹山兄弟の友人頼春水の記する所、然も思想の系統に於ては、竹山は栗山と大差なし。但だ竹山は栗山程、時代的精神に、遺憾なく接觸し得なかつただけである。

竹山の意見は、

竹山の朝
見關係意

當時關東に於て、武の道よく御備遊ばされ、御威光四海に普く、目出度御世に候へば、京師にて文業を専らに御講じ遊ばされ、ますく、太平の花ささ

候様に遊ばされ候事、肝要に御座候。

此れが朝幕の關係に於ける、竹山の欺かざる意見であつた。

【三四】 栗山と西山拙齋

拙齋の勤
王心

栗山に書を與へて、異學禁制を實行せしめたる、備中鴨方の處士、西山拙齋は、其の輪郭は、栗山、竹山に比して、固より小であつたが、勤王心に至りては、恐らくは三人中の最濃厚者であつたらう。彼は高山仲繩（彦九郎正之）とも、三人の中で最も親密であつた。

拙齋の學
統

拙齋は那波魯堂に學んだ。魯堂は本來徂徠學の系統であつたが、後に自ら省覺する所ありて、程朱を尊崇した。而して其の門に學んだ拙齋は、程朱尊崇もて自ら足れりとせず、進んで異端を撲滅するを心掛けた。「東方安藉秦皇手」

拙齋の談

焚盡後儒非聖書」とは、彼の述懐の句だ。

甚い夫仁齋、徂徠の毒を後昆に遺すや、蓋し二人の説、人の耳目を眩してよ
り、今に七八十年、本邦の學風大いに變じ、異端競ひ起る。皆な實學を遺れ
て而して空文に驚せ、功利に趨いて而して道德を舍つ。是に於て浮靡輕薄、
驅扇して風を爲し、謹厚愨實、斷喪地を掃ふ。動もすれば輒ち驕傲自ら大な
りとし、先脩を蔑視し、道學を毀るを以て卓見と爲し、邪説を唱ふるを以て
大業と爲す。(題與赤松國體論學書後)

單なる朱子學狂に非ず

拙齋の意見は、此にて知る可きである。されば彼は、異學禁制の發案者たるのみ
ならず、其の辯護者となりて、此事に奮闘したのも、決して不思議はない。
併し拙齋は、唯だ田舎に蟠りて、世間知らずの朱子學狂ではなかつた。彼は
當時の時代精神たる勤王思想を、十分に吸ひ込んだ。
王風雖ニ式微。猶有ニ君臣分。開府奉ニ天朝。豈無ニ烈祖訓。
是れ將軍が朝廷に對して、恭順なる可きを云うたもの。

毎年列國朝。奔命疲ニ于役。誠欲厚ニ民生。豈無懷遠策。

此れは參勤交代の弊害を擧げたるもの。

周室存ニ殷祀。清朝修ニ孝陵。如何豐國廟。荒圯絶ニ嘗蒸。

此れは徳川氏が豊臣氏に對し、其の措置の宜しきを得ざるを、咎めたるもの。
而して、

帝出震兮滄海東。照臨千古祚無窮。斯民都浴明良化。異域咸欽
神聖風。莫道還珠擁。寧唯定鼎鎮。皇宮。唐山西顧胡塵沒。
孰與扶桑日永中。

栗山に一歩を進む

彼の勤王心は、決して討幕迄は進まなんだ。否な恐らくは大體に於て、現狀維
持に安著したのであらう。されど大義名分に就ては、彼は能く心得てゐた。此
の一點に於ては、自ら陪臣と稱したる柴栗山と、趨を同くしたるのみならず、
或は一步進んでゐたかも知れぬ。而して彼が大日本史を讀むの時に曰く、
巍巍義公筆。刪修祖獲麟。書探石室秘。館延老儒紳。彰考主微闡。

拙齋大日本史を讀む詩

文質自彬彬。一洗前史穢。愈知皇統真。特書分正閏。(原註)

黜三神功于后妃傳、陞天友于帝紀、繫三正朔于南朝之類、皆大義所繫。特筆直書以正前史之失。微意

警君臣。(原註) 創三立將軍傳及家族家臣傳、蓋微意所寓、以正名分于既往、垂儆于戒、將來一也。

謹嚴名器重勸懲衰鉞陳豈止王家衛抑爲幕府親功當擬

補浴志在叙彝倫永懸濟世鑑寧效藏山珍南董與遷固

瞻乎避後塵猗歟君子國有若君子人達觀一百世理亂目中新

誰濟繼述美億齡輝耀王春

如何にも義公の知己と云はねばならぬ。然も彼は大日本史が、北條泰時に向つ

て寛大なるを、頗る不滿として曰く。

北條義時父子、陪臣を以て國命を執り、幕府を蠶食し、王室を猾亂す。毒九

世に延く、振古未だ曾て有らざる也。大日本史之を將軍家臣傳の首に收め、

深く義時の罪を誅し、特に泰時の賢を稱するは何ぞや。余を以て之を觀れば、

父子同一科罪、首を斷べ髪を擻んずるも、奚んぞ以て罵れを贖はむ。……平

抽齋の北條泰時論

相國淨海凶恣、白河上皇を襲はんと欲す、其子重盛力爭強諫、遽かに其暴を止む。臣子の道、固より當さは是の如くなるべし。而して泰時此に出るを知らず、乃ち亂命に従ひ、躬ら大軍を帥ひ、京城を陥れ、遂に乗輿播遷して回らざるを致す。其の不忠不孝、無禮無義、是をも忍ぶ可んば、孰れをも忍ぶ可らざるや。貞永の治、小康を曰ふと雖も、亦た惟だ人欲の私、其罪の萬一を償ふに足らざるや明けし。孰れか賢智にして而して敢て之を爲すと謂ふ乎。義公の史、是に於て乎微憾無き能はず。と云うてゐる。然も彼は此の筆鋒を、徳川氏其者に對しては、向けるを敢てしなかつた。

【三五】 栗山と赤松滄洲

栗山滄洲の交際

異學禁制に就て、最も堂々と正面から反對意見を表示したものは、赤松滄洲であつた。彼は京都に於ける栗山の親しき友人だ。滄洲が四十六士論評には、實に栗山が序文を書いてゐる。

老友亦穂森侯儒臣赤松國鸞、博文にして義を好む、又た事を淺野氏の墟に執る。純(太宰春臺)の謬妄にして正士を汚讖するを憤り、力を極めて彼の引據する所の、周官以下の諸説を辯駁す、鑿々として證左あり、極めて痛快と爲す。

滄洲の反對論

の一節あり。亦た以て彼等の交態を想ひ見る可し。されば此の問題に就て、滄洲は實に左の如き書を送つた。

夫れ人心の同じからざる其面の如し。古人既に之を言ふ。書を讀み道を學ぶ、見る所各異、而して其の尊信する所亦た皆な仲尼の教にして、而して孝悌忠信仁義禮樂治國安民の外に出でず。則ち必ず唯だ宋儒に是れ據る。鴻(滄洲)國字を以て愚意を述べんと欲す。忽ち聞く一生有り、(西山掛齋を斥す)性

所謂性理學者の私意

唯好む所に從ふのみ

道を學ぶの要

理の學を好み、乃ち詩若しくは書を作りて、天下に勸む。其意盡く後世評家、敢て宋儒の論著に肯從せざる書籍を盡く焚き、而して之を滅亡せしめんと欲す。鴻尙に謂らく、此曹私意を以て足下に媚び、以て足下の過を益す。而して海内の躁擾を知らず、噫無識の小人、其の醜已に甚だし。鴻是に於て已むを得ず、而して具陳す。冀くは足下其心を平正にし、其意を寛廣にし、上は當路の執事諸公に請うて、速かに令を出して禁を弛へよ。専ら程朱を信せず、漢唐の傳疏を用ひ、或は王陽明に従事し、或は堀河學(伊藤)徂徠説を用ひ、博く衆家に取る。學者唯だ其の好む所に是れ從ふ、未だ道に害ありと爲さず。苟も然らず、唯だ宋儒の籍是れ讀み、小學、近思、語類等數書の間に汨没す、其弊終に不立文字、教外別傳と爲る。僅かに能く頭巾の氣習を以て、其陋を飾る耳。

鴻不佞、犬馬の齡已に七十を過ぐ、少壯より相識る所、儒生文士少しとせず。其の宋學を好み、而して博覽にして文字詞藻有るもの、特に肥後藪子厚(孤山)

浪華中井子慶(竹山)及足下のみ。他は幾くも無し。餘は皆な性理の解に従ふを肯せざる者也。

各其の好む所

凡そ道を學ぶの勤めは、博く群籍を讀んで、而して聖人の教を知るに在り、孝悌忠、信仁義禮樂治國安民の外に在らず。則ち其の據る所の經解、漢唐若しくは後世の衆家、各其の好む所に従ふ、何の害か之れ有らむ。唯だ其の智愚賢不肖、用ふる所の何如に在るのみ。

正邪の解

又た聞く、足下程朱を謂うて正學と爲し、諸家を以て異學と爲す也と。夫れ異は固より同じからざるを之れ謂ふ也。諸家の程朱に異りと謂ふは可也。而も正なる者は邪の反對也。苟も程朱を學ばざる者、皆な之を邪と謂はん耶。果して其言是乎、他の諸家は姑らく焉れを置く、皇朝博士家說經、古より今に至るまで、舊典を遵用し、専ら注疏に依り程朱に従はず、豈に皇朝邪學を用ふと謂うて而して可ならんや。是に由りて之を觀れば、唯だ宋儒の學、之を正學と謂ふ、是亦た私言不通の論也。鴻聞く、藤惺窩、林羅山、専ら程朱に

栗山答へ

從ふと雖も、其の訓導、未だ嘗て此の如く偏僻ならずと。栗山は之に答へずして、拙齋代りて之に答へた。栗山が之に答へなかつたのは、恐らくは自ら答ふるを欲せざるのみでなく、其實は自ら答ふる能はなかつたのであらう。何となれば、滄洲の論は、如何にも道理明白にして、深く栗山彼自身胸中に立ち入りて、吟味したれば、其の所言の十中の七八は、同意同感であつたであらう。

栗山眞意

栗山が松平定信の下に、異學禁制の令を發せしめたのは、學術異同の見解よりも、寧ろ今日の所謂思想統一の爲めであつたらう。彼と西山拙齋とは、此點に於て、其外を一にし、其内を殊にしてゐた。彼は決して宋學一本調子の漢ではなかつた。彼の胸中には、朱子もあれば、徂徠もあり、熊澤もあれば、仁齋もあつたであらう。

栗山の正學

栗山交友

栗山、名邦彦、字彦輔、讃岐高松人、少而東遊學于林門、英邁不群、耽思經籍、旁善詩文、學成仕阿波爲三備臣、歲祿四百石、住三京師、倡三宋學、以三備雅風流三聞、與三西依成齋、赤松滄洲、皆川淇園等一結三交相歡、天明八年、栗山年五十三、被三天府召、赴三江都、爲三昌平學教官、命與三林祭酒、岡田寒泉一共修三學政、立三五科目、以造三士、享保中、物徂徠排三斥宋學、立三復古學、而來七十年所、主三張其說、者雖迹而興、是時有三伊東藍田、市川鶴鳴、冢田大峯、古屋昔陽、戶崎淡園、豐島豐洲等、亦皆崇三尙徂徠一者、而下三帷授三徒、都下書生薰三染其教、久矣、故每三示諭下一都下傳聞、詆謗百出、皆歸三咎於栗山、甚則入三室執三戈、備中有三西山拙齋者、學崇三程朱、以三關三異、道爲三任、寄三栗山書三懇勸以三此爲三言、赤穂赤松滄洲、則寄三書、以三學主三程朱、爲三偏、大府之學不三可三如此、栗山不三答、拙齋爲著三書辯三之、名曰三論學書、栗山、世間謗議一切不三問、唯以三修三學政三爲三務、國學規模一新、都下學風亦從而變、稍々知三嚮三程朱一者、栗山等力居三多。(日本教育史資料)

拙齋懇勸

【三六】 栗山と異學禁制

栗山著書

栗山が宋頭巾の亞流でなかつたことは、既記の通りだ。(參照三一)而して彼が勤

王思想と、對外思想とに於て、一代の風氣を呼吸したることも、既記の通りだ。(參照三一)而して彼は決して中井竹山や、西山拙齋の如く、心の奥底から徂徠及び徂徠學を排斥するものではなく、只だ其の同僚の岡田寒泉、尾藤三洲、古賀精里などの如く、純一なる宋學の信奉者でも無かつた。固より彼の一生は、程朱にて始終したが、然もそれは表向の學問で、彼自身は、諸家を兼取した。此の一點に於ては、彼は恐らくは當時の諸儒に冠絶したのみでなく、彼を拔擢したる松平定信にさへも、優りてゐた。

栗山の本音

栗山の本音は、彼が上書類を讀めば、最も分明だ。御役人衆 申上候通り、唐人の眞似を被遊候の、詩文章を御作り被遊候の、御自親御講釋を被遊候のと申様の事は、隱居や樂人の慰に仕候、風雅様の上氣學文と申物にて、一天下を知らしめ公方大將軍の被遊候御學文にて無御座候……人君の本道の御學文と申は、先づ有徳院様、水戸中納言 源義公殿、保科肥後守(正之)、備前の松平新太郎光政の様被遊候事に

風雅様の上氣學文を排す

偏黨の見
すに囚はれ

て、國天下を御治め申候事を、御學び被遊候事にて御座候。天下に學者は大勢御座候得共、此筋をよく吞込候ものは、餘り多くは無之物にて御座候。先は新井筑後守、室新助、熊澤治郎八、備前新太郎家來に御座候。中江與右衛門、近江の浪人にて居申候。熊澤治郎八の師匠にて御座候。山崎嘉右衛門、保科肥後守家來に御座候。伊藤源助、同源藏、兩人共に京都の浪人に居申候。杯申様の者に御座候。乍、憚道人體の者は、爰の所は、未だ篇と得合點仕間敷と奉存候。此にて如何に栗山の眼界が、廣濶であつたか、判知る。人別帳、道切手、只今に御座候得とも、只今の通りにては、何の用にも相達不申候。此致方、获生惣右衛門と申者の政談と申書に書記し御座候。大體惣右衛門申候通りにて、宜敷可有御座候と奉存候。尙又御評議の上にて可被仰付候。十家牌の事は、王陽明文集と申書に書記し御座候。御詮議被仰付候得ば、相知れ申候間、此所にて不申上候。

朱子學統
一因の眞原

異學禁制
の具體的
實行

此にて見れば、徂徠でも、陽明でも、勝手に參酌して、我用となしてゐる。固より此れは道學上の問題ではないが、何れにしても、偏黨の見に囚はれないことは、此にて分明であらう。此の如くして尙ほ彼が、上には松平定信を戴き、下には西山拙齋等を率ゐ、異學禁制の中樞人物となつたのは、田沼時代の頹風、汚俗を一洗するには、先づ根本的に朱子學によりて、思想を統一するの必要を感じたからであらう。之を以て、明治二十二年教育勅語の發布と對照するは、比倫を得たるものではないが、兎も角も其の目的は、人心の向ふ所を一にせんとするに在つたことは、疑を容れない。此の異學禁制は、愈よ具體的に實行せられた。栗山は既記の如く、天明八年正月十六日召出され、御儒者仰せ付けられ、寛政元年九月十日には、岡田寒泉召し出され、而して寛政二年五月廿四日、異學禁制の令發せられ、寛政三年九月廿一日には、尾藤二洲召し出され、寛政八年六月廿八日には、古賀精里召し出され

林述齋

此の如くして官學の中堅は、愈よ鞏固となつた。而して更らに特筆す可きは、林家に中興の主と云ふ可き述齋が、出で來つた事だ。彼は巖邑城主松平乘蘊の第三子であつた。即ち吉宗時代の賢相と云はれたる、松平乘邑の孫だ。四月五日(寛政五年)松平能登守乘蘊次男(按するに三男)熊藏を以て、林大學、頭信敬の嗣とす。信敬平素柴野彦助、岡田清助等と合はず。去年九月上、書論争、是に至りて卒す。將軍の特旨を以て、熊藏を以て、之が嗣子とす、實は信敬の意に非る也。(徳川十五代史)

何れにしても、述齋の林家を繼ぎたるは、官學の興隆に取りて、大なる仕合であつた。而して此の異學禁制は、定信辭職(寛政五年七月二十三日)以後、寧ろ一層の緊切を加へ來つた。

述齋と官學の興隆

第七章 定信の施政

【三七】 儉約及び旗本救済

儉約一貫

定信の政治は、享保の舊に復するを主として、文武を奨励し、風俗を矯正し、官紀を振肅し、儉約を厲行するにあつた。而して異學禁制、備荒貯蓄の如きは、享保政治以外、若しくは以上の施設と云ふ可きものであらう。然も總てを一貫するには、先づ儉約を以てした。儉約は大は將軍の手許より、小は町人百姓の生活に至る迄。

寛政元年九月の布令に曰く、

寛政元年布令

御勘定奉行え

- 一 近年凶作等打續、不時御物入及ニ莫大一候に付、去々末年(天明七丁末年)より三箇年之間、嚴敷御儉約被ニ仰出一候處、諸向御役人末々迄、一統出精

物每手重
を排す

いたし、御取締宜敷相成候に付、去年去々年迄御操作せ不_レ宜_レ處、格別
 の御差支も無_レ之儀は、一統出精之儀に思召候。乍_レ去連年打續御操作せ不
 宜_レ殊に以前よりは御取箇も減少いたし、御入用は相嵩候付、年々御不
 足有_レ之處、享保之度御世話有_レ之候、御有餘を以、年々御操作有_レ之程之儀
 に付、急速御勝手向舊時に難_レ被_レ復候。依_レ之來、戊年(寛政二庚戌年)より寅年
 (寛政六甲寅年)迄、五個年之間、猶又御節約被_レ仰付候間、一統出精可_レ被_レ
 相勤_レ候。近年は物每手重に相成候に付、無益之費用も有_レ之、御用辨も不
 宜_レ候。見分書面體之儀に拘り、實事取失ひ候儀は、御趣意に背き候儀に
 候。右等之趣、被_レ相辨_レ成丈御費無_レ之様可_レ被_レ心得_レ候。被_レ仰出_レ候御
 用度にて、御費用之筋は勿論、御手元之儀にて、御節約之筋心付候儀
 は、役所限之存意を以、可_レ被_レ申出_レ候。鎖細利勘之筋のみ專一_レいたし候得
 ば、吝嗇之趣にも相成候義、心得可_レ有_レ之儀に候。只一時一己之功に不
 拘、實事之御節約立引候儀專一_レに候。

此れは、御節約令の延長と、而して將軍の手元から、須らく先づ之を實行す可きを論じたもの。

大目付え

節約期間
の延長

一 去る未年(天明七丁未年)當酉年(寛政元己酉年)迄、三個年之間、御節約被_レ仰
 出_レ候に付、面々並下々迄之著服等之儀、且又諸道具も見分に無_レ構、有合
 を用ひ可_レ申との趣、あるひは家督嫁娶之贈答、其外振舞等之品迄、三ヶ年
 急度可_レ相守_レ旨相達置候處、右御節約御年限にも相成候得共、元より連
 年御入用相嵩候上之儀、御取箇も以前よりは減少之事に候へ共、急速に御
 勝手向御充實之儀にも無_レ之候處、一統之御手當御救筋御備之儀は、莫大
 の事に付、猶又戌年(寛政二庚戌年)より、來る寅年(寛政六甲寅年)迄、五個年之
 間、御節約之儀被_レ仰出_レに付、都て先達て相達候、通心得、右年限彌無_レ
 油斷_レ節約之儀、相用候様可_レ被_レ致候。
 右之通萬石以下之面々え可_レ被_レ相觸_レ候。

舊借金の棄捐

而して此れと同時に、旗本救済の爲めに、舊借金の棄捐を發布した。

一 舊來之借金は勿論、六ヶ年以前、辰年（天明四甲辰年）迄に借請候金子は、古借新借之無ニ差別、棄捐之積可ニ相心得一事。

附 五ヶ年以前家督代替にて、親代之古借新借金共、證文書替並其身にても、六個年以前金子借請、其後時々證文書替、五個年以後之借用金に相成候とも、全金子用立六個年以上に候ば、濟方可爲ニ棄捐一事。

乃ち六箇年以上の古借金は、其の證文の如何に拘らず、悉く打切りとするのである。而して、

利下令

一 御旗本御家人、藏宿共より借入金利足之儀は、向後金壹兩に付、銀六匁宛之積り、利下げ申渡候間、借方之儀は、是迄之通、藏宿と可致ニ相對一事。

棄捐救済に異論を禁ず

と令し。而して、御旗本御家人共、可成丈借金高不ニ相嵩一様心掛可申候。前條之通、借金棄

札差商人共へ代償

捐、利下げ等被ニ仰出候上、一統猶更厚く相償、儉約等別て心掛可申候。右體之御仁慈をも不ニ相辨、不正之事聊にても於有之は、急度御咎め可レ被ニ仰付候。勿論是迄之借金棄捐並濟方等之儀に付、異論ケ間敷儀無レ之様、明白可致ニ對談一者也。

と令した。此れは随分亂暴なる仕打の様であるが、元來藏元札差なるものは、高利を取つて、旗本御家人等に貸し付けたれば、此際に於て、斯る目に遭ふも、是非なき次第であらう。而して五個年以來の借金には、高百俵に付、一ヶ年元金三兩づ、利子は五十兩に付、毎月金一分づ、とした。而して是等札差商人共へは、その代償として、金八萬兩を八朱の利、二十五個年賦にて、貸し下げた。

【三八】 備荒貯蓄の効果

定信政治の大功德

定信の政治の最も後世迄、其の功德を及ぼしたる一は、備荒貯蓄の制を設けた事だ。彼は自から此事に關して、左の如く記してゐる。

代々の亂階は、饑饉なり。さればその備缺く可らず、午未兩年(天明六年、七年)饑饉の苦み、人々の忘れざらんうちにこそ、能く計らひ可然とて、彼是評議を加へたれば、その御備のかたはしも今は出來たり。未(天明七年)の頃迄は、享保の御時つめ置れし大坂の御蓄、粃も、半より多くとり出し、江戸の御圍米も有名無實になりたりけるを、今は大坂もやがて復古に近くなり、江戸の御圍米は、已前よりも高を増しけり。駿州清水の圍米をも、粃に納め代ふることにはしぬ。その城詰御用米てふも、未年迄には三つ一つも足らざりけるを、戌年(寛政二庚戌)には、十萬石餘も、御つめもどしにはからひたり。これまで例とてもなければ、猶あつく評議をこらしめて、酉年(寛政元己酉)に至り、諸大名領邑へ圍米とて、一萬石に五十石の積りをもて、五ヶ年圍ひ置き侍ることには被仰出、萬石已上も、夫々心々にかこひ侍る也。

圍米厲行

御領村々
貯蓄

大坂社會

京都の圍
米

凶年等の御國用には、上納も可被仰付、義の旨も被仰出、おかれたり。(原註 御三家、御三卿、萬石已下などは外にして、大が四萬石餘にもいたるべし)又御領村々に、夫食米、雜穀かこひ置侍候は、十分の一つは上よりも給はるべしと觸れたり。(原註 未年(天明七年)よりして、年々につめて郷藏建て圍ひ置しなり。今にてもその米糶杯已に少なからず)大坂社會を作りて、上よりも十ヶ年の間、年々御金を下し給ひ、川崎と云ふに藏をたて、米糶などを買入るゝなり。大坂三郷に於て、志あるものは納むべしと觸れたりけるに、人々皆御仁恵に感戴しければ、多く出しぬ。(原註 初年にも金千五百兩餘、銀十四貫三百目、米六百石杯いふ蓄へなり。右は酉年(寛政元年)に仰出されしが、戌(寛政二年)に至りて、二つの藏も充滿しければ、またく藏たてつべき旨、夫々被仰出しなり。)京都にはかの火災の(天明八年)時、米金かし給ひしを、米にて圍ひ置くことになりぬ。(原註 此米金被下では、聊かの事にして、京中數日の食にもたるまじければ、永續の爲かし給ふ由を云ひ付、糶米にて永久圍ひ侍る旨を被仰出しなり。是迄にもあらざる程の火災なれば、此米いかかと心細く思ふが上なれば、永續の手當なし給

ふと云ふを、殊に喜びしとなり。其外京都の姦商の缺所金を、京中へやすく貸し給ひて、その利息を以て、米糶買置くことにはなりたり。この二つは、今にても石高いと多く、二棟の藏にもおさめかねて、今その藏など建つべしといひあへるなり。

其他諸所
出の
園米仰

其外濃州、飛州、長崎、山田などへも、是迄なかりし事ながら、追々に園米等被_レ仰出、或は大井川出水にて渡りとまり侍れば、米價にはかに高くなり候て、旅人難儀に及ぶをもて、島田、金谷へも、園米被_レ仰出。〔樂翁自傳〕

果園米の効

彼は自からの施設を、斯く歴舉して、而して其の効果の一斑を、左の如く語りてゐる。

かうやうの御備ありければ、寅年（寛政六甲寅）八月九日大風雨、高波にて、午歲（天明六丙午）の頃にも劣らず、洪水して、米價一日のうちに騰躍して、未年（天明七丁未）の夏のことも人々思ひ出したり。一夜のうちに米價百俵に八十兩に至せしたり。これによつて米あきなふものへ、邪に利を得ること勿れとい

是亦簡約
政治の賜

ふ事教諭させ、搦米屋へは、一日にいか程と定めて、米をやすくして下し給ひ、又は十月の御切米を、その頃さし出され、又は糶米多くし、給はせければ、さしもの米價も引下りて、何のうれひもなくしなり。これらも米の御備あるが故なり。〔同上〕

御備手薄
に備へる
爲め

園石割合

近年御物入相重り候上、凶作等打續、御手當御救筋及三莫大候に付追々御儉約之儀被_レ仰出候得共、天下之御備手薄に有之候而は不_レ相濟儀思召候。依_レ之享保之御例を以、上納米も可_レ被_レ仰付候得共、當時不如意多之儀、且凶作等に而難澁之御にも候得ば、不_レ被_レ及_レ御沙汰、乍ら然廣大之御備之儀に候得ば、當時之御儉約のみを以、其手當に可_レ被_レ仰付二様も無_レ之候間、高壺萬石に付五十石の割合を以、來成年より寅年迄五ヶ年之間面々領邑に園穀致候様被_レ仰出候、尤於_レ公儀も右割合を以御借米被_レ仰付候義に付、尤非常之御備之儀には其領邑に而面々備置候得ば、天下之御備に御當り

園米之儀被_レ仰出

候儀に而御安心之儀に思召候。天下之御用度に被爲レ當候節は勿論之儀、其領邑非常之節は御沙汰之御程も可有レ之儀に候條、一統節儉相用、右體有用備向等專一に可レ被レ心掛候。
西九月(寛政元年)

〔徳川禁令考〕

【三九】江戸に於ける仁政

江戸に於て効果第一

松平定信の仁政は、江戸に於て、最も其の効果を残した。彼が如何に用意の周到にして、眼前の手から口への投機政治家でなかつたかは、此の一事を見ても、自から證明せらるゝ。

江戸町入用整理

江戸町入用として、無益にこれまた入用かゝりたり。これによつて近年の入用をならして、其事一簡易不滞様に、奉行所にてさたせしかば、其

入用多く減じぬ。その減じたるうちの七分は、町々永續かこひ扱、つみ金との料として、年々のけ置かれ、上よりも御金壹萬兩、町々へ被下、これまた積金と共に貸し付け、或は扱を買納め、または鰥寡孤獨などのよるべなきもの、又は火にあふて家たつべき力なき地主など、被下料に被仰出。猶この三分のうち、一分は町入用のまゝに被下、二分は地主へ被下、これまでかしやなど住めるもの、軒毎にあくたせん番錢とて出して、實はその入用ともならず、故にこの役錢をゆるされし也。これ又その積金兩扱、一とせにても少からず。年をい侍たらば、いか計かの備になり侍らん。先づあらまし、かうやうほどにも饑饉の御備あれば、俄に亂階ともなり侍るまじき哉。

〔樂翁自傳〕

彼は此の如く自から記して、更らに左の如き註釋を加へてゐる。

入用は地主を出す

此入用と云ふは、地主の出すなり。たとへば、此町は地代店賃の上り高いかほど、うち町入用いかほど、地主の全くとるべきはいかほどと定りて、これら

下民の反對

を家守などが計らひて、町入用を辨せしなり。然れば此入用を減じて、その一分は、町入用に差加へ、二分は地主の増手取とし、七分はその町々にて、圍籾積金となして、凶年の備とし、または鰥寡孤獨などに施し與ふるなり。故に上納などいふとはあらず。豪富の町人並に江戸町と地主のうち、五人づゝこれをつかさどりて、納拂をなすなり。さるにその頃被_レ仰出しを、ただ上へ聚斂せらるゝやうに思ひたがひて、あるはかくのごとく、金銀上へあつまらば、天下の通用の金少なくなるべし。又はその減じたるも、書面にて、實の減はさしてもなければ、その七分とて出しても、地主の別にだすにあたりはべれなれんと、さまざま云ひ置りて、人々こはいかゞあらん、この事行はるまじさかといひあひたり。

これ等の建議は、御勘定奉行などえ出して、予へ伺ひしかば、例の如くいかゞあらんなど、評議かき添へて同列へ廻したりしにも、極りなき御仁政にてあれども。民は始をはかるべからずともいへば、新例の義、必らず不便の

反對に動

こと、下にてかまびすしくいひのしるべし。さらんに於て、予が輩少したりとも心を動かさば、この法乍ら崩るべし。いよく動きなくば、御聽に達し伺ふべしとの趣意、云ひやりたりけり。この答ども同列よりして、不動如山なるべしとも答し也。この答を、御勘定奉行へも見せて、予等は如_レ此に思ふ也。されば疑なく取行ふべしとかきしるして、その旨伺ひしかば、尤の事とて、その奏を可せられけり。果して浮説紛々たりしかど、いよくかたくして、少しも動かざりしなり。追_レ日て下の苦しむことにはあらざりけりと、人々おもひて静にはなりにける。(同上)

此法の餘

此の遺法は、幕府瓦解の際迄繼續し、明治の初年には、其の積立金實に百七十餘萬兩に上り、之を東京市の共有金とし、其一部もて、兩國橋等四大橋の架換をなし。或は商業講習所を設け、或は府廳、市廳等の廳舎を建築し、而して其の一部を以て、養育院を經始した。而して今日の養育院も、全く其の餘惠に頼るものと云ふも、差支あるまい。

【四〇】無宿寄場

一万石以上
上國殿令

幕府が「高一萬石に付、五十石の割合を以て、來成年より寅年迄（寛政二年より六年迄）五個年の間、面々領邑に、圍穀いたし候様に被仰出一候。尤公儀に於ても、右程合を以、御備米被仰付一候儀に候」と萬石以上に達したのは、寛政元年であつた。同年又た萬石以下にも、同様圍米の令を發した。江戸市中の施設は、寛政三年であつた。而して今茲に、松平定信の施設中にて、事は小なれども、所謂る社會救濟の目的として、成功したる一は、人足寄場の設置だ。

人足寄場
設置

寄場てふ事出來たり。享保の比よりして、この無宿てふもの、さまざまの悪業をなすが故に、その無宿を、一圍に入れ置侍らばしかるべしなどと、建議もありけれど果さず。その後養育所てふもの、安永の比にかありけん出來にけれど、これも果さず。ここによつて志ある人に尋問しに、盜賊改を勤

益寄場の効

めし長谷川何某、試みんといふ。佃島に隣り續く島あり。これに補理して無宿を置き、或は繩ない、又は米などつきて、その産をなし、尤公用とし、米金壹ヶ年にいか程と定めて給せられ、これによて今は無宿てふもの至る稀也。已前は町々の橋ある處へは、その橋の左右につらなりて居しが、今はなし。ここによて、盜賊なども減じぬ。〔樂翁自傳〕

改悛の者
寄場に

定信は斯く記して、更らに左の如く寄場に就て、説明してゐる。この寄場の事をいはんに、是迄狩込みとて時々無宿を狩り取りて、溜なんどへ打入れて置しに、千何百人とありしが、その内千人程は皆疾みて死せりと云ふ。一年に千人もその溜りにて死なんは、不便の事なり。ことに溜りには入用も多く入侍れども、行届きがたし。寄場てふ所の、溜りの御入用に似るべくもなく少なければ、諸の産をなして生活し、或は町々へ店を出し、又は在家かたへ歸すてふも多し、つねに二百人計りなり。元無宿なれば、何にかなりなんとはいへど、既に今にては、子の放蕩なるも

の、こらしめに勘當せんとは思へども、たちどにも迷ひなんとて、町人より願ひて、この寄場へ置く者もあるなり。今に店を持、妻子などもちて、身持をかへし候もの、幾許ともいふ計りなし。これにて御入用は減じ、無宿は自ら少しく減じぬ。

長谷川の人物

寄場を恐れしむ

いづれ長谷川の功なりけるが、この人功利を食ふが故に、山師などいふ姦なる事もあるよしにて、人々あしくぞいふ。これまた知れ候ど、左計りの人にあらざれば、この創業は、なしがたしと同列とも議して、先づ試みしなり。今は御目付より立合を被仰付、永續の主法評議せしむ。また食事足らず衣薄きなど云ふて、からき事にいふ人もあれど、小人は無術に金穀にても給はるを、御仁政ぞと覺ゆ。寄場にてはからき目をするこそ、其人もおそれ、傍の人も恐れて、今無宿になりたらば、寄場へ入らるべしとて恐る、こそ、限なき御仁政なるべし。宿ありしもの家を出て、無宿てふものになる人を、飽食暖衣の御手當あるべきやうはなきなり。されど覺へなんとするものは、

豊穡盜賊の減少

その利徳を以て、今も暖かに著、飽く迄食ふなり。寄場にては、無宿のものども、様々の事覺へしもの多くて、産業よく出来ぬ。是迄書稼ぎなどの盜賊を捕へ候へば、入墨入れ、又追放しやるなり。又たかしこにて捕へ候へば、白狀に不及ば、又た放しやるなり。一人の盜賊、町奉行加役の方へ何ク度捕へらるゝも難計故に、懲るゝ事もなし。入墨三度に及べば、死刑に處せらるゝなんと、いまはさばかり白狀に及ぶことなく、只徘徊すとのみいひて、實は其の惡業はやむることなし。是等の類皆入墨の上、拂ひ出すべきを、直にこの寄場へ入るなり。故に本心になりて、手業など覺え侍らねば、いつ迄も寄場を出る事なし。その書稼てふもの、或は火をつけ、又は忍び入などするなり。このものかくの如くなりしかば、自ら盜賊も減じぬ。(同上)

以上が則ち寄場の効能であつた。

寄場人足

寄場は江戸石川島及び佃島、常陸國筑波郡上郷村にあり、寛政二年に始めて置く所なり。其役夫は鑛山役夫と同じく、無籍又は入墨敵の刑に處せられたる者にして歸する所なきか、又は再犯の虞ある者を拘置して使役するなり。其寄場にての犯罪は、寄場の制度を以て處罰す。後文久元年函館にも之を置けり。
〔古事類苑〕

江戸と常陸に

石川島人足寄場の起原

〔四一〕 社會風俗の矯正

尙ほ此の無宿寄場、浮浪寄場、當時の所謂人足寄場に就て語れば、其の建議者は、先手頭火附盜賊改長谷川平藏宣雄であつた。右は寛政二年二月廿日、無宿の徒を、加役方人足に取立て、石川大隅守屋敷裡、葭沼の地一萬六千三十坪に、寄場を設け、松平定信より宣雄を主任とし、經費米五百俵、金五百兩を下

附した。これが石川島人足寄場の起原である。

寄場收容の面々及其作業

此の寄場には、三奉行及び火附盜賊改加役の取計ひし囚徒の内、輕科のもの、即ち入墨、敲き追拂等に處せられたる者にて、其の引取人なき者を、留置て人足となし、使役せしめた。其の小屋は七室に分ち、罪科の輕重によりて其居を異にし、老者、病者、及び婦女は、各一室に措き、又た細工小屋二棟ありて、各自に手工を營ましめ、大工、建具、差もの、塗師等、さまざまあり、其人によりては、島外に出で、稼がしむ。若し手業なき者は、米搗、油絞、炭團丸め、藁細工などなさしめた。斯くて六年を経れば、放免して、身寄の者に引渡し、其節は就業の元資として、錢五貫文乃至七貫文を與へた。

收容人數

此の寄場は、起立の當座は、百三十餘人に過ぎなかつたが、漸次に其數を増加し、天保七年饑饉の頃には、四五百人に上つた。

長谷川の功

長谷川宣雄が幹事の才あつたことは、定信も明言したる通りにて、〔參照 四〇〕彼は先年弓頭より火附盜賊改に出役し、天明八年十月より、寛政七年五月

病んで没する迄、凡そ八ヶ年の間、此事に膺つた。彼は定信の知遇を得、其の意を承けて、此の寄場を創立した。此れが爲めに天明饑饉以來、田沼弊政の餘をうけて、乞丐、無宿の徒、市中を群行し、良民の煩ひとなるのみならず、醜穢を極め、風俗を紊り、目も當てられぬ情態であつたものを一掃したから、市内の風紀は肅然となつた。

長谷川盗賊逮捕の妙術

宣雄は盜賊を捕ふるに妙であつた。本所邊に田沼家の浪人と稱し、劍術を教授し、常に近隣の貧民に米錢を施し、好評を博したる者があつた。宣雄は見る所ありて、彼を逮捕し糾問したが、果して巨盜であつた。又た或時火事場にて、美なる法衣を著けたる僧が、士人と立ながら話しつゝあるを、馬上より一見し、直ちに逮捕せしめたが、是亦た大盜であつた。

長谷川の精勤

彼は自ら密行して、惡黨を探り、風説を聞き、且つは組支配の勤惰をも察した。或夜彼の組の某、麴町九丁目邊を巡行するに、一人笠を深く冠り、足ばやに行過ぐるものあり。其の風態甚だ怪しければ、待てと呼びかけたれど、聞かぬ振

長谷川の風俗矯正

りして行くにぞ。愈々怪み、追かけて笠を引きはぎ、其面を見れば、頭の宣雄であつたから、某は周章して、拜伏した。宣雄は色を和げ、やれ〜御大儀、よくこそ心を付たれとて、再三これを勞して、立ち去つたと云ふ。

宣雄は物價引下、風俗矯正等の事にも、貢獻した。或時營中にて、賄頭等に向つて、其許の組に、無刀にて出行する者ありと聞か、果して然る乎と聞いた。賄頭は答へて、さる心得違のもの、曾てなしと理つた。宣雄曰く、萬一さる者ありて、市中に於て、自然のことあり、組の者誤りて逮捕せんには、輕くとも御家人の事なれば、その儘には事すむまじと。此言を聞き及ぶもの、皆恐れて品行を慎んだと云ふ。定信の風俗矯正の施設には、彼も貢獻したる所少くなかつたであらう。

定信藩醫の遊蕩を矯む

御同家（松平定信の藩）御醫師の内、燈籠の節、吉原へ參り、殊の外大金を遣ひ遊び、仲の町を右左りにてさわぎ廻り候位に有之處、直に越中守様被成ニ御開一翌夕御診に有之、御醫師罷出候處、當年吉原の燈籠如何との御

定信隠密
を用ふ

尋ゆへ、今年は淋敷由沙汰承り候之段申上候處、夜前は如何と御尋に付、右御醫師殊の外、恐入候よし沙汰仕候由。(天明大政録)

固より定信は、察々を以て明とせざるも、下情を察する爲め、又た政治上の隠微を知る爲めには、探偵政策をも、或る程度迄は、採用したものであらう。

此節隠密と申事はやり候由、隠し目付の事と申候。右之隠密吉原にて、御旗本を見付申候て、段々名前を相尋、極密にて金子を遣ひ、漸と虎口を御のがれ候て、相すみ候處、隠密に又隠密がつき、役をしまひ揚屋へ人候由、沙汰仕候。(同上)

此の如き事は、其の流弊も自から生ず可きであるが、定信の田沼の舊政一新に鋭意であつたとは、此にても想像がつく。

長谷川平藏

町奉行同
様に扱ひ

寛政七年五月中、盜賊方御役長谷川平藏殿卒去あり、これは近來稀成老吏にて、よく盜擄の獲を採

ぐられ、取えがたき盗人をあまたとらへえられたれば、官にも町御奉行同様に萬事御取扱ありし人也。其餘仁慈の聞えも多くあり、八左衛門島に罪人を籠置れたる長屋を建られ、生活せられし人もあまたにて衆目倚頼せし人成しに可憐事也。右御跡役に森山傳五郎殿といふを仰付られぬ。

〔軟談餘録〕

【四二】博奕と盜賊

博奕嚴禁

松平定信は亦た博奕を嚴禁した。此事に就ては、彼は頗る世上の異論のみならず、其の側近の疑惧にも當惑したが、然も彼は猛然として之を斷行した。否な彼が緊肅政策は、田沼の放漫潰蕩の時に比して、著しく世上を不景氣ならしめ、その爲めに、種々の非難を被つた。然も彼自らは決して其の初心を失墜せず、變更しなかつた。

不景氣と
いへど健
全に發達

今ま人々うち寄りては、商ひうすし。如何かはせん、この末は如何なるべしと云ふなり。然らばその困窮如何あらんと尋るに、只老説を聞きて、奉る故に、その情は得ず。さらば試みにとて末年（天明七丁末年）より前の町々の斃死、縊死、又は捨子、または狩込の數などをたづね、未年後（定信執政以後）の尋ねて、合せみるに、三分にして其二を減ず。ことに火災もなく、質屋杯へ、いかゞなるもの多く質におくやと委しく尋るに、今は博奕止みたれば、質におくもの未年前とは、殊に減じぬといふ。さらば江戸の人滅じたるやと、人別を見しに、未年の頃よりは人別は四萬も増しぬ。ことに奉公人稀なり、歸農の願する者も至てまれなり。されば今以て町に居て商ひするは、奉公し、又は農作するよりはやすかりけり。此上にも猶衰へしと見えし程になければ、本末の御趣意たゞざるなり。

博奕制禁
の效果

博奕は代々の御制禁たるが内にも、未年（天明七丁末年）の頃より、格別に禁せられしかば、今いづかたにも見えし所に、博奕打侍るものはなし。尤この博奕止るてふ期はあるまじければ、十にして七つ入つは止たり。今にてはこの御殿制のありがたきと知りたり。この冬などは、始て町裏などに住ものまでも、綿入りし衣みな著たり。博奕御制禁故なりと云ふ。（原註 尤もその内録家孤獨の無告のものまで、皆綿入りし衣著しにはあらざらんか、博奕ありし頃に比すれば、かくはありとなん。）然るに亥（寛政三辛亥年）の夏の頃、盜賊てふ事あり。ここにも盜入りたりといへば、かしこにも入りたり。昨日も何ヶ所盜入りたりといふ。それより町々にて犬聲など聞ては、それ盜來りけりとして、鐘など打ならすにぞ、その鐘の聲を聞きて、又うち騒ぎつゝ、一夜寢ず。かゝる事半月計にも有けん、巷説噴々として、人情も更に安からざりしは、希有の事なり。これによりて、御先手の者へ被仰付、捕盜せしにぞ、遂ひに其の沙汰も止けり。捕へし盜とても、殊にすぐれたるはなかりしが、その内に大松五郎といふを、長谷川何がし（平藏宣雄）とらへぬ。此者一人して一夜に二三ヶ所程づゝ入て盜ぬ。一二月の間に、五十何ヶ所と入て、或は人を殺し、又はおびやかしてとりえしな

只一盜世
を騒がす

盜賊亦熄

り。(原註 重き刑にあへり) 此者一人にてありけれども、風聲鶴唳にも驚きしは、實に義氣の衰へしなりければ、かくてはなげかしきとて、またく評論ありて、義氣發すべき御手だてはとり計ひありし也。

その頃は既に博奕禁せられしが故に、詮方なく博徒皆盜に化せりと云ひし人多かりけり。予は猶前議を取り、博徒を多く捕れと下知すべし旨評議決して、追々に捕りてければ、愈よ博奕は固き禁となりしかど、その後盜はなし。されば博奕止みし故にてもなく、町方困窮故にてもなかりけりと、後には人々言ひ合ひぬ。(樂翁自傳)

此れは定信の自畫自贊の様であるが、田沼のふしだらなる政治を一新するには、此の遺口も亦た、機宜を得たものであつたらう。

【四三】官紀と風紀

不長吏僚の淘汰

松平定信の官紀振肅に就ては、大官高僚の間に、賄賂を杜絶するは勿論、幾許の淘汰處分を施した。

總て御政のよきもあしきも、その人を得給ふと、失ひ給ふとにあなれば、まづ諸大臣を初めとして、或は進み、或は退き、今にては、同列頗る御人を得られしともいふべし。今或人を論じては、何とかいかなれば、いはず、既にその黜罰せらるゝもの、酉年(寛政元己酉年)の比は、一年に五十人餘にも及べりけり。御代官の贓罪を以て、遠島なんどになりし、軽くは役を免され、又は追ひ拂はれしもありしが、已に八九人に及べり。故に今にては、左程の事はなきなり。是等の處置、ねもごろに問ひ尋ね、一々言上し、御裁斷を願ひ侍りしなり。世にはその座せらるゝもの、罪狀、一々言ひのべ侍るにもあらざれば、これは寛なるべしなど云ひしもありけれど、その的證なきはもと

小役人の救恤

より言上、衆評にも及ばざるなりけり。(樂翁自傳)
以上は、人物進退に關しての彼の告白であるが、之を見ても如何に彼が其志の存する所を、知る可きであらう。而して彼は復た小役人に就ては、其の救恤養廉の方法をも、殘る所なく施設した。

只思ふ、輕き御役には、落穂拾ふて妻子を養ひはよし、されど妻子をよく養ひ玉食せんはあしし。然るに近年の風正しからずして、何れの役にも、皆不正を種として暮らしつるを、俄に止めたらんには、立どころにたふれぬべきさまなり。又捨置たらんには、不正の人は榮え、正しき人は貧しくして、御奉公をもなしかぬるてふは、猶更なげかしき事なり。ゆえに役所金として、何の御役にはいか程と、その定めをなし。その役の精勤なるもの、または正しくして貧しきもの、又は不時の吉凶に用度多くて苦しむもの等へは、拜借又は被下金などに、その頭くとり計らひて、その都度くくりに届けなば、正不正もわかれ、輕きものも、又その餘澤を蒙るべしといひ合ひて、その事を言

諸家留守の禁止

上せしかば、殊に上旨にかなひ、早々可取用との事にて、子年(寛政四年)の春より、その沙汰に及びしなり。(同上)
彼は又た當時の弊害の最も大なる、諸家留守居の寄合を禁じた。留守居とは、國主城主等の全權大使、若しくは公使、駐在官として在府するものにて、彼等の放恣、横暴は、實に沙汰の限りであつた。

諸家留守居てふものは、一統の留守居を類役とし、黨與として、その主人の掟をそむき、公然として戲場遊里へ行にぞ。其主人これを咎むれば、一統の黨與承知せずして、重ねて跡役など出來ぬれば、其跡役のつとめがたきやうにはかる也。若又老中杯よりその風俗をやぶるとて、いたく糺し侍れば、その老中退役の後、留守居出來なるときに、意趣をむくひ侍らんとたくむ。これによりて日々茶屋などへ集會して、或はひきものとして、さかな出すべきときに、反物又は器物などを引き、又は伴ひて遊里へあそぶなど、日々費す所、幾何ぞや。これによて今までも、寄合にも事輕くすべしなど、御沙汰

一方怨嗟
然亦當

ありしかど、露さかざりけり。これに依て、留守居寄合已來無用にすべしと、
嚴しく被_レ仰出_レしかば、今は絶てやみぬ。又老中への贈物てふも、さかなな
んどは、日々のやうにもちゆきぬ。老中の家臣公用のかた勤むるところにて
も、さかなは來り次第土の上になげ出し、求むる人あれば、與へ侍る程の有
様なり。これら皆止しかば、商うすしといふも宜なりけり。(同上)
彼の改革は、實に大より小に及んだ。其の弊政も天明の末は、正徳の末よりも
劇甚であつたから、其の刷新の程度も、享保に比すれば、寛政は一層目醒しか
つた。而して此れが爲めに、一方に怨嗟の聲の出で來りたるは、決して意外の
事ではなかつた。

第八章 定信政策の根柢

【四四】緊肅政策に對する非難と辯明(一)

世上の非
難

松平定信の緊肅政策には、世上往々反對の者が少くなかつた。そは第一、世の
中の不景氣を來たしたからである。

白河の清きに魚も棲みかねて、元の濁りの田沼戀しき。

との諷刺歌の如きは、正しく或る一部の感情を、代表したものと云ふ可きであ
らう。

定信の辯
明

定信彼自身も、此事には元より氣付いてゐた。されば彼の自傳には、屢ば此の
問題に言及し、それとなく辯明してゐる。

前代の花
奢

古へより治世の第一とするは、花奢を退け、末を押へ、本をすゝむることに
ぞあんなれ。然るに寶永正徳の頃より、花奢になりもてゆくと雖も、寶曆明

和の頃の廿年は、世風くづる、事早く、前の廿年は、くづる、事遅かりけり。既に今にも七十八十の老婆は、いづれも銀のかんざし、たいまいの櫛などさしたるは一人もなし。黒き玳瑁に蒔繪したる、又は櫛も象牙をし、笄なども竹などをさしたるといふ。今の世にては見しものなく、銀などさす人も稀にて、符のなき玳瑁の櫛笄などさすなり。裏屋などに棲むものも、玳瑁の笄さすものもあり。

衣服の華

衣服などいふも、廿年前なかりし品々織出すなり。京縮など云ふは、近き頃出しを、老中重役の面々著たりしかば、越後にて織り出す縮は、營中へ著ても、出がたき程なりけり。

奉公人の悪了

その外女の衣服など、書にかくとも及びがたき縫などして、出すなり。既に今は如何なる田舎の山中にても、砂糖入の餅などはあり。これらの事故擧すべからず。然るに奉公人などいふも、代判突、蔭判突などいふ、取しめいかゞしきもの出来て、かけ落したるものなど引集めて、奉公人に出すにより

無頼人の住みよき世

て、或はとり逃などし、又はよからぬ事どもし出し、奉公人の給金は次第に高くなり、人はあしくなりもて行たるぞ、なげかしけれ。既に町方人別の改てふものも、只名のみになりければ、いかなるものにても、町に住難きものはなく、出家の定めもなければ、實に放蕩無頼の徒すみよき世界とはなりたりけり。

農村の疲弊

さるによりて、在方人別多く減じて、今關東の近き村に荒地多く出来たり。やうやう村には、名主ひとり残り、その外は皆江戸へ出ぬといふ如く、末にのみわしりけり。これによてその制度なければ、費すものかく多く、生ずるものかく少なければ、いかにして生財の道をひらき、如何にして物價を平らかにし、如何にして治世の御術をなし給はんや。

浮浪人の増加

天明午の歳(天明六年)諸國人別改られしに、まへの子之年(安永九年)よりは、諸國にて百四十萬人減じぬ。此の減じたる人、皆な死失せしにはあらず。只帳外となり、又は出家山伏となり、又は無宿となり、又は江戸へ出て人別にも

矯正の爲
の不景氣

入らず、さまよひありく徒とはなりにける。
 七年の間に、百四十萬人の減じたるは、紀綱くづれしか、かくばかりに禍ひ
 となり侍るてふ事は、何ともおそろしくもいふもおろかなり。
 これによて末を押へ侍るは、只花奢を禁ずるにあり。末を押へん爲に、花奢
 を禁ずるといふにはあらず。未(天明七年)の頃より、年々御沙汰ありしかば、
 人々節用の道を心掛しにぞ、無益のもの買ひ求む人も少なくなりもて行が上
 に、諸家の留守居寄合てふ事を禁じ、(參照 四三)及び我輩にて音物受くるこ
 となかりしかば、これにて無用の商ひ賣れずして、或は店を閉、又は外の職
 にかへるなどとして、無用のあきないするものは、や、減じたるうへ、商ひ
 なしとて嘆き侍る、巷説かまびすし。(樂翁自傳)
 定信も能く世間愁訴の一面を心得てゐる。彼は決して無我夢中に、節儉政治を
 厲行したものではない。

町會所又
初倉

諸町人中邊以下之事

尤今世困窮人御救の爲とて、寛政度の法にて、町會所又は親藏といふものあり、是は町々の失費年
 々莫大に成しを穿鑿ありて、悉く省略せられ、其減少高の内七步方御取立有て、親を圍ひ置れ、飢
 饉の節者御手當成といふ。依て町々にて七歩とも唱也。常々も此所より困窮人の長煩、父母なき乳
 呑子、又は死人を葬る事の出来ぬものに米錢を給るなり。誠に強を欠、弱きを助る御法にして御仁政
 と云ふべし。併々様の御主法ならでは叶はざる様に成しは、既に世の末に詰りたる證也。尤天明年
 中飢饉の節困窮人共の有様によつて此法立しものにて、以前はケ様の法はなくとも濟しもの也。向後
 此圍ひ親にて、二年三年の飢饉は御救行届くべし。此後段々に入寄り集り困窮人廢人等充滿、其上暴
 風洪水地震火災等の凶事、五六度も重り來りなば、中々是式の事にて行届まじき也。又常々も右の
 御仁政の行届兼て右にいふ如く、困窮に餘りて親を捨、子を捨、其外種々の惡道をなし、又は廢人と
 成、又は變死するもの少からず也。全體町家住居のものより、段々前に述ることく、更に天下國家
 に於て不益成ものなり。其不益なるものが三都其外國々に充滿して、或は驕奢安逸に誇り、或は困
 窮人となり、或者惡道無道の溢れ者と成て、米穀其外諸産物を費す事、夥敷事共也。此費は武士と
 百姓より出す物なり、誠に天下の大賊なり。(世事見聞録)

浮浪惡道
人

【四五】緊肅政策に對する非難と辯明(二)

江戸不景氣の辯明

松平定信は、上記(參照 四四)の如く、江戸の不景氣てふ非難に對して、左の如く辯明してゐる。

總て近きものは親しく、遠きものは疎く、目に視し事は親しく、耳に聞きし事は疎き習ひなれば、江戸の衰へ侍るは、諸國の豊になり侍るものにして、遂には御府内町々のその餘澤を得るの基也。既に近來花奢行はれければ、皆金を借り、又は押取などして、無益のおごりをなし、又は賄賂苞苴になせしなり。されば遂ひに窮し侍るは、秦皇の四百餘州を引受けても、奢りに奢れば、天下窮するぞかし。

江戸人口増して村衰ふ

されば遂ひには買求めし物の價をも與へず、借りし物を返さずし侍りしにぞ、士も皆衰へ行けり。村々にても、昔無きから傘などさし、又は油などつけ、髪を結び侍るてふ、これ又奢りに長じ、博奕など公行しければ、力田の輩少なくな

説者四海を知らず

くなりても、彌生するもの少なく、遂ひには田里を出て、江戸へ行侍るにぞ、江戸の人次第に増して、村々衰にけり。士農衰へ行きしは、工商何をもて暮らし侍らんや。

農村繁榮を策す

されば今節用を専らとし、歸農勸本の術を第一になして、浮華を斥けらる、は、工商その賜を受くる所以なり。然るにその所をも知らずして、斯く衰へ行てあきなきば、行末如何あらんなど、物識るものもいふなり。只四海は知らで、御府内今日の様子を見て、天下の御政を議するとやいはん。固より不義を以て富み、又は浮雲の如き商の利を得しもの歎かずして、いつか御政事の大本を得らるべし哉。さるに御府内の者共、商なしといへばとて、花奢を許され、又は賄賂を禁せず侍るてふ事は、いかにや及ぶとて、同列なんどとは、いひ合ひ侍るなり。

歸農勸誘

のは安きと考へ直して、歸農す可しと思ふ程にありたき也。
これによて女の衣服も、直段を定められ、又は玩物に金銀の箔用ゆまじき
など被^レ仰出^ス。(原註 これらは寛文享保の比より、時々被^レ仰出^スなり。その古き事は知らで、今
始めてかく被^レ仰出^スし様に心得て、かまびすしくいふもわらふべし。) 又は寺社の門前町の年
期あきたるは引拂ふべしなどと、町々のつゝにはせばみなんと御注意にて
被^レ仰出^ス。或は歸農の志あるものは、願出へし、御手當被^レ下、歸農可^レ被^レ
仰付^スなども、度々ふれられたり。

巷説に動

是等は國體第一の事にて、議論多き事なれば、たとひ巷説ありとも、動くま
じといふ事、先づこれらの事被^レ仰出^スべき前には、同列互ひに云ひ合ひ書取
候て、おの^レ思ひ^レに了簡をかき、覆藏なき程に、評論を盡して、決
し侍れば、假令如何なる巷説ありとも、御心を動かし給ふ事なし。
惣て御政事とり計ふに、その時勢^レを察して、まして此節は不治の治をな
して、しげ^レ何事も被^レ仰出^スなきに若かず。又はかゝる事は、かうやうに

時勢適應
の策

已來心得べき哉など、おの^レ存意を明して、いひ合て定おくるこそ、御政事は
まち^レにならざる爲に、かくはせしなり。(原註 既に尾侯水侯が仰にも、御政事の
御様子、此儘にて弛みなく、御取締の様子願候。たとひ巷説浮評候共、右に目をかけられざるかた可^レ
然との趣、くれ^レ被^レ仰き。)

朝行實を
示す

右の如く時々その勢によりて、うちかへし、目あての處談じ置、或は物價
などいふ如く、一々冊子にして、御用部屋たんすへ納めおけり。(樂翁自傳)
此の如く定信の緊肅政策は、一時の感情や、發作にてなく、時勢を察し、獨り
自ら審思するのみならず、同僚とも飽迄協議を盡くし、而して三家などとも、
大體の方針に就ては、其の諒解を経て、而して後之を施行したれば、其の法令
が、所謂る三日法令たらずして、徹底的に行はれたること、實に目醒ましきも
のがあつた。而して彼自身が、躬ら身を以て、之れが實行を助めたるは、彼が
始めて執政となりて登城したるに際し、晒の帷子に、津辰子の肩衣を着け、松
枝平の袴を穿ちたるを見ても、其の一斑が想像せらるゝであらう。

【四六】緊肅政策の理想

熱心政究の政治

廣く同僚の意見

少くとも松平定信の政治は、其日暮らしのものではなかつた。手から口への政治ではなかつた。彼は獨り自から信ずる所あるのみでなく、其の同僚と、忠實に、熱心に、講究したる結果を以て、之を當今の政治に施さんと試みた。此の一點に於ては、古今東西を通じて、彼が如き政治家は、比類無しとは云はぬが、其の極めて少數の部類に屬するものであらう。

彼の緊肅政策は、單に田沼の放漫瀆蕩政治の、反動と云ふのみでなく、彼は之を以て、政治の根本的立て直しと信じてゐた様だ。彼は吉宗時代の、山下幸内の上書に就て、其の同僚と反覆討論し、之に附するに自己の物價論を以てし、而してそれに就ても、亦た同僚のそれ々の意見を徴した。同僚とは本多彈正 大弼忠籌、松平 和泉守乘完、松平伊豆守信明だ。山下の上書は、既記の通りだ。(參照 吉宗時代、五〇—五四)此に就て、定信の無二の親友本多忠籌の意見は、

本多忠籌の意見

左の通りである。

すくみたる金銀をつかはせ候事、(按ずるに此事は幸内上書にあり)只今は時節早きかとも奉存候。右の譯は外國の拔道に、御制度を圖られし上にて、御良圖も可有之哉。不自由とは申ながら、まづ夫なり流し渡り申候。分限を不存物は、いかほど有之候ても、不自由なるは、金銀の委にて、何程有之ても、つかひ餘り困りたる事無之候。節儉の被仰出にて、町人共困候。由は申候得共、美食を飽まで食し、病を生じたる如くに御座候へば、同く困窮にても、餓たる者に、鹿飯を與へたる様には、人情無之はづの事と奉存候。困窮までも、今の困窮は病根むづかしく奉存候。右の通故、小兒に灸をすへ、病後に食をひかへ候やう成る以果敢御行ひ不レ被成候では、不レ相成かかと奉存候。只今も幸内如き者、下にかくれ居可レ申哉、まづは御時節を存可レ出事と奉存候。

此に對して定信は、左の如く意見を附してゐた。

定信の意見

奢侈を禁じ、町方不繁昌と申儀は、彈正殿御論に盡候へ共、猶々一體見込の事故、相認申候。士農工商の四つは、釣合宜しくいたし候儀、永久の基に候。當時は士農おとろへ、工商盛に相成候。古より末を抑へ本をす、むと申候は、古來治法の目當にて、奢侈のものを翫候は、富家計には無之。既に富家のものは、却て右様の事は不致ものにて、世さそひて奢侈に至り候へば、借金いたし候ても、おごり候ものにて、金有候が故におごり、金無きものは儉素にいたし候と申儀は、理窟計りにて、左様に參り候へば、申分無之、治安も難かるまじき事と奉存候。と云うてゐる。而して彼は更らに、自ら草したる物價論に就て、左の如き一文を添へてゐる。

定信物價論の解

物價の論は、奢侈を禁じ、節儉を示すに止り、又餘蘊なきが如し、いかん。答、いかで餘蘊なしといわん。泰平打つとき、人々怠慢奢侈、便佞輕薄に成りて、風俗に年寄たり。今の風俗は、五十歳を過し風俗なり。故に奢を禁じ儉をなす可き機兆有。此機兆を見出し、廉恥の心を引立ぬれば、實に奢侈を止め、儉の風にも成べし。廉恥の處をすて、節儉の風を尋ぬれば、人々彌利勘利術に陥り、鼻は曲りても、息出ればよしと思ふやうにて、うたればづかしめられても、金銀さへ得ればよしと思ひぬべし。そのいわれは、今やう流行の染模様類は、至てかすかに、至て小さく、色も目たゞしからずと、打あがりて若輩ならず、且つ損せずして久しく保つといふを好む。これ風俗に年よりて、身持かた氣に成りしなり。いへば儉よりも吝嗇の心甚し。されば妓樓にのぼり、酒池肉林のたのしみをなし、一夜に千金を投ちらしたる昔咄にて、いまは事を工みにし、いつはりたぶらかして、一夜のたのしみをなし、金銀を投ちらさずしてたのしむを、上策とは思ふなり。されば今の奢侈は、また古とことかわれば、この處をよくおもひて、廉恥を能引たつべし。廉恥引たちぬれば、義氣おこる。義氣おこれば、自ら剛毅木訥にして、古の武士に近く、自然と質實に至るべし。そのところにて

廉恥引立論

風俗もまた、わかく成るべきか。此廉恥を引立んは、一朝一夕の御政事にては、引立つべしとも覺へず。物價の高きも人氣に馴ぬれば、只奢を去しとて、俄に引下べきにはあらざれば、これまたその主法あり。故にこの比る談じおさぬ。若し惣論を見て、節儉をのみ示せば、奢侈やむとのみ心得ては、又甚害あり。吝嗇に陥り行は、人々ひすかしく成りもて行て、幸内のうれいしに近く成べし。よく廉恥をかた〜より引たて、奢を禁じ、儉を示しぬるこそ、最上ならめと思ふのみ。

寛政二庚戌二月

此にて定信の緊肅政策の、如何なる理想から湧き出でたものであるか、略ぼ分明であらう。

第九章 定信の財政方策

【四七】 長崎貿易に關する取締

一般財政の緊肅

一般の財政及び經濟に就ても、定信は其の緊肅政策を適用した。長崎貿易に於ける、取締の如きも、其の一である。天明八年十二月には、長崎奉行に向つて、左の如く令を下した。

拔荷取締

一 此度於ニ長崎表一遣用賣等の儀も、以前の如く相止め、其上不正之儀無之様、猶又嚴敷被ニ仰出候上は、正物取捌は、聊無ニ心遣一踏込候て、見込買取候様、可レ致候。且拔荷之儀は、前々より嚴敷御制禁候處、右御制禁を不ニ相用、其上一己之利得をのみ存候て、御國有用之品を以、外國不正之産物買求候事、誠不ニ一方一重々不埒之至に付、別て嚴密に相糺、即時に嚴しき罪に可ニ申付候。畢竟買請候者有之故、拔荷之不埒も出來

る事に付、買請るものも、賣渡るものも、同罪たるべく、其節に至り、後悔致
 間敷候。依て右之次第兼て不申聞、嚴しき科に行るに至り候ては、無
 罪之妻子迄、其科罪にあひ候事に付、不便之至候條、前廣に觸置間、以
 來不正之品相見候はば、不可相求、先々之糾に不及、早速其筋え可訴出、
 猶詮議之上、其荷物は、訴出候ものに可被下之。拔買仕候者有之
 由、沙汰承候はゞ、是又不糾實否、早々其筋え可訴出候。同類た
 りとも、其咎を免し、其上あだをなさざる様可申付候。不正之品買置候
 ものにて、心を改、早速自訴いたし候に於ては、前科を宥可遣事。
 右等に相背き候ものは、嚴しき科に可申付者也。
 右之通可被相觸候。

同じく勘
 定奉行へ
 の令

而して御勘定奉行には、又た左の如き令を下した。

一 唐船持渡之諸色拔荷仕、賣買候者、今以不相止、不届に候。向後買
 元不慥疑、敷品有之候はゞ、不可相求、訴出に於ては、詮議之上、其荷物

唐船に接
 近禁止

可被下之。尤拔買仕候もの有之候由、沙汰承候共、是ま
 た可訴出、縦同類たりといふとも、其科をゆるし、御褒美被下之、其上あ
 だを不成様可申付候。若存ながら不申出もの有之、於令露顯は、
 急度可レ行ニ罪科一事。

一 海上にて唐船見届候は、縦行違候とも、唐船とはるかに間を隔可
 罷通一尤唐船掛り有之近邊に同様に船掛りいたし候は、遂詮議可レ行ニ
 罪科一候間、國々所々に於て、西國北國往來之船持候者ともえは、常々急度
 可申付一事。

一般異國
 船取扱方

右之通堅被申渡置候。外より不相知以前、面々領知支配下より相改
 出し候様、無油斷一可被申付候。若違犯之者有之時は、伺之上仕置可
 被申付候。右之通享保三成年相違候處、猶又此度拔荷不正之儀無
 レ之様、並異國船漂著等之節は、取締かた浦々役人共えも、兼而申付可申事
 に候得共、猶また嚴重に被申付、荷物賣買紛敷儀無之様に致可申旨、嚴

享保令屬
成行は當然

敷被ニ仰出候。前書之趣、年久敷相成候儀に付、猶又申達候。田沼時代は、密貿易大繁昌の時代であつた。密とは云へど、其實は大びらにて行はれてゐた。恐らくは田沼意次自身も、直接間接に、之を公私兩様に、利用若くは悪用したのであらう。されば新政の當初に於て、享保令を厲行し、拔荷賣買を嚴禁したのは、如何にも當然の成行であらう。尙ほ又た寛政元年十二月には、長崎奉行に令して、左の高札を建てしめた。

密買罪科
嚴肅

三奉行え

一 主謀之密買、金銀銅錢を以買取、又は雜物等を以取替候とも、金高に積り、拾兩以上之品を以密買致し候者、並密買之再犯、金錢雜物等之多少によらず、右三ヶ條は死罪可ニ申付。右之企を存しながら、拔荷買候ものも、同罪に可ニ申付一事。

一 金銀銅錢にて無之、雜物等(十兩以下之品)を以密買を企候ものは、是迄之御仕置より、一二等も重く申付べし。右之企を存じ、買取候もの

長崎高札
本文

も、是又同罪たるべし事。

右之通、長崎奉行所に限り、以來取計可申候。尤是迄召捕置候、仕來輕罪に可ニ申付一分は、是迄之御仕置より、一二等も重く申付、別紙制札之趣、土地一同心得候。上は、前段之通御仕置可被ニ申付候。右之通、長崎奉行え申渡候間、可被レ得ニ其意候。制札之儀は、長崎奉行より寫取之、評定所え留いたし置候様、可被ニ取計一候。

定

- 一 拔荷密買は、重き御制禁により、申渡候趣、彌以堅可ニ相守一事。
- 一 唐紅毛人共より、金銀銅錢を以、拔荷直買いたし候もの共は、聊之品たりとも、以後可レ爲ニ死罪一事。
- 一 煎海鼠、干鮑、昆布等之類、都而右様之代物を以、直買いたし候もの共も、吟味之上、時宜に寄可レ爲ニ死罪一事。
- 右之趣、市中郷中並近國私領之分共、唐紅毛沖繫之場所、最寄之浦々有レ

到底制止
得ぬ密貿易

あるぶん、不洩様申達、兼て一統令ニ教諭、猶又制札に懸置可ニ相知一もの也。
 右之通、此度被ニ仰出候條、急度可ニ相守一もの也。
 此の如く微罪をも、死刑に處するてよ法令を出し、以て此の滔々たる抜荷賣買を制せんと試みた。されど密貿易は、必ずしも長崎港のみには限らなかつた。四面環海の日本國は、何れの方面にても密貿易を行ふには、極めて便宜多かつた。其中にても、北は蝦夷に接し、南は琉球に接し、随分大袈裟に、それが行はれてゐた。恨らくは定信等の政治も、徒らに小魚を網して、吞舟の大魚を脱したる憾みが無いでは無かつた。

【四八】長崎貿易に關する松平定信の施設と意見

長崎會所の
茶屋

彼れ松平定信が、自ら長崎に就て記したる所を見るに、左の通りである。

抜荷禁止
の效果

長崎の地、特に亂れて、已に近頃、戸田某といふ奉行は、彼地にて即死したる程なりき。會所（按ずるに會所の説明は、元祿享保中間篇、七六、七七にあり。）銀鉅萬ありしも、一度紅毛船入港せざりしかば、これまた使ひ果て、いまは會所に借財ある程になり。大坂に御圍銅ありたるも、残り少になり、諸山の銅年を逐ふて減少し、今は中々唐蠻へ渡す可き手當もなく、たゞ今日をおくるてふ計になりたり。申年（天明八戊申年）の頃も、銅無ければ、彼の京地の燒銅を集めて、棹銅といふに吹かへて鑿船へ渡す、實に炭々として危かりき。さてしもおくべからざれば、抜荷の禁を専らとすべし。（原註 會所の漸々に衰へたるは、御政事次第にゆるみて、抜荷年を追て増長せしかば、長崎より入來らぬものも、世上に多くうりひさぐにぞ。長崎の入札望む人少くなりたれば、金高減じたるなりけり。）とて、大坂にてその吟味ありければ、俄に長崎の品々多くうれたり。その上寛保のころ、半減商賣といふことを被ニ仰出しが、たゞ被ニ仰出しのみにて、奉行のもの、御意をあつく辨へ侍らざるうへ、御代もかはりたりければ、名のみにて、半は減

半減商賣を令す

じたるにあらざりけり。然かれば新たなる制度たつるにも及ばず、寛保の御趣さへ行はれたらば、長崎の地は、永續のもとを開くべしと奉行等と談判し。例の如く同列幾度か談じ、紅毛二艘の所一艘、唐船は藥物など持來りて、たすけにもなり侍れば、十三艘の處、一二艘可減、殊に無用の玩具持來りて、有用の銅に代へ侍る事、長久の策にあらざれば、書籍又は藥物を専らとして、錦繡玩具の類持來るを不可貴など可約と評決し。猶紅毛にてもし入來することあらば、いかゞあらん、いよく半減商賣被仰出可然哉と、そのあづかる職々を、同列列座にてたづねしに、いづれも半減こそ永久の爲なるべし、もし紅毛不來は、猶更永續の爲にて侍るべし。そのときは一統の受用を減じ、地役人を減じなば、紅毛來らずとも猶患あるべからずといひ決しぬ。然らばとてその旨言上せしかば、尤と被仰出、つゐにその儀と行はれける。

會所の整

然るに今にては會所の銀も多くなりて、近年(寛政三年考)紅毛入來らざれども、

長崎人民の善後策

敢てうれふることなし。只この上は、長崎の地へ生業を教へ、紡織し、又はすへもの(陶器)つくり、又は紙をすきなどして、生活を上げて、唐蠻の商の利潤を、餘計の事とさへ思ふやうになり行なば、主客の勢、忽變じて、唐蠻よりは願ひても入來るべし。若し此上紅毛船入來らずば、通辯を始めとして、紅毛によれる職々のものをば、或は江戸大坂等へめし下して、外の職任を與へ、長崎の地下人困難に及ば、わづか四五萬の人なれば、その困窮の者へは、手當を被下して生計を營ませ、他國より入來るものは、手當して、他國へ返へし、長崎海濱へ新田をとり立、生計得がたきものは、その地へ就かしめば、何の憂もなきなり。

若又唐船不入來ば、寛文已前の例によりて、唐かたへ渡りて、藥物買求めてひさぐべし。もと渡唐寛文に御禁じは、日本人多く唐土へ渡りて、或は妻子を持ち、幾年せも唐土に住居するなどと、みだりなる事ありしかば、禁せられしにて、唐土は萬國の人の至る所にて、彼方より禁せしにはあらず。

藥物買求渡海の策

牛減商賣の効

鎖國先制の苦心

寛文の禁忽ちに弛べられんも、いかゞながら、人命に預る所の藥物盡なば、これ又至仁の思召に背くべし。然れば天下の人の爲には、その禁をゆるし、渡唐して有無をかへんに、何に論もなかるべしと、建言せしかば、何れも尤と同じて、今永井筑前守も専ら土地へ産業を教しが、ことにその教諭に従ひ傾きて、産業の道ひらけ、唐蠻の者も、此に感じて、生業になるべき術をば、申出たき旨など願出たり。(原註 已に此頃甲比丹より丁子油又は阿片の製しかた、又は半つき、油絞る法など教へたりと、筑州よりいひこしたり。)

かうやうになりたるも、その人を得させ給ひたるなりけり。……世の人紅毛などの船を減せしを、如何などいふは、誠に論ずるにも足らず。今一艘になりたれども、一艘へ渡す可き程の銅もたえず。かくて數年を経ても、半減商賣施行なくば、いかゞなりゆき侍らんか。おそるべき程なりけり。(樂翁自傳) 以上は、定信の長崎貿易に關する施設と、其の意見である。當時紅毛船の往々不入來は、歐洲本國に於ける騷亂の餘であつた。然も定信の消極一點張の見識は、

時勢の趨向とは、寧ろ背馳してゐるものと云はねばならぬ。彼が長崎に於ける施設の得失は、姑らく措き、彼は世界の太勢に順應するよりも、寧ろ鎖國の先制を墨守するを以て、能事としたるものであつた。

〔四九〕 物價と貨幣 (一)

物價調節の苦心

相場狂せ禁止

物價調節に就ては、其の焦慮も一方ならずで、定信は自ら物價論を草して、之を同僚と講究討論した程であつた。然も物價高直の原因は、貨幣其物の粗惡なると、其の制度の宜しきを得ざるにあるを看取し、それら改正をした。

天明八年の末には、物價の件に就き、左の發令をした。

一 諸相場之儀、正道の筋に候はゞ、時々相場に隨ひ、高下可致儀、尤之儀に候。然る處、米穀相場之儀は、別に不時等申ちらし候て、相場を狂は

貳朱判眞
通令

せ候者も相聞、不届之至に候。此表よりも、専ら大坂へ申遣候儀に相聞候。此儀大坂に於て、嚴敷吟味致し候得ば、各面等も相知れ候事に付、以後右等不時申遣候儀、決而致すまじく、此上相顯れ候はゞ、嚴敷可申候。惣て此表賣買とて、時之相場正道之儀に隨ひ、手廣に賣買可致候。屹と此旨可相守一者也。

一 近來金銀錢之位、不ニ相調一候に付、自ら諸色直段も高直に至り、世上一統難儀之事に候。依レ之今度御用相願候家々上納金之内、貳朱判之分、不レ殘吹元に被ニ仰付、丁銀吹立、右を以御造營御入用にも被ニ差加、且又當年より灰吹銀を以吹立候丁銀、並江戶表丁銀御貯に相成候内をも差登せ、御遣拂に相成候筈に候。以來御備之内、丁銀之分は、多く御拂方に被ニ差向、貳朱判を以、御備金に被ニ差加、べき旨被ニ仰出一候。近來眞鍮錢壹萬貫文宛、年々吹方被ニ仰付一候處、當四月より七分通吹方被ニ差止一候。

是れ物價
調節便法

物價引上
禁止町觸

右之ごとく御入用をも被ニ差加、一統御救之ために被ニ仰付一候御趣意に付、下々一己之利益を以、御救之旨に齟齬いたすまじきは勿論に候。貳朱判眞鍮錢は、永代通用たるべき旨被ニ仰出一候に付、心得たがひ致間敷候。

前條は、大阪に於ける米相場に關する取締である。浮言流説もて、米の相場を狂はすを禁止したるもの。後條は、南鐮所謂貳朱判と、新鐮の眞鍮錢とが、兎角世間の不人氣であるから、それを成る可く流通せしめざる様、幕府に於て方便を施したるものだ。斯くて物價を調節せんと心懸けた。

更らに其翌、寛政元年正月には、左の町觸を發した。

一 近年諸色高直に相成、一統難儀いたし候。去る午年(天明六丙午)より、追々新規運上等も、被ニ差止一候上、米直段も、下直になり。殊に此度金銀錢之御觸も出候得ば、金銀錢縁合も可ニ相直、此上共右之處は、御世話可有レ之儀に候。既此節鳥目も直段上り候事に候得共、諸色直段一向引下げ不レ申候。前々申聞候ごとく、一己之利を以、商賣致し候得ば、一旦之利は得

候ても、必不致ニ相續一ものに候。前文之通、追々御世話共難レ有儀に候間、一統諸色直段成丈高直に無レ之様、精々可レ致候。此旨町中可ニ觸知一もの也。

此の如く物價の高直を、法文もて低廉ならしむ可く試みた。而して同年三月に至りては、左の如く三奉行(町奉行、寺社奉行、勘定奉行)へ達した。

折銀割銀通用令

丁銀遣拂令

一 折銀、割銀、焼銀之儀、是迄上納銀包方之節、常是にて、少々之折割焼にても相省き、包方不レ致候得共、以來は鑄銀は勿論、六七分迄之折割銀、並焼銀は、極印一向に不レ分分は格別、一ヶ所用、無ニ差滞、武家町家共取引可レ致候。勿論八分より之折割銀、並焼銀は、極印一向難ニ見得一候は、少々之焼にても、通用難レ成候間、右之分は京、大坂、江戸銀座、或は兩替屋之内、銀座下買之もの方え差出、定法之歩合引方を以、直させ可レ申候。

難儀之事に付、世上通用銀相増候得ば、一統之ために候間、丁銀方被ニ仰付、猶又前書之趣、相觸候儀に付、丁銀所持之者は、成丈け遣拂いたし、持圍ひ致問敷候。右之御趣意を相辨、若通用可レ成分取遣り、差滞は、歩合銀取候趣等有レ之に於ては、吟味之上、急度各可ニ申付一候。右之趣、武家在町寺社領共、不レ洩様、御料は御代官、私領は領主地頭より可レ被ニ相觸候。

銀通用を善くする施設

此れは銀の通用を善くす可き施設だ。即ち極印さへ分明ならば、折銀、割銀、焼銀に拘らず、上納金として採用するを以て、亦た其の通りに、世上にても通用す可しとし。又丁銀を持圍ふを禁じ、若し丁銀通用に付き、打歩を取るが如きあらば、それく咎め申付くることを令した。

【五〇】物價と貨幣(二)

丁銀多數
吹直

尙ほ寛政二年二月には、左の町觸を發した。

諸色直段
引下命
高直は奢
侈の成

一 諸色直段高直之儀は、近年打續米穀高直之上、金銀錢鈞合不_レ宜故にも可_レ有_レ之候得共、南鐮銀吹方被_ニ差留_一候上、去年も既以_ニ南鐮_一丁銀數多吹直成、是又年々山吹銀をも丁銀に吹方被_ニ仰付_一當時は鑄錢も無_レ之、眞鍮錢も吹方相止、此上にも追々御世話可_レ有_レ之候得ば、右之鈞合も可_ニ相直_一候。其上新規運上等も、午年(天明六丙午)以來追々被_ニ差止_一殊更米穀出來方相應にて、直段も格別下_リ候得ば、一統に能々相心得、一己之利徳のみ不_レ拘、人々正路に賣買いたし、何分にも、諸色直段引下_候様可_ニ心懸_一候。近年諸色一段高直に成候へば、其儘にて相場不_ニ引下_一假令引下_候ても、如_ニ以前_一直段に立戻_候事なく、追々高直に成行_候儀、其よる所品々可_レ有_レ之候へ共、第一奢之風俗に染み、萬事見分を專_ニにいたし、分限を不_レ辨所より、

遊興無益
商の轉業
を命ず

衣服制限

日用之費も多_ク候故之事に、高直に賣_候ても、多分右之奢についへ、身代取立_候儀にも不_レ至候得ば、彌賣徳不足之様に相心得、猶又利を得る事を計_り候て、元直段よりして小賣迄も、各高利を心懸_候故、適正路を存_下直に賣買致度者も、外々諸色高直に候へば、心底にまかせざるも可_レ有_レ之候。此度嚴重被_ニ仰出_一候上は、一統右之心得を以_テ人々商賣物下直にいたし候へば、外々諸色も下直に成_候間、一統之利潤は同様之事に候。武家にては奢強_候へば、困窮がちに成_候て、自然と町人共之損失も多分にて、困窮増_候間、近年武家之おごりをも被_レ禁_候故、追々無用之品々は、商賣からにより、商以薄_ク成行_{べく}候。然_ば町人共も、其程々に奢を禁_じ、且又遊興無益之商等は、追々所業をも改_{可_レ}申事に候。商薄困窮とのみ心得、一己に立かへり、奢を禁_じ候心無_レ之候へば、猶更困窮を重_候事、すでに先達て相觸_候、女之衣服商賣直段之限りは、貴人之上にても、其直段より以上、買上問敷との事に候處、其最上之直段迄は、

目先の考ふべからずか

施政要旨

下々にても著用不苦と心得違、町人身元薄者迄も、著用候類も有之哉に候。必竟享保之度、衣服之際限を示し置候處、右之儀いつとなく忘却せしめ、右體心得違有之は、全久々奢之風に染み候故之事に可有之候。萬事如右我分限を不辨候ては、商物高直に賣出候ても、賣徳も薄様に心得候故、猶更直段可引下とは不心付、唯ひたすら目先の事のみ心得、兎角程々に立返り可申儀を不存候故、右之通候間、此所を能辨へ、精々奢を止め、尤一己之利のみを不心懸、一統正道之商をなし候へば、諸色之直段も引下可申。左候へば、實に人々永續之基ひ、自から其所業も榮、彌正敷利徳も有之様に可相成候。追々被仰出候御趣意の所を汲とり、此度一統厚爲ニ觸知候間、常々専心懸、此旨堅可相守一もの也。

如何にも鄭寧、親切の示諭である。これにて果して幾許の實効あつた乎、知り難しが。定信等は、一方には貨幣制度を改正して、粗悪なる通貨を、世上に出

二朱判流通を令す

錢商人取捨令

は、相違なき事實だ。さざる様つとめ、他方には奢侈を制し、物價を低廉ならしむ可くつとめたことは、寛政二年九月には代官に向て、左の如く申渡した。

一 明和九辰年相觸、其後も南鑛通用之儀に付、追々相觸候處、西國三十ヶ國之内には、不通用之國々も多有之由。右は銀通用之土地に候共、時之相場を以、金と同様取遣り致し候得ば、可差支一筋は無之候得共。畢竟金銀共、多分爲替之取組にて相濟候之間、二朱判不行渡一故之儀と相聞候間、右國々御代官所、其外えも、追々二朱銀可被差下一候間、金と同様、時之相場を以、無差支一取遣り可致候。是迄國々御代官所御年貢銀は勿論、其外とも諸納、皆銀納にいたし來候場所も多有之候得共、向後は時之相場を以、金二朱判とも、銀納之内え、勝手次第、取交可相納一候。

尙又た寛政三年九月には、左の町觸をした。

一 連年錢相場下直にて、日用之諸色高直に相成り、下々致難儀一候に付、

爲ニ御救一當春以來錢御買上有之、且は明和九辰年、天明八申年、拾組問屋共より、町人共爲レ救、金錢相場引立之儀、願出候趣も有レ之ながら、錢商賣いたし候者之内、利欲に迷ひ、他國より船にて積廻し、又は近在商人共より、問屋仕切之金銀を、錢にて取寄、相場賣崩候手段いたし候者有レ之趣相聞、不届に候。錢之儀は、諸國共其所限り通用にて、差支無レ之筋に付、追而及ニ沙汰一迄は、他國より錢相廻し候儀、致間敷候。右體利欲を企、此節江戸表え錢積廻し候族於有レ之は、見當次第取上、急度谷可ニ申付一候。尤町々名主共支配限途ニ吟味一怪儀有レ之ば、早々可ニ申出候。若隱置、後日顯に於ては、町役人ども迄、越度たる可く候。

南鐮と新錢の處置

南鐮銀と眞鍮錢とは、幕閣も自ら作り出したるものではあるが、頗る當惑したらしい。されば一方には、南鐮を丁銀に吹かへ、又た西三十三ヶ國には、強ひて南鐮を通用せしめんとし。且又錢も新鑄を差控ふるのみならず、之を買上げ、而して其の買上げを奇貨として、諸方より持ち寄るを禁ずる等、其の苦心は實

に容易でなかつた。

【五二】金銀相場の調節

當局の努力

以上記したる所を以て、(參照 四九、五〇)如何に當時の幕閣が、物價と貨幣の關係に就て、最善の努力を試みたるかと判知る。更らに松平定信の手記を見れば、其の事情は、彌よ明白だ。

金穀の柄商家に歸す

古の御制度を見る可し。今年は作かた不レ宜に付、蕎麥、饅餡の類をつくるべからず。又は酒造をやむべし、又は一兩に付、鳥目四貫文に通用すべし。なんど、こま／＼御沙汰の御觸もありけり。右等の事絶へに絶へければ、今は金穀の柄は、商家に歸して如何ともすべからず。

金相場下の原因

既に寶曆明和の頃までは、金相場たかくして、七十目の餘にもしたりしを、

物價騰貴の一因

河合越前守てふ人出て、南鐮銀を吹けり。八片にして一兩に換ゆるものなれば、金を増すの道理なり。げに丁銀を多く吹潰して、南鐮とせしにぞ。金は増し銀は減じぬ。これにて金相場は追々に下落せしを、六十日餘に至らば、吹止むべきを、金穀の事に心づきし人もなくて、未年(天明七丁未年)まで年々に吹しかば、遂ひに金相場下りもて行て、五十四匁三匁まで引下ぬ。然るに關東にて、一兩を六十目と定らるれば、一兩の品を以て、關西へ行ば、五十三四匁に足らず。さすれば諸色の價にさしても、かゝる旅中費用賈徳の外に、此たし銀をわりかくるにぞ、彌よ物價は騰貴せしなり。手職になりて直ちにこれを論せしに、この南鐮てふものは、もと姦物にて、八片一兩に代ふべき正物にてあらざれば、只南鐮を以て丁銀とせんには、二割の費をうく、如何はせんと人々いふにぞ。先づ南鐮を吹きやめて、山吹銀もて、年々丁銀を吹きたすべしといひ合ふ。その通に取行ひ、京都の御入用に使ふ可きも、その南鐮銀十萬兩分を吹きて、丁銀にして使はれたり。丁銀折れ、割れ、

姦物南鐮

錯、焼などいふも、通用せざりしを、これ又通用す可き旨觸れ達し、並に南鐮をいやしみ候へば、金をいやしむにあたり侍れ。そのうへ今人情にあふて好んで用ゆれば、今はた止むべきにもあらざれば、永代通用と被仰出可然。その上目先きに多くあれば、自らいやしむならひなり。既に七八ヶ年已前迄は、予が在所(白川)などには、南鐮未だ通用なかりしが、今にては専ら用ゆなり。

南鐮を西國へ施行

南鐮未だ西國へは通用せざれば、是また施行候はゞ、必らず勢を得可きなりとて、これ又南鐮を西國へかし付の義取計ひし。そのうへ一兩にして、すでに五六匁程づ、關西にて利を得る道理なれば、關西次第に富むなり。(原註 この後關東の如く、西のかたも六十日通用となりなば、彌西のかた盛になるべきなり。この頃もその侍れども、止て行はず。爲換といふて年々大坂より御金を下さるゝを、定例のはをきて、(原註 定例のを止たらんには、爲換組また其職にはなるゝなり。)臨時とり下さるゝ分を、正金にして下すべし。(原註 この正金にて下す事、是まで絶てなければ、いかゞ

丁銀にて
朱判に
上

是れ不自
然混亂の
救済策

はせんと評議せしに、御城代より宿次にて送りたれば、宰領附人にも不_レ及來るべしと評議し、何の上
 左取行ひしに、是まで何ヶ度さし下すといへども、聊の滞りもなきは、御威光難_レ有事にて侍るなり。
 と一決し、或は十萬又は廿萬程づ、正金にて下しければ、自ら關西の金、
 關東へ年を追て下るべしと思ひけん。その上大坂にある丁銀を以て、金二
 朱判度々御買上なども有ける故にや、追々に引上げ、既に寅の年(寛政六甲寅年)
 には六十目にも至り、今にてはまた少し引下げたれども、五十七八匁にて進
 退す。この上年をつもらば、程よき位にもなりなまし。(樂翁自傳)
 此の如く本來それ丈の正味なき、南鐐銀を、八片にて、金貨一兩との定めなれ
 ば、自然に丁銀に對して金貨が下落し、金勘定の關東と、銀勘定の關西との間
 に、物價の高低を生じ、經濟界に不自然の混亂を來たしたれば、それを救済する
 手段として、上記の方法を講じたものであつた。何を云うても、田沼時代に、南
 鐐銀を新鑄したのが、其の弊害の根元であつた。

大判金の値段

大判古來
の値段

一大判金は古來一枚に付小判七兩貳分の通用なり。然に元文吹替以後は右に六割半相増、拾貳兩餘
 に通用の管なれども、其後段々相場引上げ、近來は判金一枚、小判廿二三兩に相成、依_レ之寛政三亥年
 三月四日、左の御書付出る。風説には、判金の相場拾七兩に成ると申せども、未_レ驗としたる事を不
 聞。

本多彈正大弼被_二相渡_一候御書付

大目付へ

大判金相場、以前よりは格別引上、彌融通手狭に有_レ之に付、直段相應に相成候様可_レ被_二仰出_一處、遠
 國御用御暇拜領物、其外御手當之筋は、近來之高直成所を以辨_レ來候間、俄に相場下り候而は、拜
 領之面々可_レ爲_二難儀_一候間、不相應之値段に候得共、先今年は其儘被_二差置_一候。以來御資美之分は是
 迄之通、其外は御手當御暇に付、大判金拜領之分は小判金を以相應に可_レ被_二下_一候。
 右之通寄々可_レ被_二達_一候。

三月

(翁草)

被仰渡の
本文

【五三】 錢と物價

錢の下落

錢の相場に就ても、幕閣はそれぞれの調節を事とした。また鳥目も、既に已前に四貫文の通用にて侍るが、追々と引上げて、三貫文にも至りしかば、鑑錢と云ふて、あしきかねを以て錢を鑄させられたれば、圍はんとすれば、忽ちに碎けしまゝ、近き頃はひた下りに下りて、六貫ちかくにはなりし也。

寶貨踐きは風俗に關す

これによつて一錢二錢にせし品も、六七錢にもなせば、これ又諸物高貴になりゆきたるうへ、鳥目やすければ、かろきものいよ／＼つかひかた、あらくなりもて行ものにして、寶貨のいやしきは、風俗にかゝるものぞかし。既に古へは烟管の雁首てふものを打つぶして、一錢の代として百錢のうちへ交へたり。これその一錢をも貴びし證なりけり。今一二錢はかろきものにて、土芥の如く思ふなり。これによつて、鑄錢並に眞鍮錢を鑄る事を禁せられしが、

長谷川平藏の過ち

今に引上げざりしを、長谷川平藏(參照 四〇)世もてこの平藏功利に走るをにくむがゆへ、錢高くなりたれども、諸物今以て貴し、錢は賤しきまされるをと、いひののしりけり。彼の功利にわしれる、町々をせめぐりて、六貫にせしときの直に、今五貫少し餘なれば、その積りを以て、引下げて、諸物をうりひさげとののしりければ、一旦は引下しが、つゝにまた品を危惡にして、させる益も見えざりけり。この事は今姑らく見合せておきなば、商人の心より相應に引下べかりしを、早く其功を奏せんと思ふが故に、踏み違へたるなり。予これを制せざるは、予が過ちとやいひてまじ。されどもそれよりして、錢は少々高くなりたるなり。(原註 錢高きは風俗を實になすなど也。この意味を考ふべし) 黄金古へは高からざりしが、近き頃は是も騰貴して、一枚にて廿三兩にまでなせり。是又その位を失ひたれば、いかなりとして、さま／＼評論まぢ／＼になりて、或は吹き足しなん、又は一年ごとに書判をかき改めさすべしなんど、さま／＼いひ合ひけり。予の思ふには、總て御褒美に被下品

されど錢價少しく騰る

策金價引下

黄金買上
せぬ策

は、敢て多少を論ず可らず。御暇などいふて遠國へ行人に被下品は、御手當にて御褒美にはあらざれば、減せらる可らず。されば黄金貴くして融通不_レ宜_レば、遠國へ被下品は、黄金の處、小判にて被下べし。とふれなば、御買上なきを知りて、必らず引下べしと建議せり。それよりして、その旨被_二仰出_一しかば、翌日より引下げて、一枚にて十七八兩にして、今もその料也。(原註 上にて被下ば、一枚之所を廿兩にて被下也。これにて誰かいかがいふものもなかりし也。)

〔樂翁自傳〕

錢貨相互
の關係

當時の通貨は、金、銀、銅の三種だ。金は幾兩と云ひ、銀は幾十幾百目と云ひ、幾十匁と云ひ、錢は幾貫文と云ひて、何れも独自の格附を有し、それが爲めに三者の比例が、頗る面倒であつた。されば三者相互の干係、及びその三者の物價に及ぼす干係等に就て、それぞれ少からざる注意を拂うた。

南鑛銀の
始末

而して南鑛二朱判の如きは、銀なれども、八片金一兩に代ふるものにして、云はゞ金貨の補助貨幣なれば、多額なる南鑛二朱判の鑄造が、乍ら金貨の價格を

定價の物
價騰貴原
因論

下落せしむるに至つたのは、必然の數であつた。此に於て一方には、此の南鑛銀を鑄造して、丁銀となし。他方には、通用せざる西國方面に強ひて通用せしめ、其の始末をつげんと試みた。

定價は曾て其の同僚に示したる、物價論(寛政元年己酉十月四日附)の結末に於て曰く、その高くなるべき道理さまざまあるが中に、歸する所は、金銀錢の位を失ひたる、つくるもの多からず、費す者多きと、人氣の馴ぬるとの三つなり。その三つを推し尋れば、奢侈の一つに歸す。……遠く古に立返る事はなくとも、せめて享保の比の半ばにもなりなば、諸物の價平準して、自ら土農工商の位そなはり、金銀錢の位平らかにもいたるべし。……されどもその教と令とは、一紙に論るも難く、人情に従ひ、時勢の急を救ひ、寛猛濟い合て、いつかしらずに、世のふりもおし移るが如くならねば、諸物の價平準にはいたり難かるべし。工商主となり、土農客となれば、主客の勢ひ變じたれば、必かれにいたさる可し。

定信の根本思想

此れが定信の信條であつた。されば彼が貨幣の制を正くして、物價を調節せんとするも、その根本思想は、奢侈を禁じ、農を重んじ、風俗を淳樸に復すにあつた。彼は實に復古主義の政治家だ。

第十章 風教の取締

【五三】奢侈停止

施設方針を根本思想より割出

松平定信は、少くとも其の施設の方針を、根本思想から割り出した。云はゞ文武の奨勵も、異學の禁制も、儉約令の厲行も、金銀錢の改善及び調節も、若しくは備荒貯蓄、人足寄場の制の如きも、悉く皆な一本の原理原則から演繹し來つた。彼は寛永と云はざるも、せめて享保の時代に、世の中を引き戻したいと考へた。乃ち彼が社會の風俗に就て、嚴重の取締りを試みたのも、亦た此の目的に外ならなかつた。例せば、寛政元年三月、町奉行へ左の如く達した。

復古主義の觸

一 近年一統花美之風儀に成行候間、自ら無用之費多く、困窮に至り、日用之品は、却て高直になり、人々難儀いたし候事に候。武家に於て質素相守候得ば、商賣向も薄く可相成候。然處町人共是迄之心得にては、

不相應美
服結髮の
禁止

奢多品裂
造禁止

此上取續くべき様無之候間、一統に花美之儀無之様可致候。自今町人男女とも、分限不相應結構之服着用いたし、又は髪のかざり等迄も、大造なる品相用候もの候は、組之者見當次第、右居所名前等相糺、町役人差添させ、奉行所へ召連、吟味いたし候間、左様に可相心得候。

但不相應の美服、又は髪のかざり結構にいたし候ものは、於二町奉行吟味之上、咎め申付候事にて候。於中途著類並髪のかざり等取上候儀は、前以無之事に候間、不紛様に兼て其趣を可存事。

一 右觸書之趣、借家之もの共も、不洩様申聞、並家主之宅えは張置可申事。

右之通、町中觸しらせ、尤紮方等、夫々行届候様可被取計候。

此れと同時に、又た町奉行へ左の達を發した。

一 惣て奢なる品、拵申間敷旨、元祿享保年中觸之旨、猶また忘却不致様にと、先達て申渡置候處、此度改めて左之通被仰出候間、以來此

度相觸候、急度相守可申候。

一 不益に手間懸り候高直之菓子類、向後可致無用候。是迄拵來候共、相止め可申事。

一 火車羽織頭巾結構之品、可致無用、並町方火事場纏錫箔之外用申間敷事。

金櫛金笄
の禁止

一 能裝束甚結構成も相見候間、向後輕く可致候。並女之衣類も大造の織物、縫もの、無用に可致事。

一 破魔弓、菖蒲甲刀、羽子板之類、金銀鐵物並箔用ひ申間敷事。

一 雜道具、梨子地は勿論、蒔繪に候とも、紋所の外、無用之事。

一 櫛笄、髮差等、金は決して不相成候。銀籠甲も大造に無之ば不苦候。

並目立候、飾り細工入組高直之品は、賣買堅停止之事。

一 させる其外、持手遊同前之品に、金銀遣ひ申間敷候。並蒔繪等結構致間敷事。

右之條々急度可ニ相守一候。尤唯今迄仕入候分は、當年(寛政元年)限り賣買いたし、來成年(寛政二年戊午)よりは、書面之通、賣買可爲ニ停止一候。停止之品自今若あつらへ候者有レ之候は、奉行所え相伺、差圖を可レ請事。右之通町中相觸可レ被レ致候。

同じく再

而して同年十一月には、又た左の達を、町奉行に發した。

一 先達て奢たる品賣買いたすまじき旨相觸候趣、彌堅相守可レ申候。先達て觸候間。

享保九年申渡通りたるべし

一 女之著類、大造之織物、縫物無用に可レ致旨有レ之候。享保九辰年申渡候通、小袖表代銀三百目、染模様小袖百五十目を限り、夫より高直之もの、彌以賣買いたす間敷事。

一 くし、かうがい、かんざし之類、金は勿論不相成、銀鼈甲も細工入組、高直之品相止候上は、櫛代百目を限り、かうがい、かんざし、右に准じ下直に仕立可レ申事。

禁止品所持の罪

一 右之外は、はご板之類、金銀箔を用ひず、雖もてあそび人形八寸を限り、結構之裝束類、雜道具、梨子地蒔繪之類、させる其外もてあそび同前之品に金銀遺、蒔繪結構に不レ致儀等、彌當三月相觸候通(前文參照)相心得、來年よりは決て賣買致間敷候。萬一誂へ候もの有レ之候は、早速訴出候様可レ致候。若し相對を以、誂候歟、拵候歟、又は賣出し候者有レ之由相聞候は、糺之上曲事たるべく。都て商ひ物改として、以後奉行所より組之者相廻し、禁止之品有レ之節は、町役人共え見届させ、封印附置、迫て取上焼捨申付、持主各可ニ申付一候間、兼て心得違無レ之様可レ致候。尤萬一紛敷改方いたし候者有レ之候歟、或途中にて往來之者を捕改候儀等有レ之候は、其者を留置、早々訴出べし。右體之儀は、決て無レ之事に候條、其旨をも可レ存もの也。

風俗矯正を第一義とす

此の如く繁碎に涉りて、取締をした。此れは單に儉約と云ふ見地からのみでなく、亦た風俗を矯正する爲めであつた。兎にも角にも、風俗をして質素、淳樸

ならしむるは、爲政の第一義として、その爲めに斯く骨折つたのであらう。

【五四】出版取締

細に涉る
風俗矯正

紀綱肅齊、風俗矯正に就ては、微に入り、細に涉つた。當時は田沼時代の餘を承けて、處士横議や、好色文學の大繁昌の時代であつた。されば幕閣は先づ之に向つて、一大打撃を下した。寛政二年五月附の町觸に曰く、

書物草紙
類取締

一 書物草紙之類、新規に仕立候儀無用、但不叶事に候はゞ、相伺候上可申付候。尤當分之儀、早速一枚繪等に令三板行、商賣可爲無用候。右之品々有來物にても、最初は其仕方之品輕候ても、段々仕方を替、花美を盡し、潤色を加へ、甚費成儀に成候間、最初之質朴を用候様可致候。且新板書物其筋一通之事は格別、猥成儀、異説を取交、作

新規書物
な禁す

作者不明
書商賣
禁止

出候儀、堅可爲無用候。只今迄有來候板行物之内、好色本之類は、風俗之爲にもよろしからざるに付、段々相改、絶板に可致。又は書物によらず、以後新板之物、作者並板元之實名、奥書にいたし可申旨、其外品々享保年中相觸候處、いつとなく相ゆるみ、無用之書物作出、令三板行並子供持遊草紙繪本類に至る迄、年々無益に手を込め、高直に仕立、甚費成事に候間、前々相觸候通、彌相守、猶又左之趣に可相心得候。一 書物類、古來より有來通にて事濟候間、自今新規に作出し申間敷候。若し無據儀に候はゞ、奉行所へ相伺可受差圖候。一 近年子供持遊草紙繪本等、古代之事によそへ、不束成儀作出候類相見候。以來無用に可致候。但古來之通質朴に仕立、繪様も常體にいたし、全子供持遊に成り候様致候儀は、不苦候。但淨瑠璃本は制外之事。一 都て作者不知書物類有之ば、商賣致間敷候。

所謂の出
版條例

右之通に候間、以來書物屋とも相互に吟味いたし、觸に有レ之品隠候て、
 賣買いたし候もの有レ之ば、早速奉行所へ可ニ申出候。若し見通し開通し
 に致し置候ば、常人は勿論、仲間之者迄も、答可ニ申付候。制禁之書物
 類、若國々より差越儀も有レ之ば、是又奉行所へ申出可レ請ニ差圖候。
 此れは即ち出版條例だ。而して其の禁制は、第一時事書報の類、第二已むを得
 ざるの外、新規著作の類、第三好色本、第四異説、浮説、若くは諷刺に渉るの
 類であつた。此の町觸は、例の異學禁制と、同年同月に發布せられた。要する
 に其の目的の、同一旨義より出で來つたとは、此にて分明であらう。

一々行事
改めな要

尚又同年九月には、三奉行へ向つて左の如く達した。
 一 書物類之儀、前々より嚴重に申渡候處、いつとなく、猥に相成候。
 何によらず、行事改之繪本草双紙之類迄も、風俗之爲に不ニ相成、猥りがは
 しき事等、勿論無用に候。壹枚繪之類は、書のみ候は、大概は不レ苦
 候。尤言葉書等有レ之候は、能々改之、いかゞなる品々は、板行に

一枚刷讀
賣の取締

たさせ申間敷候。右に付行事之改を不レ用もの候は、早々可ニ訴出一候。
 又双方不行届敷、或は改に洩候儀候は、行事も越度たる可く候。
 右之通相心得可申候。尤享保年中申渡置候趣も、猶又書付候
 て、相渡候間、此度申渡候儀等、相含改可申候。
 尚又、寛政五年八月、板木屋仲間にて、板行雕立候儀に付、左の如く令を下
 した。

一 近頃世間の噂事、又者火事之節、類焼場所など賣歩行(當時之を讀賣と云ふ)
 候者、間々有レ之候處、右の板木は、板木屋仲間どもでは雕不レ申、仲間
 外にて雕板行仕立、本屋仲間改印も不レ受賣歩行候段、不埒の至に候。
 向後板木家業望之者は、仲間に加致し、仲間申合を守り渡世可致候。
 若相背仲間外に而猥に板行雕立、賣歩行候者は、急度可ニ申付候。
 此の如く一枚刷の讀賣さへも、之を雕板するは、板木屋仲間に限りて、仲間以
 外の者の自由には、一任せざる事とした。

徹底的出版取締

要するに出版取締は、風俗と云はず、治安と云はず、徹底的に之を厲行した。

山東京傳の處罰

京傳著作の三種

果然前記の所謂る出版條例に觸れて、其罰を蒙りたる者が出て來つた。その一人は、當時有名なる戯作者山東京傳であつた。それは寛政三年三月、即ち所謂る出版條例が、寛政二年五月發布せられたるより、一箇年以内の事だ。當時山東京傳——本名岩瀬傳藏、寶曆十一年八月、江戸深川木場に生る。後京橋に移る、故に京傳と稱した。文化十三年九月五十六歳にて逝く——は、洒落本三種を作り、表に教訓讀本と記して、陽はに官の制裁を避け。其一是錦の裏、其二是娼妓絹籠、其三是仕掛文庫と名ぐる草紙を作つた。此に於て町奉行初鹿野河内守役宅に召喚せられ、手鎖五十日の刑に處せられ、又右の書を改めたる

【五五】書籍出版に關する制裁

地本問屋行事二人(近江屋某、伊勢屋某)は、改方不行届の故を以て、輕追放に、板元葛屋重三郎は、身上半減關所に處せられた。今ま其の吟味始末書を見るに、頗る其間の消息を知るに足るものがある。

吟味始末書

新兩替町一丁目(今の銀座一丁目)家主傳左衛門伴

傳藏 亥三十一歳

書籍内容

右之者儀、親傳左衛門手前に罷在、浮世繪と申習し候繪を認め、本屋共へ賣渡世仕候處、五六年以前より不計草双紙讀本類作り出し、右本屋共へ相對仕、作料取て賣渡來候に付、當春も新板の品賣出可申と、去年春頃より追々作置候仕掛文庫と申外題の讀本、其外錦之裏、娼妓絹籠と申讀本、右三部の内、仕掛文庫と申は、御當地深川邊料理茶屋にて、遊興致候體を合含、並古來より歌舞妓芝居にて、狂言仕候會我物語の趣向に、當地の風俗を古今に準へ書綴り。錦之裏と申は、前々より淨瑠璃本に有之、攝州神崎の夕霧と申遊女、伊左衛門と申町人と相馴染る趣。並に娼

作料

妓絆籠の儀は、是以淨瑠璃本に有之候、大坂新町の梅川と申遊女、忠兵衛と申町人に相馴染候趣を、御當地新吉原町の體に準へ相綴り、同七月中右三部共、前々取引仕候草双紙問屋通油町重三郎(舊屋)方へ賣渡候。對談にて相渡、作料筆工共、紙一枚に付、銀一匁づゝの割合にて、三部代百四十六匁、金に直し金二兩三分銀十一匁の内、其節爲ニ内金一兩銀五匁請求候處。同十月(九月?)町觸に(參照 五四)申渡有之、承知致罷在候。上は、其以前重三郎方へ渡置候讀本も、同人より行事改更へ可仕儀差圖候得共、右三部は、遊女放埒の體を書綴り候本に候得ば、行事共へ改爲レ請候に不レ及、右の段早速重三郎へ申談じ、賣買爲レ致間敷儀に候處、重三郎儀は、前書町觸以前、右本の板木出來致候に付摺取、同十二月廿日草双紙問屋行事共方へ持參り、改更候處、賣捌候ても不苦候旨差圖致候。由にて、三部共可ニ賣出一段、其砌重三郎申聞、右に付當春以來、右本重三郎方より賣出候處、此度呼出有之、吟味に相成候旨申候。此者去年

出重三郎賣

町觸を等罪にせる

中重三郎より受取候作料殘金の儀は、右三部共當春より重三郎方にて賣捌の賣高多少に寄り、代金増減仕、追々受取の積り、兼ての對談に付、右殘金は、未請取不レ申罷在候旨、右の外去年より當年に至り、讀本等作出賣渡候儀無レ之。畢竟餘分賣捌の儀、專一心掛候故、寓言而已を重に致書綴り候儀有レ之旨申候に付、書物の類の儀、前々より嚴敷申渡候趣も有レ之。殊に去年又町觸も有レ之候處、等閑に相心得、放埒の讀本作出候て、重三郎へ賣捌の段、不埒の旨、吟味受無ニ申譯一誤入候旨申候間、五十日手鎖可ニ申付一候。

亥(寛政三辛亥)三月

異說文學

以上は、遊蕩文學に對する制裁であるが、尙ほ左に記するは、所謂異說文學に對する制裁である。そは所謂寛政三奇人の一人と云はれたる、仙臺の林子平の海國兵談、三國通覽に對するの處分だ。

初鹿野河内守

松平陸奥守家來

林嘉膳弟同居子平

其方儀、繼令利欲に不致候共、一己の名聞に拘り、取留も無之風聞、又は推察を以て、異國より日本を襲ふ事可有之趣、奇怪異說等取交、著述致し。右の内には、御要害の儀等も相認め、其他地理相異の繪圖相添、書物又は板行致し、室町二丁目權入店、市兵衛方へ送り遣候始末、不憚に公儀を仕方、不届之至に付、兄嘉膳へ引渡、於在所養居申付候。尤も板行物並に板木共取揚候。

林子平處罰始末

室町二丁目權入店

市兵衛

發行書林處罰

一 其方儀、林子平より差越候三國通覽と申書は、奇怪異說等相認候本にて、右添候日本並外國之繪圖は、地理相違等も有之趣、一體不輕儀に候處、行事の改を受候は、既に其方も其趣は、行事年相勸不心付、

右體如何成書物、並繪圖等致三板行、賣出候段、不埒に付、板木並所持の三國通覽取上、身上に應じ重過料申付。

寛政四年五月十六日

書林過料

實は海國兵談のみ

林子平處罰の批評

右は松平越中守殿御差圖にて、町奉行小田切土佐守被仰渡一とあり。而して須原屋市兵衛外書林行事四名は、各過料拾貫文申し付られた。然るに三國通覽は、實に天明丙午の夏(天明六年)將軍の侍醫桂川國瑞の序文もて、東都書林室町二丁目須原屋市兵衛方より出版せられたるもの。海國兵談は、林子平自ら其の出版に任じ、寛政三年四月に漸く竣成した。而して彼が、江戸表よりの令書にて、仙臺より江戸に檻送せられたのは、同年十二月であり、其の處分は、翌寛政四年五月であつた。されば三國通覽は、全く海國兵談の爲めに、捲き添へを喰うたものであらう。何となれば、寛政四年から測れば、天明六年は、足掛け七年前だ。惟ふに林子平の著書に對し、其の書籍を絶板せしむるのみならず、其の著者を

幽居せしむるに至りたるは、事頗る過酷に失したる嫌がある。天下定信の政治の一黒點として、之を數ふる者も少くない。されど定信の立場から見れば、必ず相當の理由があつたのであらう。尙ほ此れは他日の機會に語るであらう。

山東京傳の洒落本

京傳洒落本の好評

天明中より、洒落本の新作春毎に出て、評判よからぬは無く、小本臭草紙、共に滑稽洒落第一の作者と稱せられたり。そが中に、ゆふべの茶袋、京傳豫誌、ムスコビヤ、傾城四十八手などいふ洒落本あり。四十八手、尤行はれたりと云。かくて寛政二年官命ありて洒落本を禁ぜられしに、葛屋重三郎書林並地其利を思ふの故に、京傳をそゝのかして、又洒落本二種をつゝらしめ、其表袋に教訓讀本かくの如くして、三年春正月印行したり。錦の裏といふとしやれ本仕掛文庫深川のといへる二種の中本、此洒落本は京傳が特によく其の題を盡したりければ、甚しく行はれて、板元の贏餘多かり、其事官府に聞えけん、此年の夏五六月の頃、町奉行、初鹿野河内守殿の御番所へ、彼洒落本にかゝつらいて、出板を許したる地本問屋行事二人近江屋某等、行事並に錦の裏仕掛文庫の板元葛屋重三郎、作者京傳事、京橋銀座町一丁目家主傳左衛門傳藏を召出され、去年制止ありける趣に従ひ奉らず、遊里の事をつゝり刺教訓本と録して印行せし事不埒なりとて、しばし吟味を遂られ

町奉行所に喚問

關係者處

しに、板元並に作者全く實徳に違ひ、御制禁を忘却仕候段不調法至極、令更悔恐れ入候よしをひとしく陳謝に及びしかば其罪を定められ、行事二人は輕追放、板元重三郎は身上半減の罰所、作者傳藏は手鎖五十日にして免されたり。(行事二人は葛重より手當として、金幣を遺して立退せたり。素より地木屋の夥計なれども、裏屋住ひにて、冊子の仕立を生活にせしものなれば、はじめ葛重の件の小本を印行せし折、禁ずる事あたはず、因て此不慮の罪を得たり。數年を経て赦免せられしかば、葛町に立かへりて渡世しけり)。是よりして、京傳はいたくおそれて、五六年の間は臭草紙の趣向も、新懲を旨とし、淺はかなる事をつゝりしかば、世の看客は、その行以を得しらず、京傳は冊子の趣向端たりけん、近頃の新作はおかしからすと云もの多かり。(馬琴が京傳を助けて、草冊子の代作せしは、かの時の事なり)。文化に至りて、臭草紙の趣向一變してより、亦京傳の新作行はるゝ事始の如く、賣れずといふものなかりしとぞ。(近世物之本江戸作者部類)

第十一章 尊 號 問 題

【五六】 松平定信と尊王對外の二問題

復古以外
の重要事

松平定信の苦心は、單に田沼時代の弊政を一掃するに止らなかつた。彼は享保時代に復さんとを目的としたれども、それ以外の重要事件が、彼に當面し來つた。それは勤王思想の勃興と、對外關係の發現であつた。彼は此の意味に於て、眞に近世的時代に於ける、最初の執政者と云はねばならぬ。

勤王思想
漸次濃厚

勤王思想も、年代と與に濃厚となつて來た。寶曆時代に於ける、竹内式部一件から、明和時代に於ける、山縣大貳一件に及び、それから更らに天明寛政時代の、高山彦九郎一件に及び、回は一回毎に、其の勤王思想が實行性を帯び來りつゝある。言ひ換ふれば、當初學理的に論じたる大義名分論が、動もすれば尊王倒幕の運動を惹起せんとする傾向を生じて來た。高山彦九郎の如きは、即

海外問題
亦た漸次
濃厚

ち其の標本だ。

此れと同時に、露國の勢力が、漸次我が北方に及び、蝦夷地は屢ば騷擾を來たし。そののみならず、所謂黒船の影が、往々我が沿海の各地に於て、見受けらるゝ事實は、少からざる杞憂を、我が識者の間に生じた。而して此れと同時に、對外の政策に就て、其の意見を開陳する識者も出で來つた。其の標本の一人が、林子平だ。

定信革新
政治家に
非ず

彼れ松平定信は、勤王の事も、一通りは心得てゐた。國防の事も、一通りは心得てゐた。彼は決して時代思想と没交渉ではなかつた。併しながら何れかと云へば、彼は復古政治家であつて、革新政治家ではなかつた。彼は幕政の萎靡潰蕩に瀕したるを、刷新するに銳意であつたが、自ら時勢に順應して、新機軸を出さんとする程の、大見識、大眼界、大經綸、大作用、大手腕の持主ではなかつた。

根本主義
幕府中
心

彼は何れかと云へば、保守的政治家であつた。固より頑冥固陋、只だ舊習を株守

すると云ふではなかつたが、然も時勢に先んじて時勢を制するが如き離れ業は、彼の長所ではなかつた。彼は思想の系統からすれば、水戸光圀ではなく、寧ろ保科正之であつた。彼は朝廷の尊崇す可きを、百も承知してゐた。而して彼も亦た立派な尊王家であつた。然も彼の政治の根本主義は、幕府中心主義であつた。彼は幕府を本位として、日本を統治するを以て、第一義と云ふのみならず、唯一義とした。

定信の信條

予恒に袴著て拜す。只天下泰平之事を祈り、予此重職を持して、建議不御爲ば、予を殺し給ふべし。予がなせし事神慮に應せずとて、災を下し給ふと勿れ。予を殺し給ふとも、予が妻子を殺し給ふともして、天下の災を止め給へとの事、一日に大槩七度八度、あるは十度ほどづつ、東照宮を念じ奉る也。

されば外に心勞する事もなし。いかなる大事有之とも、我が才力に及ぶほどは盡して、危一々同列へも申談し、可然との上旨を伺ひ決するなり。

あしければ死すべし、生てあらんかざりは、如此なるべければ、外にいたづらに勞することもなきなり。(樂翁自傳)

新時代の洞察を缺

是れ實に定信の信條を告白したるもの。されば彼は恒に其の所信に向つて、最善を竭した。惟ふに足掛け七年の間、彼としては殆んど自ら心に疚しき事を、行はなかつたであらう。併し對外問題と、勤王問題とに對しては、彼は恐らくは、十二分の洞察を、持ち合せなかつたであらう。彼は尙ほ鎖國制度を維持せんと欲した。彼は尙ほ將軍本位、徳川本位の政治を支持せんと欲した。彼の立場としては、兩者共に不思議はなく、且つ必ずしも深く咎む可きではない。然も彼は新時代の劈頭に立ちつゝも、其の遂ひに到着す可き目的地に就ては、何等の見當も附かなかつた様だ。

苦心の問題

斯る場合に於て、彼を苦しめたる一問題は、實に尊號一件であつた。此れは單純なる尊號のみでなく、種々の問題とも連互し、交錯し、然も天下に向つて、公然論議す可き筋のものでなく、彼としては其の在職中、重大苦心の一であつ

たに相違あるや。

【五七】尊號事件發端 (一)

の所信遂行
政治家

抑も尊號事件は、事件其物として、別に重大の問題でもなく、又た面倒の問題でもない。されど其の關係する所、影響する所は、重大でもあり、面倒でもあり、松平定信の就職の初より、辭職の際に至る迄、殆んど彼を苦しめ抜き、困らせ抜いた。然も彼は當初より確乎たる方針を定め、其事の難易如何に拘らず、其の初心を貫徹した。彼の此の事件に處したる當否如何は姑らく措き、彼は實に萬難を排しても、其の所信を遂行するの政治家と云はねばならぬ。

所謂尊號
問題

抑も光格天皇は、閑院一品太宰帥典仁親王の御子に在し、明和八年八月十五日御誕生、安永八年十一月八日、九歳にして、後桃園天皇の儲君に立たせ給ひ、

本有國威佛心覺大定
昭應光德勝妙國御願山
和尙出格宗風垂世元宇
徽矣一枝閑心印記龍圖
正法于歲揚法化於存隆
殊葉榮茂道標彌高
皇霜藝藝四百五十年珠道
感徽歎特深宸翰如龍
蓋曰自強天眞國師
文化二年二月十二日
徽矣峰下

(藏所寺心妙府都京) 筆宸御皇天格光

問題の發端

同月廿五日御踐祚あらせられ、同九年十二月四日、十歳にして即位の禮を行はせられた。御生父典仁親王は、閑院宮直仁親王の御子にして、東山天皇の御孫に當らせ給ふ。所謂尊號問題は、光格天皇が、典仁親王に、太上天皇の尊號を上らましく思召し。京都に於ては、殆んど滿廷の公卿、何れも之を贊同し奉りたるに、松平定信が、固く執りて之を不可とし、遂ひに其事行はれず。明治十七年三月十九日に至りて、明治天皇は、太上天皇の號を贈らせ給ひ、慶光天皇と稱へ奉るととなつた。事の次第は、只だそれ丈けである。

此の事件の發端として見る可きは、中山愛親卿の家記に、
天明八年四月 依仰注進。

と特筆して、後堀河天皇、後花園天皇が、何れも其の父君に、尊號を宣下ありし先例を擧げ。

自親王院號初例。
後高倉院 二品守貞親王高倉第二皇子

建曆二年三月廿六日 出家法名 行助

承久三年七月九日 後堀川院踐祚

同年八月十六日 太上天皇尊號 依レ爲ニ皇父ニ也

後崇光院 貞成親王

應永三十年七月五日 貞成親王 落錫 法名道欽 五十五歲

正長 元年七月廿八日 後花園院踐祚 崇光院會孫 榮仁親王孫 貞成親

王子 爲ニ御小松院皇子ニ

文安四年十一月廿七日 尊號宣下 伏見入道道欽親王

康正二年八月廿九日 後崇光院崩 八十五歲

とある。當時光格天皇は十八歲、中山愛親卿は議奏にて、前大納言であつた。惟ふに尊號一件は、必ずしも、此時に始まつたのではないかも知れぬ。或は其の以前からの事かも知れぬ。然も記録に見えたのは、此を最初とする。偶然とは云へ、茲に江戸方面を見れば、將軍家齊は、安永二年十月五日、一橋

江戸方面の事

影響多大

真相如何

治済の子として生れ、天明元年閏五月十八日、將軍家治の養嗣となり、同六年九月八日、家治の後を襲いで將軍となつた。天明八年は家齊十六歲だ。されば京都に於て、太上天皇の尊號を、天皇の御生父典仁親王に宣下の議あらば。江戸に於ても、將軍家齊の生父一橋民部卿治済に、大御所の稱號を呈するの議なしとも期し難いのは、何人にも容易く想像する所だ。京都の運動が、江戸の運動を刺戟する乎、江戸の運動が、京都の運動を刺戟する乎、何れが主にし、何れが従なる乎。否な或は双方何の申合もなく、唯だ偶然の暗合であつた乎。何れにしても、其の影響の及ぶ所は、決して少なくないとは分明だ。但だ事の真相を察するに、尊號一件は、當初に於ては、京都が全く主にして、然もそれは京都に於ける、特發事件と見る可きであらう。天明八年四月中山愛親卿に上記の如く、調査を命じ給うたのは、全く主上御自發の宸慮に出たの乎、將た他に進言者あつた乎。そは何とも判断はつかぬが、光格天皇は英明の御方に在したれば、寶算十八歲と申せば、既に相當の御分別もつく時期であらう。

定信の耳
に入れらる
時に機

然も此の問題が、天明二年、主上の寶算十二歳頃より、其の首を擡げ來りたるを見れば、裡面には、種々の魂膽もあつたのであらう。惟ふに松平定信は、當初より此事を預かり聞いた乎。彼が入京は、實に天明八年五月二十三日であつた。乃ち京都に於て、宛も此の問題が、首を擡げんとしつゝある際であつた。機敏なる彼がいかに、此事に氣を附けずして、過ぎゆく可きぞ。

〔五八〕 尊號事件發端 (二)

定信と關
白輔平の
交款

特に松平定信は、天明八年五月上京の砌り、關白鷹司輔平とは、懇親を結んだ。幸ひ關白殿(鷹司輔平)にもあひ給ひたさとの事にて侍るまゝ、そのよし關東へ

端緒此時
啓かれし

問題具體
化し來る

も申上(原註 かつ由緒もあるなり)一日謁見せしに、丁寧にさたし給ひ、盃など出もてなされし……それより當職中は、御書付など度々下し給ひけり。(原註 すでに此末尊號の事も、この謁見故に、よくその意を得たり。)(樂翁自傳)とある。されば尊號問題に付き、京都の關白と、江戸の老中首座とは、甘く意見の交換が出来たと判知る。但だ此の謁見の際に、其の端緒が啓かれたか否かは、待て知る可からざるも、或は然らんと思はる。何となれば鷹司輔平の、此の事件に對する態度が、自から自餘の公卿と異なるものがあり。その異なる所は、定信より吹き込まれた爲めであらうと、想像せらるゝからである。

寛政元年二月

武家傳奏兩卿談二所司代一趣如左。案紙依仰注之

一品宮 當今御實父之御儀故、尊號 宣下被爲在度、年來 叡慮候得共、大祀以前彼是御猶豫、昨年春之間必被爲有御沙汰度 思召定候處、

依ニ火災ニ被ニ默止一候。此節茂造ニ内裏以前、就中關東御繁務中候間、被ニ思召憚一候得共、宮御方漸被ニ及ニ御老年、旁親王之列に被ニ爲ニ在候儀、觀心不安候。不レ被ニ得レ止、先此趣其許迄可ニ申達一御沙汰候事。別紙ニ品守貞親王。

高倉院第二皇子奉ニ號ニ後高倉院。承久三年七月九日、後堀河院踐祚。同年八月十六日、尊號宣下、依ニ爲ニ皇父一也。

とある。此れが京都所司代より、江戸の老中に移報せられたのは、同年八月であつた。

江戸移報
由々の理

二月に京都所司代迄、仰せ出されたる事が、八月に於て江戸に報せらるゝは、如何にも合點行かぬとであるが。それは朝廷にて、延引仰せ出されたか、或は所司代の方にて、詮議に際取りたる乎であらう。

發端天明
二年にあ

閑院一品宮御事
當今格別之御問柄に付、其御地より、格別御心附有之候様被ニ遊度御沙汰に

千石御増
通

候。後花園院之御實父宮伏見家元祖貞成親王は、太上天皇尊號宣下有之程之御取扱に有之、當時之御續御同様之御事に候間、格別に御心附有之候。様被ニ遊度、禁裏、仙洞御沙汰に候。表立被ニ仰進一候ても、御差支も有之まじくや之旨、去る天明二年（光格天皇實算十二歳）備後守殿（牧野）所司代御在勤中、御内談被ニ申入一候處、當時之御續柄御同様之御事と有之候。左候へば此度も右様之宣下も被ニ有之度、思召に候哉。御承知被ニ成度旨、各様より被ニ仰越一候段、備後守殿被ニ仰達一候處、太上天皇尊號之儀は、當今御成長之御門末、御尊崇之儀にて、御沙汰も可有之歟に候へども、當時は、御幼年之御事故、行々御沙汰之有無は、難レ被ニ相量、御續之儀、往古之御見合にては、ケ程之御取扱に候間、格別御心附被ニ爲ニ在候様被ニ遊度被ニ思召一候事之旨、追々掛合等有之、天明四年格別之譯を以、御内慮之通り、閑院宮一代限り現在中千石被ニ進候段被ニ仰出一候旨、各様より被ニ仰越一候。其已來、主上段々御年被ニ長候付ては、御孝道之儀、專厚被ニ思

天明七年
の思召

近世日本國民史

二八六

召一既に去々年(天明七年)太上天皇尊號之事、御内慮も可被仰進一思召に被
 爲在候處、大嘗會之大祀被行候付、彼是御延引に相成、去春(天明八年)は
 御沙汰も可被爲在、思召候處、不圖火災に付、不被得止事一御見
 合遊候。然處、閑院一品宮にも、段々被及御高年一候間、何卒早右之
 御沙汰有之、宸襟を被爲安度、被思召一候付、到此節一御内慮被仰進
 度、御沙汰に候。尤當時は、御造營も未出來無之候へば、假令御内慮
 之通との御事に候共、宣下之事は、新造、内裡遷幸之後の御沙汰に被思召
 候。仙洞にも不被得止事一御孝心之儀、尤に被思召一候間、禁裏
 仙洞御内慮之旨、表立被仰進一候ても、御差支有之まじく哉。先私迄
 可被及内談之旨、御沙汰に候段、傳奏衆私宅へ被參被申聞一候。且又
 分て被申聞一候は、御時節柄之儀、右てい之趣、被仰進一候も、甚御遠
 慮候へども、無御據一被仰進一候と之御事に御座候。則被致持參一候
 書付寫一通、入御披見一相伺申候。以上。

八月廿五日(寛政元年)

太田備中守

根柢深き
を知る

此れで如何に尊號一件の根柢が、深くあつたか判知る。乃ち此の問題は、既
 に天明二年の頃に其端を現はし、天明七年に再び現はさんとし、遂に寛政元
 年に至りて、愈よ表向の問題となつて來たのである。

松平越中守様
 松平野備後守様
 鳥居丹波守様
 松平伊豆守様
 松平和泉守様

帝王の父に無品親王なし

尊號宜下
古例

かやうに申し片ばら痛く人笑はれなるべけれど、さりとは昔の院號の例を申さば、小一條の院、

第十一章 五八 尊號事件發端(二)

二八七

宣下あらば御本望

それは東宮にてわたらせ給へば子細に及ばず。守貞の親王は後堀河院踐祚ありて、かの親王法體にてましませども、やがて太上天皇の尊號を奉られて、後高倉の院と申、(中略)されば上古より帝王の父として、無品親王にてはてたるためしなれば(中略)古禮に任せて院號の御さたどもあるべき事にて侍れども、不肖の身、中々微望をいたすに及ばず、終には又追號のさたばありもやせんらん、同じくは、存命の中に、尊號の儀もあらば、いかに本意ならん、さてこそ君(後花園)の聖運開きましますしるしも、いよく氣味はあらめとおぼえ侍る。何事も人の偏執によりて當座はとかく申なし侍るとも、昔の例は世のしる所なれば、今さら申に及ばざる事なり。(中略)よろづ雲居のよそにき、奉るばかりにて過し侍る。よろこびの中のうれへにて侍るなり。かやうの道理をおぼしめしわくべき君の御せいしんを待奉れば、老の命も長かれかしと、いよいよ御代安全、寶祚の長久ならん事を念じ侍るばかりなり。(貞成親王御著椿葉記)

【五九】尊號宣下の再考を促す

幕閣の評

幕閣にても恐らくは、京都所司代の上申は、寢耳に水ではなかつたであらう。松

平定信などは、固より其の消息を、薄々は聞いてゐたものであらう。彼等は兎も角も之に就て、評定した。定信の意見は、則ち左の通りであつた。

定信意見

伺書

越中守(定信)

閑院一品宮御事

禁裡格別之御間柄を以て、後花園院伏見親王を

太上天皇尊號被爲在候、御例を以て、御造(内裡御造營)早後は、尊號宣下

可被仰出哉之旨に付、御内意被仰出、所司代より當(寛政元年)九月二日

申來候に付、品々評議仕候處、一體不易義に而御座候。只假り

之御虚號に候ても、御私之御恩愛によりて、御位を不被踏御統紀を

不被受して、

太上天皇之尊號可有之御道理、曾て無御座、殊に尊號宣下と申儀は、猶

以御道理如何之筋に奉存候。御名器は御私之物に無之所、右之通に相成候ては、御筋合不可然義

名器は私物に非ず

先例製用
に難し

に御座候。和漢共に、在世之私親に、尊號有之候義は無之處、初て承久三年北條義時逆威を以て、九條帝を廢し、後鳥羽土御門順徳帝を遠國へ奉遷、後堀河院御即位爲し、御父守貞親王に太上天皇之尊號を奉り候儀、先例に相成、後花園院御時も、御私親伏見道欽親王續葉記など被撰、しきりに尊號を被望候に付、後小松法皇崩御已後十五年を経て、文安四年尊號有之、是等の御先例は、いづれも、承久應仁衰亂之時之儀にて、御引用可有之儀に而は、曾て有之間敷奉存候。依之京狀付札を以て、相伺候通被仰出、一體之趣意は、猶又京都へ申通候様可仕、此儀は以ニ口上相伺申候。

十一月

右之通相伺候處、付札別紙とも伺之通り、十一月十二日被仰出。

定信反對
の眞意

以上にて定信の意見は、事理明白である。世人は彼が尊號反對を以て、其の例を江戸に及ばし、延いて將軍生父一橋治清を、大御所として、西城に入れねば

名分論上
の反對か

ならぬ始末に立ち至る可きを、豫防する政略上の掛引に在るものと認むるが。そは恐らくは、定信の意を得たるものではあるまい。固よりさる心配もあつたであらう。又た尊號宣下に就ては、朝廷の經費の増加をも、豫期せねばならぬ始末にて、それをも顧慮したのであらう。されど彼は、根本的に尊號宣下を不可とした。

幕議決定
移牒

彼は學者である。彼は朱子學者である。名分論は、彼の最も研究したる所だ。されば彼は政略上、便宜上より立論したばかりでなく、其の根本は、其の純理的立場に於て之に反對したものであらう。別言すれば、彼は幕府の都合上、反對したと云はんよりも、寧ろ反對す可き理由あつたが爲めに、反對したもので反對した。自信もて反對した。斯くて幕議は一決し、將軍の允可を得たれば、左の如き指令を、所司代へ閣僚連名にて與へた。

閑院一品宮御事

當今格別之御間柄に付、格別御心附有之様、被爲成度之趣、去る天明二年、備後守其地勤役中、追々掛合に有之、同四年、御内慮之通、閑院一品宮一代、格別之譯を以、現在中千石被進候段、被仰出候處、其後、主上段々御年被長候に付ては、御孝道之義專被思召、太上天皇尊號之事、御内慮被進度御沙汰に候旨、傳奏衆持參之書付寫被越之、被申越候趣令ニ承知一候。右尊號之儀は不易之義に付、今一應厚く御評議被在之、猶又御内慮有之候様、傳奏衆へ可被違候。以上。

十一月十九日(寛政元年)

連名(老中)

太田備中守殿

體の善き

此の如く極めて漠然たる、「不易之義に付」の一句もて、京都側に其の再考を促すこととした。即ち是れは體の善き拒絕文句だ。

【六〇】松平定信と鷹司輔平

先殿纂輯
關白に送
らんとす

定信の再考を、京都に求むる議は、閑僚及び將軍の容る、所となり、其旨を京都所司代太田備中守に廻答した。定信は更らに尊號に關する、和漢古今の先例を書き集め、之を關白鷹司輔平に贈らんとして、豫じめ、輔平の意を伺うた。定信と輔平とは、内縁もあり、面識もあり、旁た此の事件に就ても、互ひに諒解する所のあつたことは、云ふ迄もない。

關白への
書狀

總評之上(此れは閑僚申合の意味)關白殿へ申入候覺
閑院一品宮 尊號宣下之御事、乍恐無御餘儀一御事と奉存上候。此度猶又不易之事故、御厚評有之候様にと之(將軍の)御旨趣に付、所司代迄、猶又相違候。右に付乍不レ及和漢之先蹤杯、少々書あつめ、乍三寸志可奉レ奉。覽一哉とも奉レ存、認見候へども、御明亮之上之御事に候へば、誠に煩ニ尊 覽一候に相當可申と差控置申候。一體不易之御事、漢宣

よりして、宋之濮議、明世宗之時の争論等も、古今之大議論之趣、承り傳へ候。押磐皇子、草壁皇子とは、奉ニ申上候先蹤は、不容易に奉ニ存上候。當時、聖明之御時節、名器之尊重不二方、太宗小宗之論も不輕次第之由、私式に至り候而も、御大切至極に奉ニ存候に付、乍序奉ニ申上候。以上。

十一月十三日(寛政元年)

鷹司殿

御近侍中

松平越中守

關白一見を求む

斯くて翌春、即ち寛政二年三月十二日に至り、關白輔平から、左の返書が來つた。
 一 去冬は尊號之事に付御芳書、一覽御尤存候。此儀於ニ輔平、土貢無之儀可ニ察給候。於此地一も和漢之先蹤、彼是御吟味之趣に候。就ては其御許御書集置候由、珍重之儀、何卒致一覽一及候條、御差登給候。

様、所レ希候。

三月七日(寛政二年)

輔平

定信先蹤
調書呈覽

斯く中間四個月を措きたる次第なれば、随分延引したる返答である。定めて京都にて、彼是の事情があつたのであらう。されば松平定信は、取り敢へず、三月十六日附にて、左の一書と與に、右の先蹤に關する調査の一書を呈した。
 一 尊號之儀に付、先蹤拔書之儀、已前認置候間、及ニ言上一候處、可レ入ニ貴覽一旨、蒙レ命、恐惶慚愧之至に奉レ存候。則去冬認置候ま、にて、密奉レ入ニ貴覽一候。已前讀書之頃抄出之口口と集候儀に付、甚無ニ覺束一事共も有レ之候。尤まちがひの儀は、御示教を被ニ下置候は、別て感佩可レ仕候。康富記など申にも、その比の論談も有レ之候。へとも、尙否之處は、いづれとも難レ申など、巨儒も論じ候事も、承り傳へ罷在候。

第十一章 六〇 松平定信と鷹司輔平

三月十六日(寛政二年)

鷹司殿

松平越中守

御近侍中

先蹤調査
編纂の人

而して右の調査書は、「已前讀書之頃、抄出之品とり集」云々とあるも、それは決してそれに止まるものでなく、恐らくは柴栗山等をして、調査編纂せしめたものであらう。栗山は宋學を主とするも、日本の典故に就ては、高橋宗直に従つて學びたれば、斯る問題の調査に就ては、最も調法の一人であつたらう。此の調査書は、和漢古今に互りて、極めて周到に事例を引證しあるが、今ま煩を省いて、只だ其の結論の一節を掲げんに。

調査書結
論

古尊祖重宗、尊卑を正され、名器をつ、しまれしこそ。功烈天下に及び給ふ日本武尊と、怨毒骨にいたりたまひし押磐皇子の冤魂なりとも、數帝の敬愛やんとなき彦人草壁のとき重親なりとも、其位を踐み、其の統を繼玉はざ

飽迄大義
名分

らんには、かりにも其名をかし玉ふ御事なし。名器わづかに動きぬれば、おのづから陵夷して、源義満などの振舞も出来ぬれ。霜を履むの漸恐るべきとにて、これまた自ら悔りて後、人侮るとかやいふと、古よりいひ傳侍るとぞ。固陋不學の議すべき所にあらず。たゞその事實を抄出するのみ。と云うてゐる。彼は何處迄も、名器は濫にす可からずと云ふを、一天張りとして、飽迄も大義名分を正さんとするを、議論の主要とした。

【六一】再度の照會

輔平再考
を求む

定信の尊號意見に對し、京都側なる鷹司輔平より、寛政三年正月廿六日、左の如き書面が到着した。尊號之事、賢考之趣、寔以尤至極之儀感心候。併尙又別紙之趣、何卒今

一應賢慮あるまじき哉。とにかく御孝心之御儀より被_レ爲_レ出候御沙汰故、無_レ據申進候。輔平心中彼是之進退可_レ察給一候。尙返報、又々書付給候様頼入存候。

追申、尊之字之事、日本武之外にも、可有_レ之歟。併何分別紙御熟覽頼入存候也。

正月十一日

松平越中守殿

輔平

此の如く江戸から京都へ、不容易の事だから、再考を促がしたるに對し、又た京都から江戸へ再考を促して來た。而して其の所謂る別紙には、定信の所説を、婉曲に辯正して來た。

定信所説

先達て内密示給候尊號一件之事、賢考之一冊、再三數回令_レ熟覽一候處、一々道理之事に存候。内々備_レ于_レ觀覽一候處、數句御熟覽被_レ爲_レ在、尤之事に被_レ爲_レ思召一候。全體此思食、勿論一朝一夕之御事にて無_レ之累

日本武尊の御事

年之御願望、何様にも被_レ爲_レ遊候て、被_レ遂行一度、觀慮に被_レ爲_レ在候。尤如_レ被_レ示御名號、至極以_レ重事之條、勿論に候へども、先例に有_レ之儀、且日本武尊之事、尤至極に候へども、其時代には別に中古之様に、太上尊號之事は無_レ之時にて候條、則尊之字、今之尊號にも相當候歟。尊之字奉_レ稱候事は、天皇のみに限り、於_レ于_レ臣下一は、何々之命と稱_レ候。日本武尊に限り、尊之字奉_レ稱候事、寔奉_レ尊號一候所にて、且於_レ于_レ現在一は、先例餘計は無_レ之候へども、於_レ追贈一は、先例數多之事に候條、畢竟同様に被_レ思召一候間、何とぞ被_レ遊_レ遂行一度、觀慮に候。當時何か被_レ正候御時節故、別て御孝心之處、難_レ被_レ閣、猶更御沙汰之處候。尤御時節柄之事に候ま、何か御事かろく萬事御省略に可_レ被_レ仰付一候。何分觀願之趣、相立候様可_レ被_レ回_レ賢慮一希存候事。

辨正の要領

則ち定信が、仲哀天皇は日本武尊の子にして、然も東征西伐、功烈世を蓋ふ父君をも、追尊の事なしと云ふに對し。尊の字が、則ち尊號だと云うたのだ。

而して、

我朝の先蹤をたづぬるに、旁支より大統をうけ玉ひし事、仲哀帝より後花園帝に至るまで、御十二代、追尊の御沙汰なかりしは、御七代にて、ありしは御三代なり。御父君在世のうち、尊號ありたるは、後二代とぞ聞へ奉りぬ。と云ひたるに對して、現在の尊號の例は少きも、追贈は多くある、追贈と現在と、何等の相違はないと辯駁し。兎にも角にも、是非尊號御宣下御遂行あらせられたしとの意を、繰り返し來つたのだ。

定信再答

此に對して、定信は同二月に、左の答書を贈つた。
御書付謹而奉拜見候。先以尊號一件愚意之趣相認、備賢覽一候處、道理之事に被思召、内々被備于。觀覽一候旨、誠に以不奉存寄一儀、甚以恐入奉存候。一體此御内慮之儀、累年之御願望に被爲在候間、何卒觀願之趣、相立候様、愚考可仕旨蒙仰、重々恐入奉存候。全體尊號之儀、關東へ御同意被仰進一候處、關東にては未御評論も無

之、唯不ニ容易一儀に付、今一應御再評被爲在候様にとのみ、被ニ仰出一候儀に候。

漢議之正

然處漢議之事、承りも傳候て、甚以如何しく奉存候へども、少々承及候事ども、認つらね、備賢覽一候而已に御座候。乍然名號不ニ容易一義は、段々見當候ては、默止可仕儀にも無之、一己之所存、御尋に付奉ニ申上一候。此度蒙仰候、尊與命之事、不學之私、御答申上候に不及儀、明帝之遺誡、漢議之正論、杯之趣も有之、かつ世々之正儒、博古之人も尤と被同候事に候へば、彌以此度尊號之儀、可然御儀とは、難奉ニ申上一奉存候。關東之思召並に衆論等、如何可有之哉、不奉存候へ共、一己之所存にては、尊號之御沙汰無之、唯御孝養を被盡候御事は、誠以百王に度越いたし候。聖代之御政と奉存候。且此度之御正にて、末々迄も此事絶候はゞ、萬世之御鑑と相成、皇統磐石之御固、和漢例少々御正義にて、復古之御政、此上も無之儀に奉存

唯考養を以て百王に度越

費用の爲に非ず

候。隨而殿下御當軸之御事に候へば、如何様にも、叡慮之被有レ解候様、御奏聞被爲レ在候はゞ、是亦古今に例少き御忠節にて、列聖へ之御奉公無レ此上一儀と奉レ存候。尤も御費用などの事を以て申上候には決して無レ之、其儀正しき御事に候はゞ、天下の物力を以て、是程之御儀は、させる御事にも有レ之まじく哉。唯、聖皇賢輔御遭遇之御時節、ケ様之非禮御正無レ之は、末々正義之立可レ申時も有レ之まじく哉と、甚以可レ惜歎かしく奉レ存上候。依レ之一己之所存不レ殘奉ニ申上候。以上。

二月

唯大義名の爲め

流石に定信だ。彼は尊と命の區別など、つまらぬ小問題に頓著せず、直ちに大義名分の上に立脚して、其の主張を繰り返してゐる。而して之を讀めば、彼が尊號に對する措置は、必ずしも經費杯の問題でなく、且つ又た單に、江戸に於ける、將軍對一橋治済の問題のみでなく、實に彼は其の心中に、一個の確信

を以て、之に當りたる事が判知る。

〔六二〕 小一條院の例

關白の再答書

松平定信が、再度尊號の不可なるを説いて、京都側に反省を要めたるに對し、關白鷹司輔平は、更らに左の答書を與へた。

四月(寛政三年)廿二日關白殿御狀

前文略 抑尊號一件之儀、先頃御答之趣、扱々忠信之至、感心候。則御紙上内々備。 叡覽一候處、寔無ニ伏藏一被レ申之趣、尤至極之儀、御感不レ斜候。後來とも存意被ニ申上候様にと御沙汰候。然處、尙又別紙之趣、思召之處に候。御一覽可レ給候。毎々乍御煩勞、御答別紙に御認頼入存候。輔平雖ニ愚

味不文之質、諫爭之道は勿論之儀に候へ共、十七ヶ條之文、右大臣以上、關白之座、一品親王之上に候へば、彼是不任心底之事共有之、たゞ徐々と相はこび申度存候より、無據及御通達一候。追々申入候趣書面どもを以て、御推察何分御賢慮希候也。

四月十二日

松平越中守殿

輔平

恩召の處

小一條院の例

稱ニ皇字而已、於ニ異朝一度々有ニ沙汰。如ニ漢議義一先賢以レ稱ニ皇伯一爲レ是。漢於ニ仁宗一爲レ兄之間、於ニ英宗之朝一稱ニ皇伯一父一雖レ有ニ其謂一當時一品宮難レ比レ等候。皇子猶不レ被レ稱レ之、唯親王之列にては、叡心殊以不レ安之御事に候。於ニ大統一無ニ嫌疑之失、而在ニ所生一亦極ニ尊崇之道一之議論被ニ採用一。度、叡慮乍ニ勿論一當時如何程に被ニ宣下一可レ宜哉。小一條院辭ニ太子一之後、被レ准ニ太上天皇一賜ニ封戸一於ニ尊號一は、宣下無レ之歟、元來親王一列同様之儀、

大略院の振合にし

甚以如何に思召候。一品宮次第被レ及ニ老年一、叡慮不レ安之條、何卒小一條院之趣に被レ遊度思食候。是以不レ容易一御事に候はゞ、當分參入之御模様等、大略院之御振合に被レ爲レ遊候而、成丈被レ盡ニ於敬親一度思食候。御領等も略院御同様に相成候へば、大方小一條院御様子にも可ニ相協一候へば、先可レ被レ安ニ叡心一候。彼様に被レ遊候へば、御趣意も相立、於ニ大統一無ニ嫌疑之失、在所生一極ニ尊崇之道一等之議論、並ニ漢議之正論にも、可ニ相叶一歟。尙又所存無ニ藏伏一被ニ申上候様被レ遊度と之、御沙汰候。則小一條院例書、別に注レ之候。仍又々申入候也。

四月十二日

松平越中守殿

輔平

京都側安協的態度

此の如く京都側よりして、一步を譲り、妥協的態度も出て來つた。則ち其名を避けて、其實を取り、太上天皇の尊號宣下なき代りに、其の一切の待遇は、院の振合としたしとの思召であつた。

武家傳奏
所司代示

所生尊崇
論採用を
欲す

尙ほ中山家記に據れば、左の如くある。

寛政三年二月廿一日依仰、武家傳奏示談所司代一趣。
一品宮尊號宣下之事、重事勿論候間、今暫可有御猶豫一候。但稱皇王而已、於異朝一度々有沙汰、如漢議も先賢以稱皇伯爲是。漢王於仁宗一爲兄之間、於英宗之朝一稱皇伯父、雖有共謂、當時一品宮難比等候。皇子猶不被稱之、唯親王之列に被爲在儀、叡心殊不安候。於大統一無嫌疑之失、而在所生一亦極尊崇之道一之議論被採用一度。叡慮乍勿論、當時如何程に被宣下可宜哉。小一條院辭太子之後、被准太上天皇、賜封戸、於尊號一者宣下無之歟。元來親王一列御同様に而、御朝參甚如何に思食候。尊號宣下被爲在之上者、每度主上行幸茂被爲在度。願候得共、宮御方次第に被爲及御老年、彼是御評議而已に被移、時日空被二打過一候よりは、先小一條院程にも可被宣下一哉と思食候。是亦不容易一御事に候者、當分御參内御儀式、仙洞御同様に可被仰出御沙汰

天皇焦心
の理由

候。其上御領仙洞御同様に相成候は、大略小一條院御様子に可相協一候得ば、先可被安。叡心一候。依之尊號之儀、今暫御猶豫御參之御式、急に可被相改御沙汰候事。

此れは表向きに、武家傳奏から、京都所司代への通達であつた。此の如く光格天皇が、御生父閑院宮典仁親王の御待遇に就て、焦心なされましたも、理由がある。親王家は、家康の禁中並公家諸法度十七個條の制定以來、(參照 家康時代概観、二九―三八)極位の親王たりとも、殿上の座次、關白は勿論、左右大臣の下に列し、途上の禮節は、歩行の大臣に、乘輿を下り給ふ制なれば、現在の御父君を、此の如き待遇に措かせるは、特に孝心厚き光格天皇に於せられては、安からぬ事に思召したのも、當然の儀と云はねばならぬ。

小一條院

寛仁元年八月九日甲戌。皇太子敦明親王請退儲皇。即日立二帝同胞弟敦良親王爲皇太弟。九年即

任二坊官等、於二攝政直廬二行。公卿相率參二東宮、有二襲祿事、又被レ定二春宮藏人殿上人等。以前春宮坊一爲二小一條院。年給官符如レ元。○廿五日庚寅。以前皇太子一爲二小一條院。准二太上天皇、賜二年符年官受領史等、停二進屬、爲二判官代主典代。又以二左右近衛各五人、爲二御隨身、御封等如レ舊奉レ宛レ之。

〔日本紀略〕

〔六三〕 江戸側の意向

江戸側評議

京都より尊號は、暫時御猶豫に付、閑院宮を小一條院に準ずる待遇をとの思召に付、江戸側にては、種々評定した。封戸考之儀、彦助(柴栗山)へも申聞、御勘定奉行久世丹波守、柳生主膳正へも、其御程之處申聞、候處、千石も可レ被二増進一哉、杯申聞、依レ之同列へ遂ニ内談、六月三日、認レ之、返答に及ぶ。

定信更に
關白に答ふ

斯く定信は記してゐる。

前略 一、尊號之儀、鄙意奉申上候處、御寛納被ニ成下、被レ達ニ叡聞、御沙汰之旨、密に奉レ伺、何とも可レ奉申上候様も無レ之、身に餘り候事、只々感泣仕候儀に御座候。則以二別紙一又奉申上候。

六月三日(寛政三年)

松平越中守
定信

鷹司殿
御近侍中

別紙

前略 小一條院之御儀、古典などにあらうかゞ候のみにて、如何の御模様と申候儀も、恐察候様仕候。只程能處を以て、其入を被レ増

簡條書内
意を求む

第十一章 六三 江戸側の意向

おぼつか
なき先例

江戸側
の家領増進

候義は、御同意有之候方々も可有之哉。参入等之品も、只御模様とのみにては、いかゞ之御儀に哉不奉存候に付、いづれとも申上がたく奉存候。其入を被増候儀、参入之御模様何々と申ケ條を以て、所司代迄も、御内意被仰出候方々も可有之哉。左候は、於此表も、猶其程合をも相伺ひ、一統評議仕相伺候様可仕奉存候。〔下略〕

定信の同列に與へたる、相談書の追伸には、
 小一條院の儀も、御見合之方と奉存候也。古來之事、やうやく花鳥餘情の類より考出し候は、さてくおぼつかなき様に存申候。

とある。此れは京都側から、小一條院に關する考證を、一條兼良著の源氏物語註釋、花鳥餘情から、援き來つたからだ。而して勘定奉行柳生、久世兩人の答申には、

御尊號之儀、漸く御差止に相成候旨、恐悅之御儀、此上之處、御合力之一儀と、御書取にも御座候間、右之一儀、私共評議にては、天明四辰年

往復書翰
を尾水兩
家に示す

兩家の同
意

より、格別之譯を以て、閑院一品宮、御現在中千石被進候間、此上猶又千石も、御一代限り被進候は、右有來御家領千石に見合せ、一倍餘御増被進候義にて、御孝養之筋も可相立儀と奉存候。

とある。即ち江戸の評議は、在來の家領千石、天明四年以來一品宮一代限り千石、それに今度又一代限り千石、都合三千石となすにあつたとは、此にて知る可しだ。而して松平定信は、此の問題に關しては、當初より其の同僚の意見を尋酌して、評議を一決したるのみならず、曾て彼を推薦したる尾張、水戸の兩家にも、鷹司輔平と、尊號一件に關する、往復の書簡を示した。乃ち彼の手記に、「大抵相決、六月三日、鷹司殿へ、呈書相濟候上、右書留深存有之候に付、尾張殿、水戸殿へ入三貴覽一候處、御書付被下」とある。而して兩家より

の答書には、

彼是御むづかしき義に相見候處、御手前被申上候書面、御尤至極之儀にて、御都合もよく相濟、恐悅之至に奉存候。甚不内容易儀に候處、

御手前御誠意相届き、萬世之御基本相立、重疊之儀に御座候。被ニ申越一候趣、委細承知いたし置候。此節御手前當職に在之候儀、誠に天下之大幸に奉レ存候。

定信深存の意味

惟ふに此の如く松平定信が、尾水兩家に此の事件の顛末を示し、所謂「深存有之」と云うたのは、何を意味したのであらう乎。恐らくは尊號問題の裏面には、江戸に於ける大御所問題が、潜在するを感じたるが爲めに、其の豫防として、斯く取り謀つたのではあるまい乎。何れにしても松平定信程の、當時幕閣に、唯一無二の權要の位置を占めながら、同僚と相諮り、下僚と相詢り、而して更に當局と直接の關係なき、親藩の人々にも諒解を求め置くが如き、其の用意の周匝、實に驚く可きものがある。記して此に至れば、政治は到底、粗心策腕の者の能く成功す可きものではあるまい。

第十二章 京都側態度の強硬

【六四】京都側の議一變す

事情逆轉問題立反

然るに小一條院に準ずる問題の未だ片附かざるに先ち、蚤くも京都にては、事情が更らに逆轉して、元の尊號問題に立ち戻つた。その理由に就ては、左に掲ぐる前關白鷹司輔平の一書によりて、推測するの外はあるまい。

輔平内書を送る

寛政四子年正月九日、松平定信は、京都なる前關白鷹司輔平より、左の手簡を受取つた。

爾來疏遠打過候。寒威甚敷候處、彌御勇猛候哉承度候。抑輔平在職中、追々申承候。太上天皇尊號之一件、内々示給之趣、返々感心し早。逐一言上之處、其許忠節を被レ申候條、御威之儀相伺、則此儀は可レ被ニ相止一事御沙汰に而畏存候。

又々御内
思仰進の

然る處 輔平 辭職後、此節に至、不存寄 尊號之儀、當職已下へ所存可ニ申上
旨、更に表向蒙レ仰驚存 候。人々近々以ニ一封言上之儀と存 候。
依レ之尙又 天氣をも相伺 候。兎角御孝心之 叡慮より、此度現任(一條
輝良)其外之所意をも御尋ありて、其趣を以、又々 御内意被ニ仰進 思召
に被ニ相伺一候。

先達 尊號之儀は、可レ被レ止之御沙汰に付、可ニ申入一儀も候處、今度被ニ仰
進一候 様にては、何とやらん其御許御不審も可有レ之存 候故、右之段 申
入置 候。當時辭職之身、御内意等之節 御用も無レ之儀故、御互に御文通
不致 旨 申承 置候へども、前顯之段不ニ申入置一候ては、御不審も候半
と申 進 候。於ニ御承知而已は、不レ及ニ御答一候也。

十二月廿五日(寛政三年)

松平越中守殿

輔平

意外の事

定信決心
を同僚に
示す

決心堅固
の理由

此れは定信に取りては、若し青天の霹靂と云ふ程になかつたならば、兎も角も
意外の感があつたであらう。彼は此書を寛政四年正月九日に受取り、正月十
一日附にて、左の附書を添へて、同僚に其の決心の在る所を示した。

鷹司 殿より九日一封到来、如ニ書面一 尊號之儀、又々御内意等にて可レ被ニ
仰出ニ哉之趣に 候。此一件、御國體にとり不ニ容易一儀、私初め鷹司 殿迄 申
入 候一件、御承知之通り故、いくたびも此儀御引請、私 取 扱 可レ 仕
候。まづ御心得に、來翰御目に掛 申 候。

よほどむづかしき様子に御座候。彌奮勵 仕、少しもたぢろぎ不レ申、何
分引請可レ申儀、決定 仕 候也。

彼れ定信は、此の問題を以て、「御國體にとり、不ニ容易一儀」と云うてゐる。此
にて如何に彼が之を單純なる政策問題とせず、寧ろ之を主義の問題としたか、
判知る。彼が此の問題に、斯く迄力癩を入れたのは、畢竟一時の便宜とか、都
合とか云ふことでなく、眞に日本國體に取りて、容易ならざる事と信じたから

關白輔平
辭職

である。即ち功利上の打算でなく、主義上信念の問題として、斯くは渾身の力を、此の問題に集注したものであらう。

抑も鷹司輔平は、寶曆年間竹内式部事件に際しては、内大臣として、二十歳前後であり、關白近衛内前、右大臣九條尚實、前關白一條道香等の後に隨うて、兎も角も一人前の職に服した。而して彼は天明七年三月一日關白となりたれば、同年六月十九日に、老中首席を命ぜられたる松平定信と共に、兩人は略ぼ同時に東西の執政となつた譯だ。而して彼は、寛政三年正月に辭表を上りて許されず、同二月再び辭して許されず、而して同年八月二十日に至りて、愈よ關白を辭し、斯くて一條輝良は、同月同日に關白となつた。輝良は道香の子である。

新關白輝
良と此の
問題

輔平の辭職は、未だ必ずしも、尊號問題の爲めではなかつたであらう。されど尊號問題が、彼の進退に關係あるは、云ふ迄もない。彼は元來此の問題には、松平定信と同腹であつたれば、定信も彼によりて、京都との交渉には、頗る都合がよかつたのであつたらう。然も一條輝良に至りては、寧ろ中山方にて、云はゞ、尊號贊成者の統領である。彼在るが爲めに、此の交渉が、故らに面倒になつたと云はざる迄も、輔平在職中に比すれば、多くの點に於て、圓滑を缺く可きは、必然の事と判斷せねばならぬ。

【六五】 京都に於ける尊號宣下の諮問

參議以上
への諮問

翻つて京都方面を見れば、寛政三年十二月に至りて、公然參議以上の諸公卿に向つて御諮詢あらせられた。中山家記に曰く、

寛政三年十二月 太宰帥親王可有尊號 宣下一哉、參議以上群議被仰下、一封各申所レ思。

と。而して關白一條輝良公記によれば、十一月七日「右府へ遣レ狀 勅問一件也」

是れ江戸
高壓手段

とある。右府は右大臣二條治孝だ。されば、十一月上旬頃より、既に其の内談はあつたものと思はる。此れは滿廷の公議以て、江戸を高壓する手段としての思召であつたとは、前記前關白鷹司輔平の、松平定信に與へたる書中にて推察するに餘りある。(參照 六四)

公卿の贊
否

此の答申に就て見れば、關白一條輝良以下三十五人は、異口同音に尊號宣下を贊成してゐる。而して可否を明言せざるものは、久我内大臣信通、冷泉爲章、庭田重嗣の兩中納言三人にして、其の不可の意を、婉曲に表明したのは、前關白鷹司輔平、其子左大臣鷹司政熙の父子二人であつた。今更反對側の意見として、左大臣鷹司政熙の答申を舉れば、

反對側の
意見

一品宮可有二尊號 宣下否之事
右 謹 按、自藩主入繼大統之君、於本生之父一極尊崇一有下奉二上皇之號一者、有二三不奉者、古今和漢其例不能一枚舉一也。然已不踐二其位一何虛有二三其號一乎。淺膚之才、愚衷之誠、不知其當否、宜在天裁一也。

贊成者の
意見

と。而して彼の父輔平は、
一品宮可有二尊號 宣下否之事
右 謹 按、左大臣申條同意候。宜在二觀慮一矣。
と。鷹司父子は、豫て松平定信との交渉もありたれば、今更ら宣下に同意する譯にも參らなかつたであらう。されど其の反對を表明したる言葉は、婉曲を通り過ぎて、寧ろ微弱であつた。
これに反して贊成派は、何れも張膽明目して、その意見を發揮してゐる。中にも尊號派の巨魁とも云ふ可き、中山前大納言愛親の如きは、左の如く、答申してゐる。

中山愛親
答申

御實父太宰帥親王可有二尊號 宣下一哉之事
右 謹 檢二國史一、於三日本武尊一者、川上梟帥奉二尊號一、是別議也。磐坂市邊押磐皇子、彦主人王、忍坂彦人大兄皇子、茅渟王等、皆以無二追崇之事一、可レ謂レ得レ禮也。其後、日並知皇子、追尊奉レ稱二岡宮 御宇 天皇、舍人

親王追尊奉稱崇道盡敬皇帝、施基皇子追尊奉稱御春日宮、天皇上此三個度、未知得禮否也、但御實父御在世、無下不被奉尊號之例上歟。

後高倉院

後崇光院皆以非追尊之例。漢高祖五日一朝太公、太公曰、帝人主奈何以我爾、爾天下法、而高祖上尊太公曰、太上皇。御實父御在世其禮宜、倣之歟。且陽光院被贈尊號、既以尊崇爲定例、今因承久文安之例、被奉尊號之條、誰謂非據乎。宜在聖斷一矣。

廣橋伊光の意見

と。而して廣橋前大納言伊光に至りては、更らに一層其意を詳悉してゐる。一品宮可有尊號、宣下否之事。右謹按尊崇之議、異域其說紛々不レ一。雖然舜既爲天子、以替腹爲天子父、備致四海九州之奉。尊親之意至矣。及漢高祖以太公爲太上皇、詔曰、人之至親莫親於父子、故父有天下、傳歸於子、子

有天下、尊號於父、此人道之極也。荀悅曰、孝經云、雖天子必有尊也。言有父也。王者父事三老、以示天下、所以明有孝也。無父猶設三老之禮、況其存者乎。孝莫大於嚴父、故后稷配天尊之至也。湯不先契、文王不先不窋、古之道、子尊不加之於父母、然則爲親上尊號、由來久矣。師古曰、太上極尊之稱也。皇君也、天子之父故曰皇。不預治國、故不言帝。是其名義也。

皇朝

小一條院の意見

小一條院嘗辭春宮、猶上尊號、又命將軍義滿公、出行准御幸。況實御父豈不可尊崇乎。伏以陛下雖爲、後桃園院御養子、所生之恩海岳深重。詩云、父兮母兮、鞠我畜我、長我育我、顧我腹我、出入腹我、欲報之德、旻天罔極。豈可不思所以圖報。

後崇光院の例

後花園院實御父 後崇光院猶上尊號。詔書曰、粗雖無舊典之準的、今特加新制之崇儀、宜上尊號。此時名臣關白兼良、內大臣實熙公等、何爲一曲從一乎。今遂ニ天安舊蹤、則非ニ新義。近者、桃園院御母爲ニ前青綺門院之事、雖レ布告天下、以ニ姉小路故實武朝臣女、有ニ門號宣下者、爲レ報ニ其鞠養之恩歟。況以ニ實父ニ布告天下、豈有ニ北面而朝之理ニ乎。若夫異域世々統系不レ一、篡立相接。皇朝則正統綿々、與ニ天壤無レ窮。今親王爲ニ東山院孫王、櫻町院御養子、陛下實御父、況陛下實御父、受ニ罔極之恩。然則異域紛々之說、不可ニ拘泥也。伊光淺見薄識、雖非レ可ニ恣議、敢隨ニ顧問、謹陳ニ管見。是不堪ニ屏營之至。臨レ時大事採擇、可否、宜在ニ聖裁。

贊成者の鼻息

議論の當否は、姑らく別問題として、尊號宣下賛成者の鼻息は、何れも概して荒きものが多かつた。然も廣橋の如きは、其の尤の一だ。

後崇光院尊號詔書

詔、朕以ニ嘉德ニ承ニ嘉符、負ニ鳳凰正ニ鳥紀、軒丘之就日、未照ニ蒼生之心、皇家之聖風、盡育ニ華夷之俗、貴レ親者禮、昵レ族者仁、因レ茲爲レ開ニ朝章於奕代、忽獻ニ峻號於射山、洞戸迎春、根英益積、汾陽盛浪、金石列レ聲、最則治世之大猷、達道之厚化、粗雖レ無ニ舊典之準的、今特加ニ新制之崇儀、宜上ニ尊號、爲中太上天皇ニ普告ニ遐邇、俾レ知ニ朕意、主者施行。

文安四年十一月廿七日

〔看聞日記〕

【六六】表向の照會

武家傳奏書狀

京都側には、既に寛政三年十二月廿五日附、寛政四年正月九日著の前關白

第十二章 六六 表向の照會

三三三

鷹司輔平より、松平定信への内報あつたが、(参照 六四)今は正式に武家傳奏より京都所司代一太田備中守一に、左の書付を齎らした。

閑院一品宮御事

當今御間柄の儀を以、尊號 宣下之事、去寛政元年八月 御内慮被ニ仰進ニ度ニ付、先其許迄相達候、一件書之趣、即關東へ被ニ申入一候ニ付、同年十一月 老中方より申來候一紙被ニ達之及ニ沙汰一候。就者最前申入候通、主上御年長に付而は、御孝道之儀、專被ニ思召一、太上天皇尊稱之事、御内慮被ニ仰進一度、御沙汰に候旨、書付相達候付、則關東へ被ニ申入一候之處、右尊號之儀は、不容易之儀に付、今一應厚御評議被ニ有レ之、御内慮候様被ニ相達ニ之趣、及ニ言上一候處、先以 御滿悅之御沙汰に候。依レ茲乎深 御思惟も被ニ爲レ在候處、兎角本朝にては、承久之例に付、尊號 宣下無レ之ては、不相叶、御内々如何程之御取扱被ニ爲レ在候而も、名實不正候而は、御實父御崇敬之孝道不全調、王臣北面之禮儀難ニ相止一候故、何

宣下の必

先蹤廢棄に能はず

所謂仙洞

共

叡慮御不安之御儀、仙洞思召も勿論御同様之御事故、猶又今度厚御評議有レ之に付、勅問衆其餘前官大臣、大納言、中納言、參議、聽、本坐、輩迄も被ニ尋ニ所意一候付、勅答中詞之寫も別に相達候。此餘先々之議論等も可有レ之候得共、既に 本邦之例 成來候儀を、當朝にて、今度被ニ廢棄一候儀は、甚不容易之事に被ニ思召一宸襟御不安、院慮も御同様之御事に候。仍御先格之通、彌 尊號 宣下被ニ爲レ有度 思召候間、目出度被ニ遂行一候様、自ニ 兩御所一被ニ仰進一候。若又今度難ニ相調ニ之趣に而は、此上深く 思召被ニ爲レ在候間、無レ滞被ニ及ニ 御沙汰一候様に被ニ爲レ遊度候。右に付而は、御時節柄候間、新院御殿は不レ及ニ御新造一閑院宮少々御達 添御取 繕にて可レ然候。御領之儀は、新院之御例格七千石候へ共、今度被ニ省減一候間、四五千石計、可レ被ニ附進一候。右 御内慮之趣、關東へ 宣レ被ニ申入一候事。此に仙洞とあるは、後櫻町天皇のことだ。(天皇は櫻町天皇の第二女にて、桃園天皇の姉君、

桃園天皇崩御の後、明正天皇の故事により、群臣迎立、明和七年御讓位、文化十年に崩御あらせられた。

傳奏添狀

前記の書付と同時に、武家傳奏より差出したる書付がある。

尊號 宣下 御内慮之一件、最前追々及御掛合一候頃よりは、餘程經二年月候儀に而、其上一品宮御事、被及御高年一候間、於此節は、何卒無御猶豫一被仰出度候間、關東之御返答早被仰進一候者、嗚々可爲御滿悅一候尤兩人共(武家傳奏正親町前大納言公明、萬里小路前大納言政房)無程御使參向發足に而、若代役中にも可相成一候共、右御返答有之候様、精々可有御勘辨一存候事。

右書狀の江戸著

以上は、京都所司代太田備中守より、寛政四年正月廿日附にて、江戸の各老中名當にて、轉送し來つた。一條關白以下、勅問奉答の一冊も、それに添へてあつた。而して右は正月廿七日、江戸に到着した。江戸に於ては、既に鷹司輔平の内報にて、之を前知したれば、今更ら驚くとも

幕府の方針

なかつたが、されど其の事の重大なるは、云ふ迄もなく、此れが爲めには、松平定信を始め、老中の人々、何れも評議を凝らした。固より大體の方針に於ては、既に確定しあるも、問題は解決の方法であつた。

尊號之事、群議一覽仕候。何れ此儀は御無用之方は、論定り候儀に候乍然然仰出され方、何か工夫可有之哉、未だ浮み不申候。依之まづ御廻しに仕候。

とは、定信が如上の文書に添へ、同僚に廻送したる文言であつた。

【六七】江戸側の内評定と其の返書

幕府の評議一決

江戸にては、老中評議の上固より松平定信の意見通り一愈よ左の如き返事を、所司代太田資愛に與ふるとした。